

パブリックコメント手続きの実施について

1 実施概要

(1) 公表する資料

南相馬市一般廃棄物処理基本計画（素案）パブリックコメント手続きの実施について

資料 1 本書

資料 1－2 南相馬市一般廃棄物処理基本計画（素案）

資料 1－3 南相馬市一般廃棄物処理基本計画（素案）概要版

(2) 意見の提出方法

- ①意見提出の書式は自由です。住所、氏名、電話番号を明記してください。
- ②提出は窓口を持参するか郵送または FAX、電子メールなどで提出してください。

(3) 意見等の提出期限・公表期間

令和 8 年 3 月 1 日（日）～3 月 2 0 日（金）

(4) 公表場所

生活環境課、市役所市民課、小高区と鹿島区の市民総合サービス課、各生涯学習センター

(5) 提出・問合せ先

〒975－8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地
市民生活部生活環境課（本庁舎1F）
TEL 0244-24-5231 FAX 0244-23-0311
電子メール:seikatsukankyo@city.minamisoma.lg.jp

2 今後のスケジュールについて

No.	日付	項目
1	令和 8 年 2 月 17 日（火）	鹿島区地域協議会
2	令和 8 年 2 月 18 日（水）	小高区地域協議会
3	令和 8 年 2 月 19 日（木）	原町区地域協議会
4	令和 8 年 3 月 1 日（日）～ 令和 8 年 3 月 20 日（金）	パブリックコメント手続き
5	令和 8 年 3 月	（臨時）企画調整会議・庁議
6	令和 8 年 3 月	議会全員協議会
7	令和 8 年 4 月	公表

南相馬市一般廃棄物処理基本計画 (素案)



令和 8 年 3 月



南 相 馬 市

南相馬市一般廃棄物処理基本計画

目 次

1. 基本的事項	1
1.1 計画策定の趣旨	1
1.2 計画の範囲	2
1.2.1 対象地域	2
1.2.2 対象とする廃棄物	2
1.2.3 目標年度	2
1.3 本計画における基本姿勢	2
1.4 一般廃棄物処理基本計画とは	2
1.5 一般廃棄物処理基本計画と諸計画との関連性	3
1.5.1 南相馬市第三次総合計画 前期基本計画	4
1.5.2 第3次南相馬市環境基本計画	5
1.5.3 復興及び廃棄物処理に係る諸計画	6
1.5.4 南相馬市地域防災計画におけるごみ処理	7
1.5.5 南相馬市ごみ分別収集計画（第10期）	8
1.5.6 南相馬市一般廃棄物処理実施計画	8
1.6 SDGs の関連性	9
1.7 本市の概況	10
1.7.1 自然特性	10
1.7.2 社会特性	11
2. ごみ処理基本計画	19
2.1 ごみ処理状況	19
2.1.1 ごみ処理事業の沿革	19
2.1.2 ごみ処理の流れ	22
2.1.3 ごみ収集区分	23
2.1.4 ごみ排出量	24
2.1.5 ごみの排出抑制・資源化	29
2.1.6 ごみの性状	32
2.1.7 ごみ処理の現況	34
2.1.8 ごみ処理に係る事業費	43
2.1.9 不法投棄件数	44
2.2 ごみ処理に係る国、県、県内市町村等の動向	45
2.2.1 国の動向	45
2.2.2 県の動向	47
2.2.3 目標値の達成状況	48
2.2.4 類似市町村間の動向	48

2.3	ごみ処理の現状と課題	51
2.4	ごみ処理基本計画	53
2.4.1	基本理念	53
2.4.2	基本方針	54
2.4.3	数値目標	55
2.4.4	本計画における数値目標の達成に向けた施策体系	57
2.4.5	本計画における数値目標の達成に向けた市民・事業者・市の役割	71
2.4.6	ごみ処理主体	72
3.	食品ロス削減推進計画	73
3.1	計画策定の趣旨	73
3.2	計画の範囲	74
3.2.1	食品ロスとは	74
3.2.2	対象とする食品ロス	74
3.3	食品ロスに係る国、県の動向	75
3.3.1	関係法令	75
3.3.2	国、県の関連計画	76
3.4	食品ロスの現状	77
3.4.1	家庭系食品ロス発生量の推計	77
3.4.2	事業系食品ロス発生量の推計	78
3.5	食品ロスの現状と課題	79
3.6	食品ロス削減推進計画	80
3.6.1	基本理念	80
3.6.2	基本方針	80
3.6.3	数値目標	80
3.6.4	計画達成に向けた市民・事業者・市の役割	81
3.6.5	重点施策	82
4.	生活排水処理基本計画	83
4.1	生活排水処理状況	83
4.1.1	生活排水処理体系	83
4.1.2	生活排水処理人口及び処理率	84
4.1.3	生活排水処理主体	86
4.1.4	公共下水道整備計画の状況	86
4.1.5	浄化槽の設置基数	87
4.1.6	し尿等の収集運搬の検討	87
4.1.7	し尿等の処理の現況と課題	88
4.1.8	生活排水処理対策の現況と課題	90
4.2	生活排水処理基本計画	91

4.2.1 基本理念	91
4.2.2 基本方針	91
4.2.3 生活排水処理の数値目標	91
4.2.4 生活排水処理人口の将来予測	92
4.2.5 し尿及び浄化槽汚泥排出量の将来予測	93
4.2.6 生活排水処理施設整備計画	94
5. 計画の進行管理	95

1. 基本的事項

1.1 計画策定の趣旨

近年、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会により、地球規模で様々な環境問題が発生しています。こうした問題を解決するために廃棄物を減らし、資源を繰り返し使うことで、持続可能な社会を目指す、循環型社会の構築に向けた取組が課題となっています。

我が国では、循環型社会の構築を図るため、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）を制定し、その後も持続可能な発展を目指す「循環型社会の形成・実現」に向けた様々な制度や施策が推進されてきましたが、近年では、平成 27 年の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）を踏まえ、分野の異なる取組を統合的に実施することで相乗的、一体的効果を得る取組が注目されています。

廃棄物処理の分野では現在世界規模で問題となっている海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化問題等の課題に対応するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）」（以下、「プラスチック資源循環法」という。）を制定するなど、環境問題の解決に取り組んでいます。

南相馬市（以下、「本市」という。）では、平成 28 年 3 月に令和 7 年度を計画目標として「南相馬市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「前回計画」という。）を策定、令和 3 年 6 月に改訂し、廃棄物の適正処理や排出量削減に向けて取り組んできました。一方で、本市のごみ処理施設である「クリーン原町センター」は建設から 36 年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから令和 16 年度で稼働を終了し、新たなごみ処理施設を建設する予定です。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災（以下、「震災」という。）により、本市を含め東日本沿岸部全域において多大な被害を受けました。また、福島第一原子力発電所事故の発生により、多くの市民が避難生活を余儀なくされ、農作物や雇用状況等その影響は他分野にわたりました。

震災以降、燃えるごみとして排出される草木類の増加、便利・簡単消費志向が定着する生活スタイルの変化、少子・核家族化による人口減少が起こっている反面で世帯数が増加していることなどにより、本市のごみ排出量は前回計画において予測したごみ排出量を大幅に上回っています。

さらに、前回計画期間中には新型コロナウイルスが流行し、リモートワークの普及等、市民の生活様式や消費行動に大きな変化をもたらしました。

以上のことから、本市における一般廃棄物処理の現状や課題、廃棄物をめぐる社会・経済情勢などを踏まえ、前回計画で想定していた将来の一般廃棄物発生量等を大幅に見直す必要があることから本市の一般廃棄物処理基本計画を新たに策定し他の計画と一体的に取り組めます。

また、近年国内外で課題となっている食品ロスの削減に関し、国は「食品ロスの削減に関する法律（令和元年法律第 19 号）」（以下、「食品ロス削減推進法」という。）を施行し、市町村は食品ロス削減推進計画を策定することが望まれています。よって本市でも、「食品ロス削減推進計画」を作成し、食品ロスの発生抑制に取り組めます。

1.2 計画の範囲

1.2.1 対象地域

本計画の対象とする地域は、本市の全域とします。

1.2.2 対象とする廃棄物

本市が自ら処理するもののほか、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）」（以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条の 2 第 5 項に規定する多量排出事業者に指示して処理させるごみ及び本市以外の者が処理するごみがある場合は、それらも含め本市で発生する全てのごみを対象とします。

1.2.3 目標年度

本計画は、令和 8 年度を初年度とし、10 年後の令和 17 年度を計画目標年度とします。なお、令和 12 年度を改定年度とし、本市の一般廃棄物処理に係る社会情勢の動向や目標達成に向けた取組状況にあわせて、数値目標や施策等の計画内容を改定します。また、諸条件に大きな変動があった場合には必要に応じて見直します。

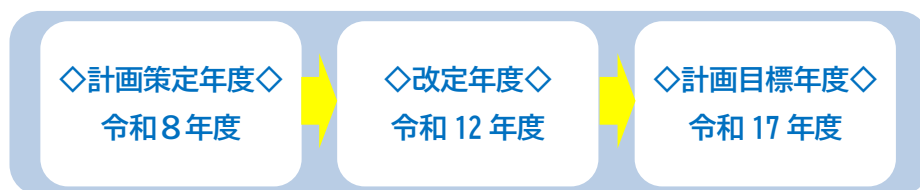


図 1-1 計画の目標年度

1.3 本計画における基本姿勢

本計画における廃棄物の処理は、「循環型社会形成推進基本法」に定められた処理の優先順位に基づき、以下の手順に従って進めることを基本とします。

- ①ごみの発生抑制
- ②再使用（不適正処理の防止及び環境への負荷低減に配慮した廃棄物の再使用）
- ③再生利用（不適正処理の防止及び環境への負荷低減に配慮した廃棄物の再生利用）
- ④適正処分（排出抑制及び循環的利用を徹底した後に残る廃棄物の適正処分）

1.4 一般廃棄物処理基本計画とは

廃棄物は、廃棄物処理法において一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、市民が生活により排出するごみなどの「一般廃棄物」は、原則として市町村に処理責任があります。

一般廃棄物処理基本計画は、市町村の域内の廃棄物処理に係る基本計画であり、廃棄物処理法第 6 条に定められている法定計画です。本計画は、本市の上位計画および国や福島県（以下、「県」という。）の政策との整合を図り、ごみ処理に関する基本的事項を定めます。

1.5 一般廃棄物処理基本計画と諸計画との関連性

本計画と、国や県の関連計画等との関係を図 1-2 に示します。

本計画は、上位計画である「南相馬市第三次総合計画」との整合を図り、「南相馬市環境基本計画」と連携しながら、「福島県廃棄物処理計画」における、一般廃棄物処理に関する目標や方向性に適合したものとしします。次項に関連計画における廃棄物施策の概要を示します。

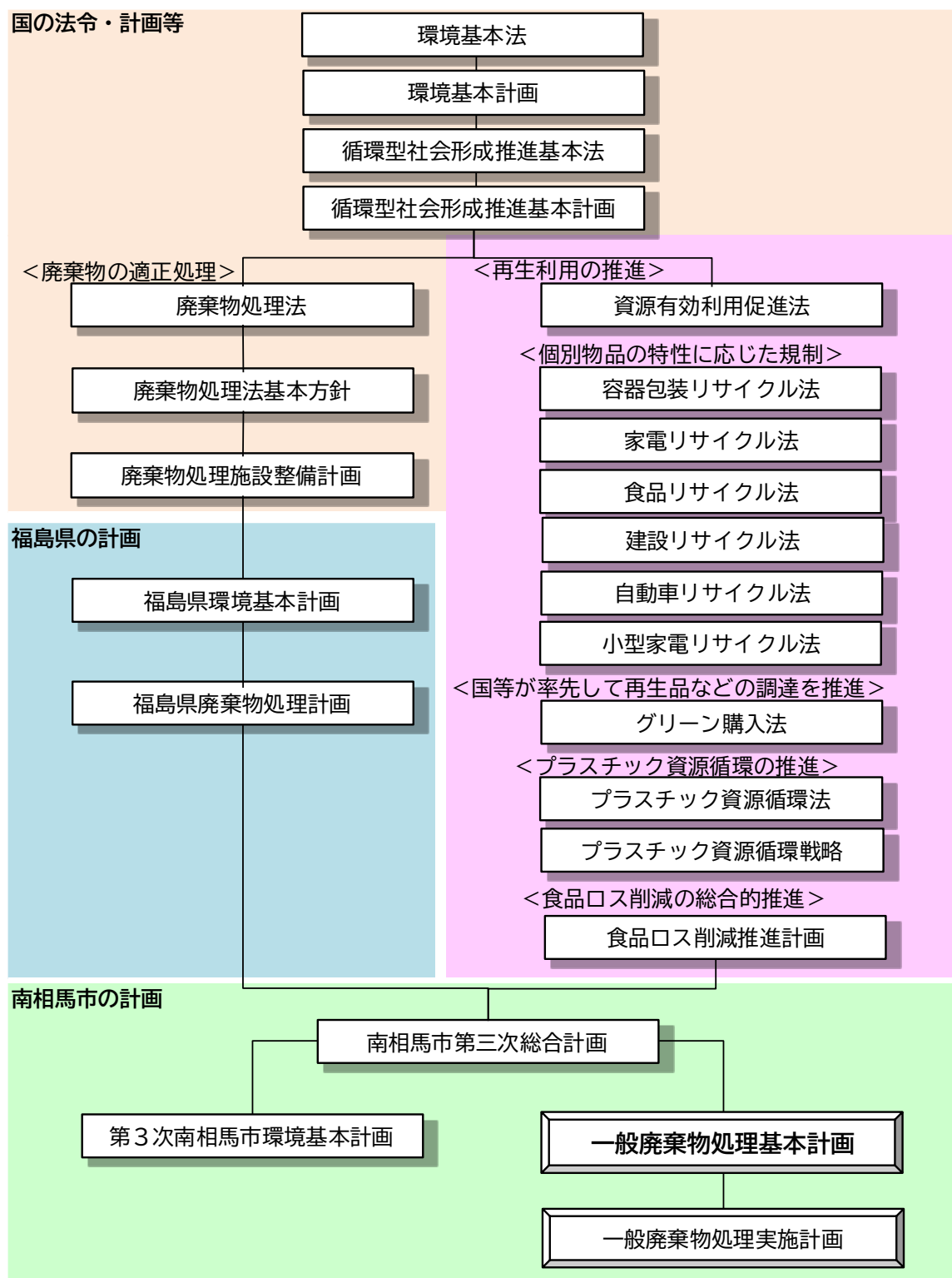


図 1-2 南相馬市一般廃棄物処理基本計画と法律・関連計画等との関係

1.5.1 南相馬市第三次総合計画 前期基本計画

本計画の上位計画に位置付けられる「南相馬市第三次総合計画」は、基本構想および基本計画によって構成され、本市が目指す将来像、まちづくりの目標、基本方針及び土地利用及び土地利用の基本的な考え方を示すものです。計画期間は令和5年度から令和12年度までの8年間としており、前期4年間（令和5年度～8年度）、後期4年間（令和9年度～12年度）に区分しています。また、基本計画を実現するために、基本計画の主要事業及び事務事業を掲載した「実施計画（計画期間3年間）」を別途定めるものとし、毎年基本計画に基づき見直しを図ります。

<政策目標>

100年のまちづくり ～家族や友人とともに暮らし続けるために～

<政策の柱>

政策の柱1「教育・学び」

政策の柱2「こども・子育て」

政策の柱3「健康・医療・福祉」

政策の柱4「産業・しごとづくり・移住定住」

政策の柱5「都市基盤・環境・防災」

政策の柱6「地域活動・行財政」

政策の柱7「原子力災害復興」

廃棄物処理に関することとしては、政策の柱5「都市基盤・環境・防災」の中で、「生活環境」を基本施策として掲げ、その中で、ごみの減量と資源化の推進を施策として挙げています。

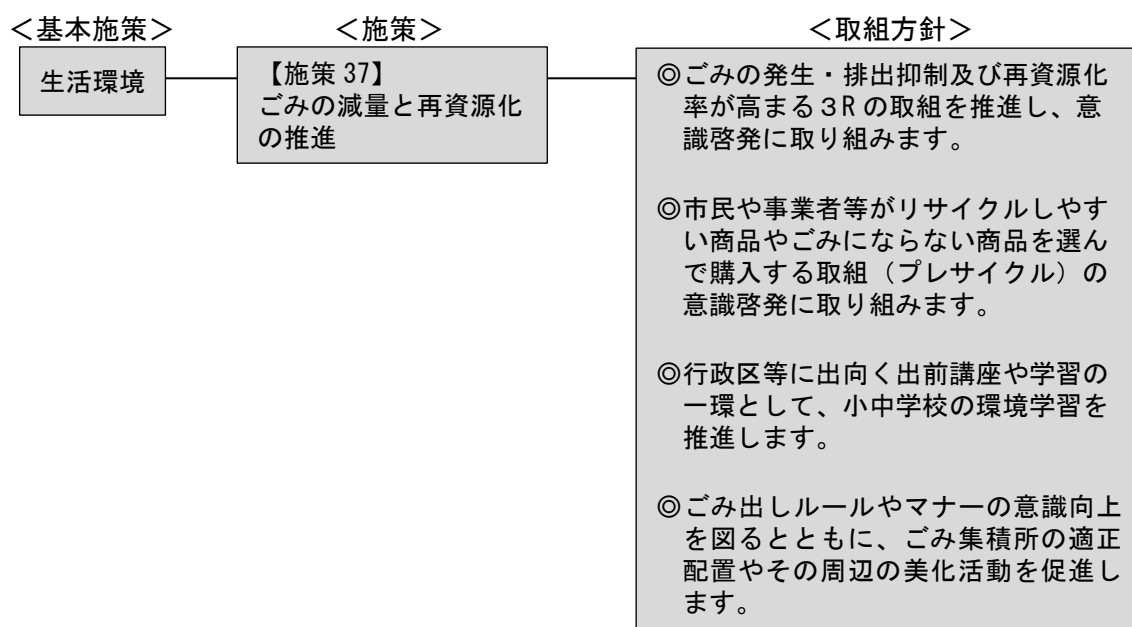


図 1-3 南相馬市第三次総合計画 前期基本計画における廃棄物施策

表 1-1 南相馬市第三次総合計画 前期基本計画における成果指標

	現状 令和 2（2020）年度	目標値 令和 8（2026）年度
1 人 1 日あたりのごみ排出量	1,180 g/人・日	950 g/人・日
リサイクル率	12.4 %	30.0 %

1.5.2 第 3 次南相馬市環境基本計画

「第 3 次南相馬市環境基本計画」は、「南相馬市第三次総合計画」で掲げた基本目標を実現するために、本市の環境施策の基本的な方向性を示しています。

計画期間は「南相馬市第三次総合計画」との整合を図り、令和 5 年度から令和 12 年度としており、策定後 4 年を目途に中間検査を行い、必要に応じて見直しを行うこととしています。

<望ましい環境像>

『私がつくる 緑と海と人が輝き合う 地球にやさしいまち みなみそうま』

<政策の柱>

政策の柱 1 「地球に負荷の少ない脱炭素なまち（地球温暖化対策の推進）」

政策の柱 2 「資源が活用され循環するまち（循環型社会の形成）」

政策の柱 3 「自然環境と共生するまち（自然環境の保全と活用）」

政策の柱 4 「安全で快適な生活環境のまち（環境回復の推進と生活環境の保全）」

政策の柱 5 「みんなが環境を考え行動するまち（多様な主体の協働の促進）」

廃棄物処理に関することとしては、政策の柱 2 「資源が活用され循環するまち（循環型社会の形成）」の中で、3 つの施策を掲げています。

表 1-2 第3次南相馬市環境基本計画における廃棄物施策

政策	環境施策	取組	令和4（2022）年度→令和12（2030）年度		
			環境指標数値目標		
			環境指標 実績値	令和4年度 実績値	令和12年度 目標値
資源が活用され循環するまち	■廃棄物の減量化・資源化の促進	ごみ分別の徹底の促進	1人1日あたりのごみ排出量	1,164 g/人・日	923 g/人・日以下
		3Rの促進			
		下水汚泥の利活用の促進			
	■廃棄物の適正処理の推進	ごみ集積所の環境整備	野積み集積所の箇所数	330箇所	250箇所以下
		ごみ収集・運搬体制の充実			
		ごみ処理・処分施設の適正管理			
		ごみ処理・処分施設一式の新設に向けた取組の推進			
	■食品ロス対策の推進	食品ロスに関する啓発・教育等の推進	可燃ごみに占める野菜くずや食べ物の残り等の割合	15.4%	14.0%
		「食べ残しゼロ協力店・事業所」の認定支援			
		フードバンクの仕組みづくり			

1.5.3 復興及び廃棄物処理に係る諸計画

(1) 第2期福島県復興計画

これまで県では、平成23年8月に策定した復興ビジョン及び復興計画（1次～3次）に基づき、復興・再生に取り組んできました。着実に復興が進展してきた一方で、いまだ複雑で多様な問題が山積みしていることから、「第1期福島県復興計画」の期間満了後も、県の復興・創生を進めていくため、令和3年度から令和12年度までの「第2期福島県復興計画」が策定されました。

<基本理念>

- ① 原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり
- ② ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興
- ③ 誇りあるふるさと再生の実現

<復興へ向けた重点プロジェクト>

「3 環境回復プロジェクト」の中では、プロジェクトの取組の一つとして廃棄物等の処理が挙げられています。

表 1-3 廃棄物の処理に関する取組

廃棄物の処理に関する取組	期間
①放射性物質に汚染された廃棄物等の処理の促進	令和 8 年度 以降に終了
②既存管理型処分場を活用した埋立処分の安全・安心の確保	

(2) 福島県災害廃棄物処理計画

県では、大規模な地震・津波災害や風水害などの自然災害の発生時に、災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するため、県が対応すべき基本的な事項を定めた「福島県災害廃棄物処理計画」を令和 3 年度に策定しています。

1.5.4 南相馬市地域防災計画におけるごみ処理

本市では、「南相馬市地域防災計画」について、震災の教訓を踏まえた修正を平成 26 年に行い、それ以降、新たな制度の導入や、県の新たな被害想定公表等により、度々計画の修正を行っています。

(1) ごみの排出量の推定

災害時には、通常の生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみが発生すると予想されるため、ごみの種類別に排出量を推計し、平常時における処理計画を勘案しつつ、作業計画を策定します。

(2) 処理対策

1) 通常の生活ごみの処理

生ごみ等の腐敗性の廃棄物を含む通常の生活ごみは、収集可能な状態になった時点からできる限り早急に収集計画が行われるよう、体制の確立を図ります。

2) 災害による粗大ごみ等の処理

災害時には、粗大ごみ及び不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられるため、必要に応じて仮置場を設置し、適宜クリーン原町センターへ搬入します。

なお、同センターが災害を受けた場合は、近隣処理施設へ受入れを依頼します。

(3) 住民への広報

生活ごみの収集日時及び仮置場の設置は、住民へ広報を行い、その周知徹底を図ります。

(4) 応援要請

生活ごみの収集及び粗大ごみ等の収集処理において、対応が困難と判断した場合には、県へ応援を要請します。

(5) 南相馬市災害廃棄物処理計画

本市における平常時の災害予防対策と、災害発災時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すため、令和3年に「南相馬市災害廃棄物処理計画」を策定しています。

「南相馬市災害廃棄物処理計画」は、上位計画である「福島県災害廃棄物処理計画」、「南相馬市地域防災計画」との整合を図り、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、担当部署等の具体的な業務内容を示しています。

<基本方針>

- ① 衛生的かつ迅速な処理
- ② 分別・再生利用の推進
- ③ 処理の協力・支援、連携
- ④ 環境に配慮した処理

1.5.5 南相馬市ごみ分別収集計画（第10期）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3Rを推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・市のそれぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

<基本方針>

- ① 市民の意識醸成と市民、事業者、市の連携推進
- ② ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進
- ③ 環境への負荷を抑えたごみ処理システムの構築
- ④ ごみゼロを見据えたごみ処理体制の構築

1.5.6 南相馬市一般廃棄物処理実施計画

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物処理法第6条第1項に基づき、一般廃棄物処理基本計画を踏まえて年度ごとに策定するものであり、一般廃棄物の排出の状況、処理主体、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等を明確にするものです。本市でも、南相馬市一般廃棄物処理実施計画を年度ごとに策定し、ごみ量等の推移や施策の実施状況等を把握・評価するとともに、本計画で定める数値目標の達成に向けた進行管理に努めます。

1.6 SDGs の関連性

○本計画の取組と関連性の高い目標



○（参考）SDGs の全体像

SDGs とは Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略称で、平成 27 (2015) 年の国連サミットで採択された平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール（なりたい姿）・169 のターゲット（具体的な達成基準）で構成されています。SDGs は、パリ協定と併せて地球規模の問題として、世界各国で政府、自治体や企業、一般市民に至るまで取組が進んでいます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：外務省 HP 持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組

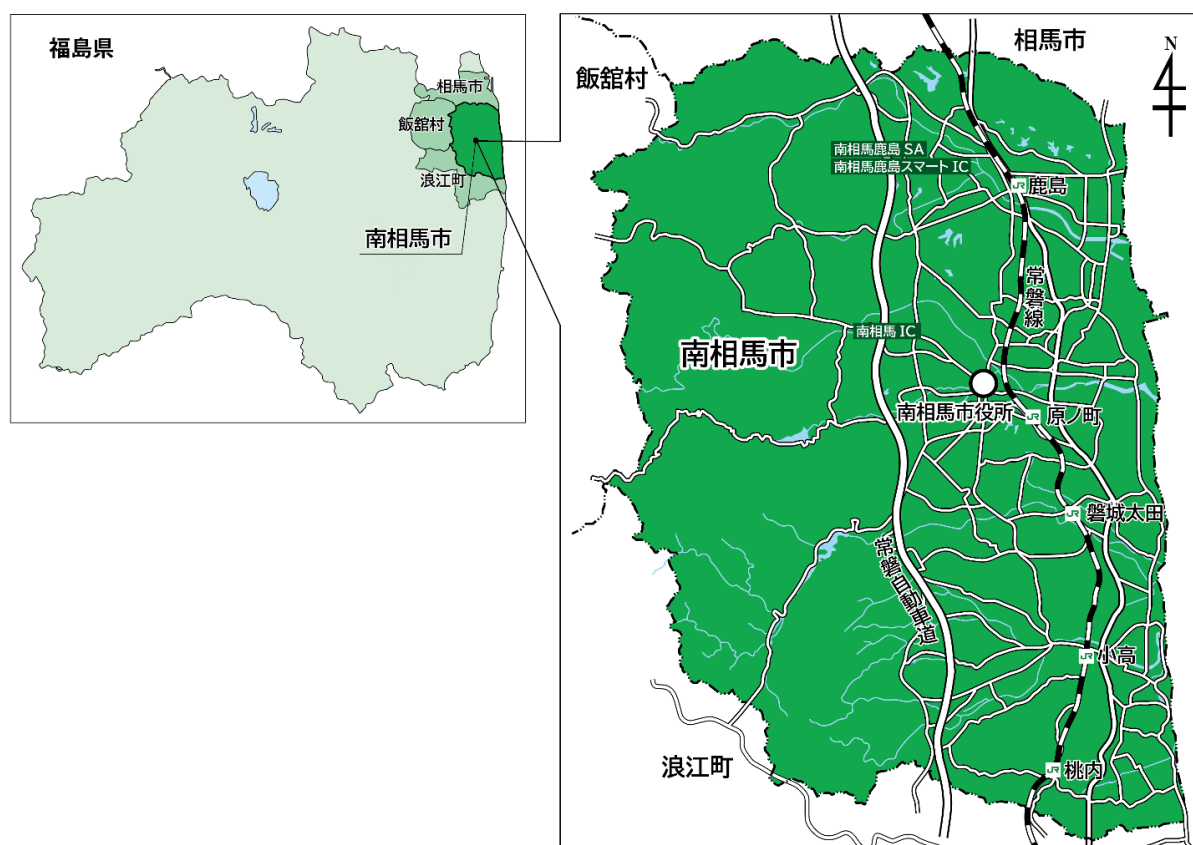
1.7 本市の概況

1.7.1 自然特性

本市は、福島県浜通り地方の北部に位置し、東は太平洋、南は浪江町、西は飯舘村、北は相馬市に接しています。主要都市までの距離をみますと、福島市まで約 60 km、郡山市まで約 80 km、いわき市まで約 87 km、県外では、仙台市まで約 80 km、東京都まで約 292 km となっています。本市の総面積は 398.58km² で、県（13,783.90km²）の 2.9% を占めています。

地形は、市の西側には阿武隈高地がそびえ、東側に丘陵地、台地、低地が見られます。山地で最も高い山は標高 656.1m の大足山で、その他、563.7m の国見山などがあります。また、西側の山地より東側の海に向かって 33 の河川（二級河川と準用河川）が流れており、最も長い河川は約 62.9 km の新田川、次いで約 40.6 km の真野川、約 22.5 km の太田川、約 21.5 km の小高川の順となっています。山地には高の倉ダムと横川ダムがあり、丘陵地等には 290 か所余りのため池があります。ため池が多いことは、本市の大きな特徴の一つとなっていますが、これは二宮尊徳の訓えによるもので、農業用水を確保するために江戸時代後期から明治時代にかけて多くのため池が作られました。

気候は、東に太平洋が位置し、夏は比較的涼しく、冬は温暖な海洋性気候となっています。なお、西側の山地部は海岸部に比べて気温が低く、降水量、日照時間が少ない傾向にあります。



出典：第3次南相馬市環境基本計画

図 1-4 本市の位置と概要

1.7.2 社会特性

(1) 人口

1) 人口及び世帯数

本市における人口及び世帯数の推移を表 1-4 及び図 1-5 に示します。

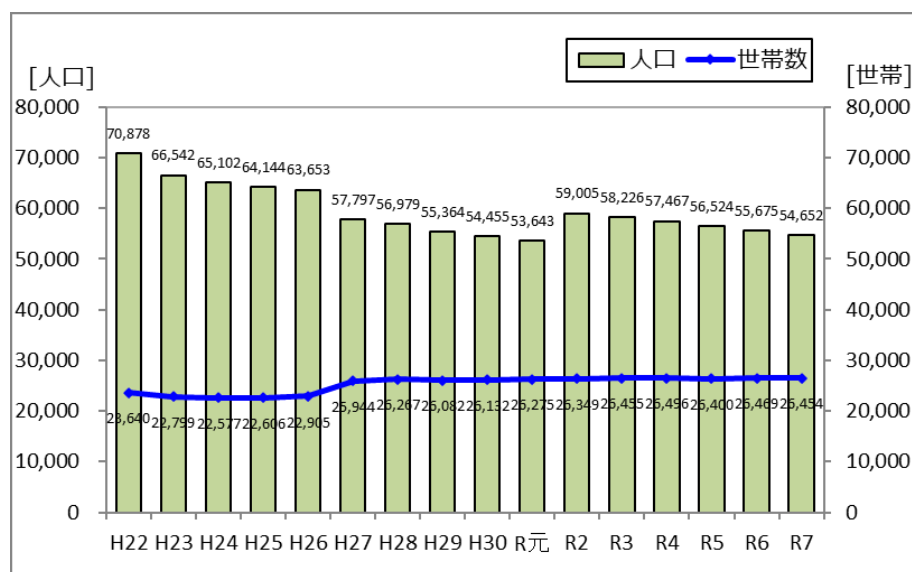
本市の人口は、令和 7 年 10 月現在 54,652 人で、令和元年度から令和 2 年度にかけて約 5,000 人増加しましたが、全体としては減少傾向を示しています。

一方、世帯数は平成 27 年度より横ばいで推移しており、1 世帯あたり人口は減少傾向にあることから、核家族化や単身世帯数の増加が推測されます。

表 1-4 人口及び世帯数の推移

(人)

	人口総数	世帯数	1 世帯あたり人口
平成 22 年度	70,878	23,640	3.00
平成 23 年度	66,542	22,799	2.92
平成 24 年度	65,102	22,577	2.88
平成 25 年度	64,144	22,606	2.84
平成 26 年度	63,653	22,905	2.78
平成 27 年度	57,797	25,944	2.23
平成 28 年度	56,979	26,267	2.17
平成 29 年度	55,364	26,082	2.12
平成 30 年度	54,455	26,132	2.08
令和元年度	53,643	26,275	2.04
令和 2 年度	59,005	26,349	2.24
令和 3 年度	58,226	26,455	2.20
令和 4 年度	57,467	26,496	2.17
令和 5 年度	56,524	26,400	2.14
令和 6 年度	55,675	26,469	2.10
令和 7 年度	54,652	26,454	2.07



※各年度 10 月 1 日現在の福島県現住人口調査結果です。

出典：福島県ホームページ「福島県現在人口年報（第 6 表）（第 7 表）」

図 1-5 人口及び世帯数の推移

2) 人口動態

本市の人口動態の推移を表 1-5 及び図 1-6 に示します。

自然動態では減少傾向を示しており、令和 7 年の出生数は 267 人で平成 22 年の 580 人と比較して半分未満まで減少しています。また、社会動態では震災の影響により、平成 23 年の転出数が転入数を 3,500 人程度大きく上回っており、以降も令和 3 年を除いて転出超過が続いています。

表 1-5 人口動態の推移

	人口増減数	自然動態			社会動態		
		出生	死亡	差引増減数	転入	転出	差引増減数
平成 22 年	△ 481	580	818	△ 238	1,753	1,996	△ 243
平成 23 年	△ 4,608	511	1,533	△ 1,022	1,527	5,113	△ 3,586
平成 24 年	△ 1,377	327	728	△ 401	1,419	2,395	△ 976
平成 25 年	△ 866	371	769	△ 398	1,564	2,032	△ 468
平成 26 年	△ 411	399	776	△ 377	1,971	2,005	△ 34
平成 27 年	△ 645	393	852	△ 459	2,266	2,452	△ 186
平成 28 年	△ 980	377	832	△ 455	2,393	2,918	△ 525
平成 29 年	△ 1,528	362	834	△ 472	2,177	3,233	△ 1,056
平成 30 年	△ 884	319	867	△ 548	2,079	2,415	△ 336
令和元年	△ 757	284	852	△ 568	2,324	2,513	△ 189
令和 2 年	△ 807	307	905	△ 598	2,105	2,314	△ 209
令和 3 年	△ 553	284	861	△ 577	2,204	2,180	24
令和 4 年	△ 940	269	923	△ 654	2,049	2,335	△ 286
令和 5 年	△ 911	272	960	△ 688	1,865	2,088	△ 223
令和 6 年	△ 847	245	934	△ 689	1,773	1,931	△ 158
令和 7 年	△ 969	267	957	△ 690	1,802	2,081	△ 279

※各年 1 月 1 日から翌年 1 月 1 日までの人口動態です。

出典：福島県ホームページ「福島県現在人口年報（第 2 表）」

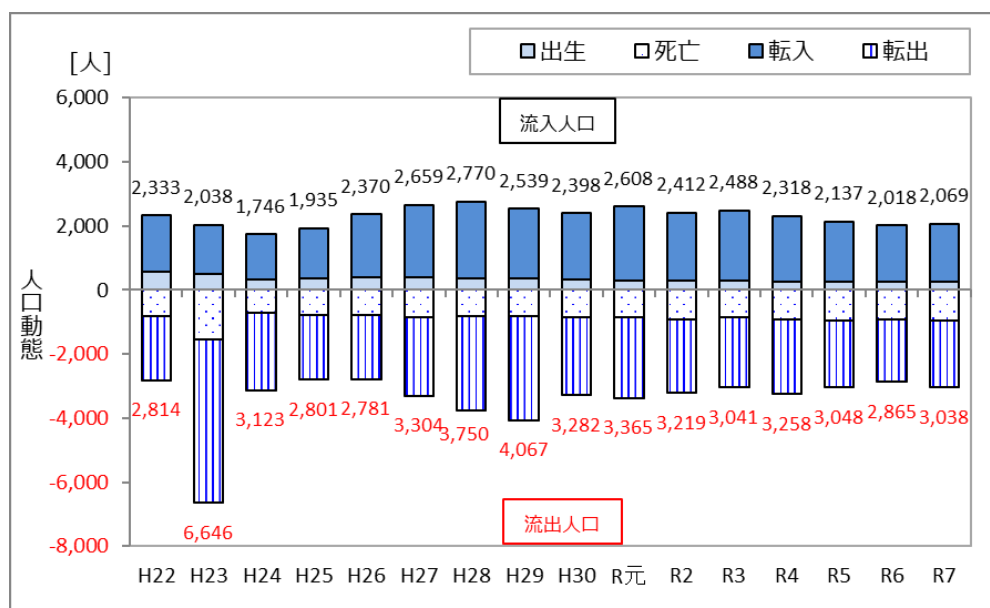


図 1-6 人口動態の推移

3) 人口構造

本市における年齢別人口を表 1-6 に、年齢別・性別の構成ごとの人数（令和 7 年 10 月 1 日現在）を図 1-7 に示します。

年齢別の人口構成を比較すると年少人口と生産年齢人口がそれぞれ減少しています。一方、老年人口の増加傾向が続いており、老年人口が全体の 40% 近くを占めています。

また、年齢別・性別の構成ごとの人数では、男性は 70～74 歳、女性は 85 歳以上が最も多くなっています。

表 1-6 年齢別人口

	年少人口（0～14 歳）		生産年齢人口（15～64 歳）		老年人口（65 歳以上）	
	人口[人]	構成比[%]	人口[人]	構成比[%]	人口[人]	構成比[%]
平成 22 年度	9,649	13.7	42,196	59.7	18,809	26.6
平成 23 年度	8,598	13.0	39,714	59.9	18,006	27.2
平成 24 年度	7,963	12.3	38,402	59.2	18,513	28.5
平成 25 年度	7,510	11.7	37,311	58.4	19,099	29.9
平成 26 年度	7,225	11.4	36,516	57.6	19,688	31.0
平成 27 年度	4,885	8.6	33,379	58.9	18,452	32.5
平成 28 年度	4,736	8.5	32,376	57.9	18,786	33.6
平成 29 年度	4,470	8.2	30,731	56.6	19,082	35.2
平成 30 年度	4,391	8.2	29,641	55.5	19,342	36.2
令和元年度	4,283	8.1	28,783	54.8	19,496	37.1
令和 2 年度	5,099	9.0	30,626	54.2	20,796	36.8
令和 3 年度	4,925	8.8	29,900	53.6	20,917	37.5
令和 4 年度	4,838	8.8	29,206	53.1	20,939	38.1
令和 5 年度	4,721	8.7	28,431	52.6	20,888	38.7
令和 6 年度	4,616	8.7	27,709	52.1	20,866	39.2
令和 7 年度	4,545	8.7	26,858	51.5	20,765	39.8

※各年度 10 月 1 日現在の福島県現住人口調査結果です。

※小数点以下の端数処理により、構成比の合計値が 100 とならない場合があります。

出典：福島県ホームページ「福島県現在人口年報（第 1 表）」

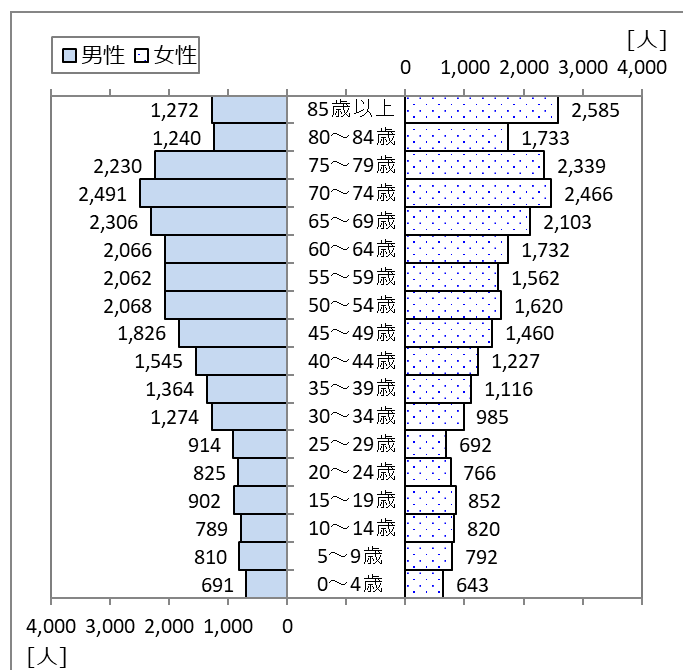
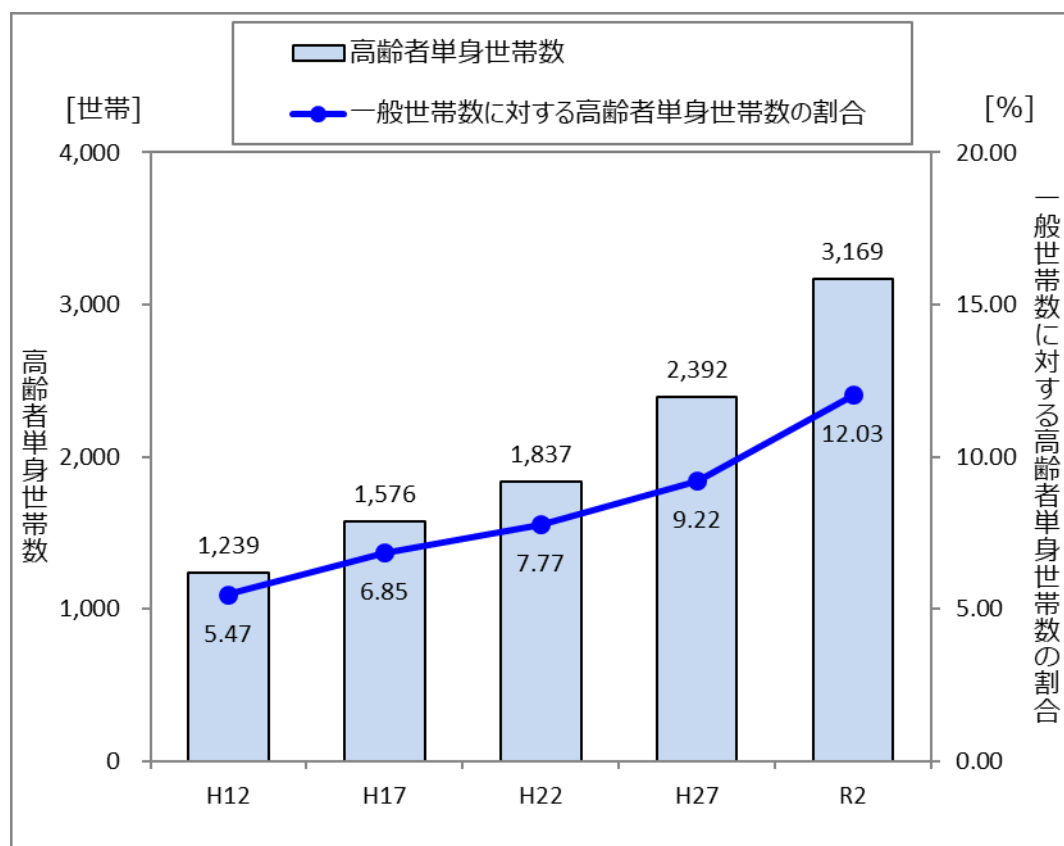


図 1-7 年齢別・性別の構成ごとの人数（令和 7 年 10 月 1 日現在）

4) 高齢者単身世帯の推移

本市における高齢者単身世帯数の推移を図 1-8 に示します。

令和 2 年度における高齢者単身世帯数は 3,169 世帯、一般世帯数に対する高齢者単身世帯数の割合は 12.03%で、年々増加傾向を示しています。



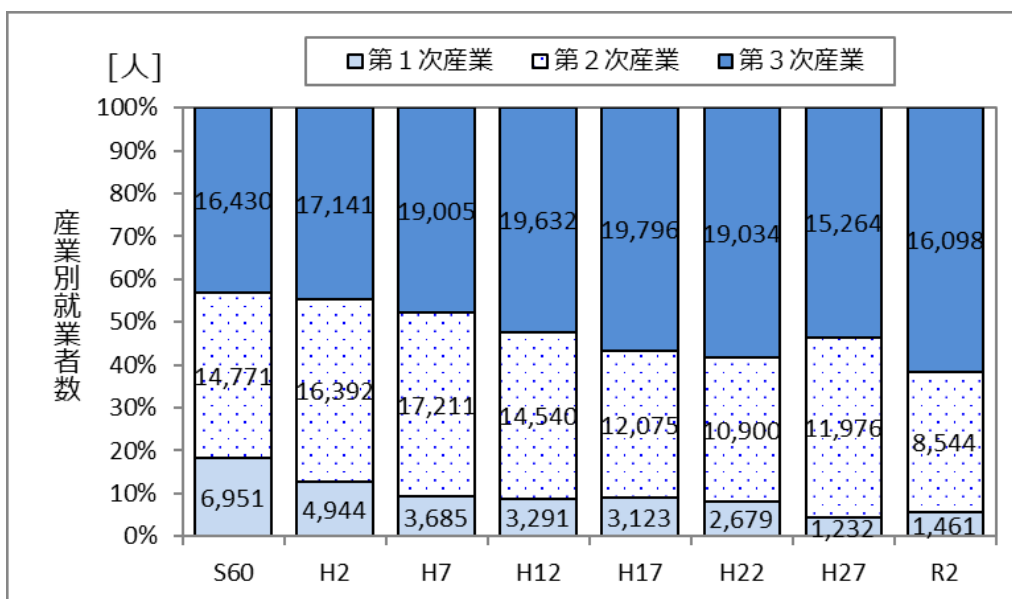
出典：南相馬市統計集まちＤス 2024 3 人口 (11) 高齢単身世帯数と総世帯数に占める割合 (P. 9) ※国勢調査

図 1-8 高齢者単身世帯数の推移

5) 産業別人口

本市の産業別人口を図 1-9 に示します。

産業別人口は、第 1 次産業と第 2 次産業が共に減少傾向にあります。平成 22 年度から平成 27 年度にかけては、第 2 次産業が増加に転じ、第 3 次産業は減少しましたが、平成 27 年度から令和 2 年度には第 2 次産業が約 30%減少し、第 3 次産業が約 5 %増加しています。



出典：南相馬市統計集 まちＤス 2024 (1) 産業別就業者数 (P. 13) ※国勢調査

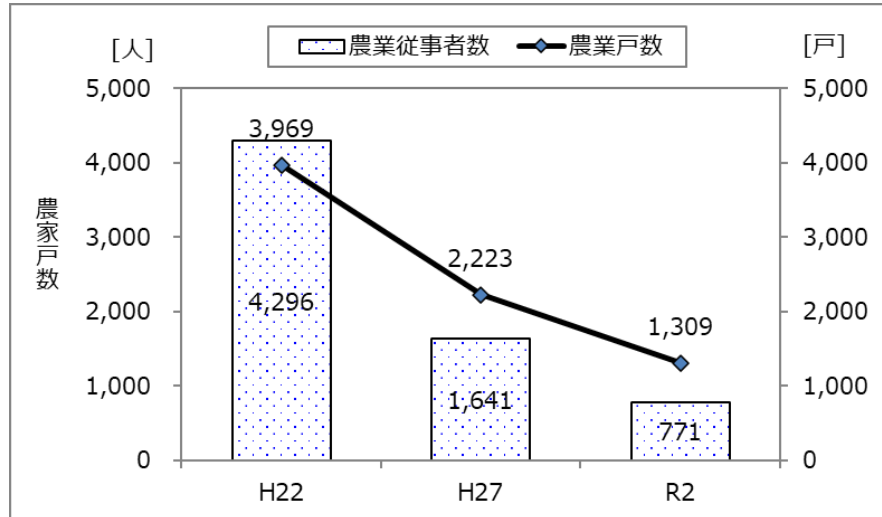
図 1-9 産業別人口

(2) 産業動向

1) 農業

本市における農業従事者数及び農家戸数の推移を図 1-10 に示します。

本市の農業は、平成 22 年度以降、農業従事者の高齢化や従事者の減少により、農家従事者数及び農業戸数ともに減少傾向が続いています。



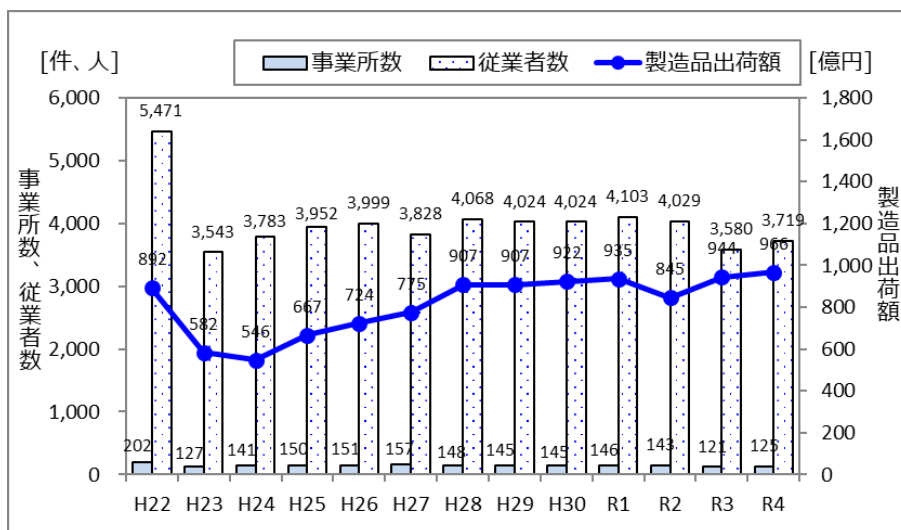
出典：農林業センサス

図 1-10 農業人口及び農家戸数の推移

2) 工業

本市における事業所・従業者数・製造品出荷額等の推移を図 1-11 に示します。

製造品出荷額は、震災の影響があった平成 22 年度から平成 23 年度にかけて約 35%減少しましたが、その後は徐々に増加し、令和 4 年度は平成 22 年度以降で最大となっています。一方、従業者数は、平成 22 年度から平成 23 年度にかけて約 35%減少しましたが、令和 4 年度にかけてほぼ横ばいの状況にあります。



出典：南相馬市統計集まち D ス 2024 (6) 工業（製造業、従業者 4 人以上の事業所）の事業所数・従業者数 (P. 14)

(7) 工業（製造業、従業者 4 人以上の事業所）の製造品出荷額 (P. 15)

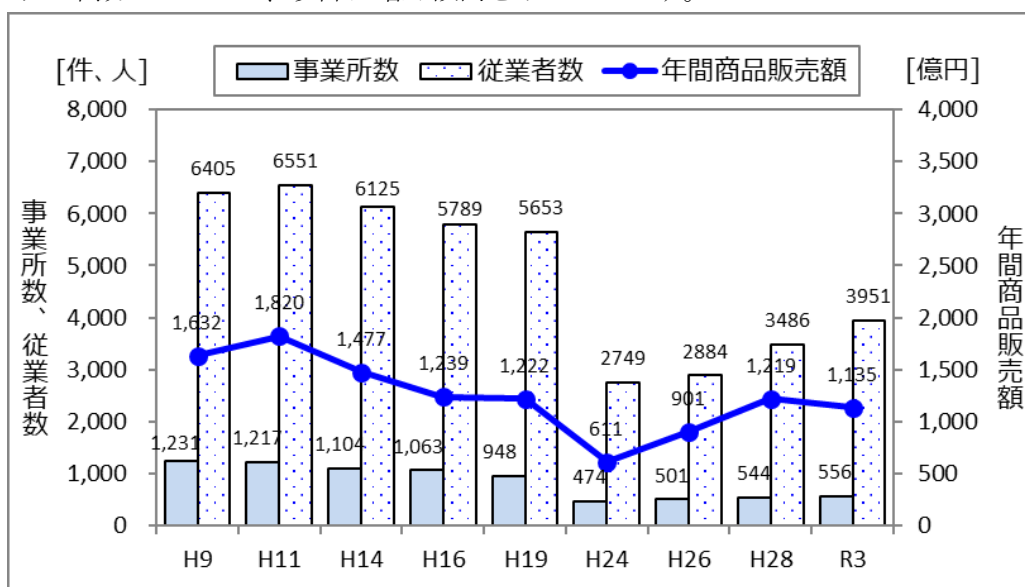
図 1-11 事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移

3) 商業

本市の商店数・従業者数・年間商品販売額の推移を図 1-12 に示します。

年間商品販売額は、震災の影響があった平成 19 年度から平成 24 年度にかけて大きく減少しましたが、以降は増加に転じています。平成 28 年度から令和 3 年度にかけてやや減少しましたが、以降は震災前の水準を維持しています。

また、事業所数及び従業者数は、震災の影響があった平成 19 年度から平成 24 年度にかけて半減しましたが、以降は増加傾向を示しています。



出典：南相馬市統計集まち D ス 2024 (4) 商業（卸売業・小売業）の事業所数・従業者数 (P. 14)

(5) 商業（卸売業・小売業）の年間販売額 (P. 14)

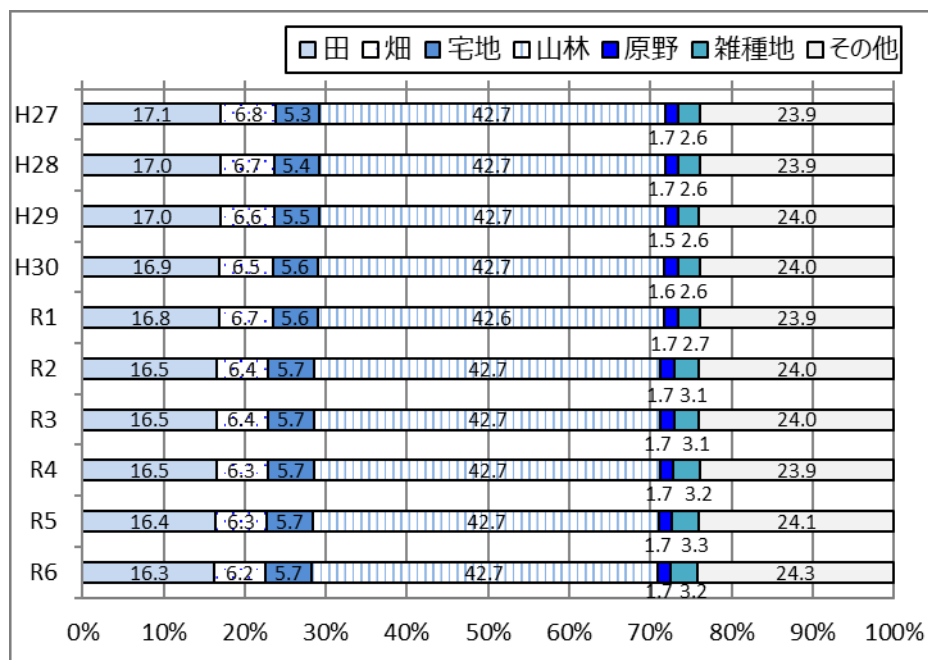
図 1-12 商店数・従業者数・年間商品販売額の推移

(3) 土地利用

本市の地目別土地利用面積の推移を図 1-13 に示します。

令和 6 年度における地目別土地利用面積は、山林が約 43%と最も多く、次いで田が約 16%、畑が約 6 %で、山林と農用地で全体の約 60%を占めています。

各地目別土地利用面積の推移は、いずれの項目も平成 27 年度以降大きな変化はありません。



出典：南相馬市統計集 まちＤス 2024 (3) 地目別の土地面積 (3 ページ)

図 1-13 地目別土地利用面積の推移

2. ごみ処理基本計画

2.1 ごみ処理状況

2.1.1 ごみ処理事業の沿革

本市の主なごみ処理事業の沿革を、表 2-1 に示します。

表 2-1 ごみ処理事業の沿革

年 月	内 容
昭和 32 年4月	市街地のごみ収集を開始
昭和 37 年5月	市営ごみ焼却場を旧原町市(牛来地区)に建設
昭和 45 年4月	農村部のごみ収集を開始
昭和 47 年5月	紙製の指定ごみ袋を導入
昭和 49 年4月	ごみ処理施設を建設(現有リサイクルプラザ敷地) ○ごみ焼却処理施設(処理能力:60t/8h) ※昭和63年3月廃止 ○不燃物処理施設(処理能力:ガラス破碎機 6~8t/5h、缶プレス機 10t/8h) ※平成元年3月廃止
昭和 55 年度	最終処分場建設(現有施設) ○ごみ最終処分場浸出污水处理施設(処理能力:150m ³ /日) ○埋立地(埋立地面積:31,000m ²)
昭和 60 年 10 月	資源ごみ回収報奨金制度及び生ごみ処理容器報奨金制度の導入
昭和 61 年9月	指定ごみ袋制度(半透明袋)の導入とともに、登録番号記入制度を実施
昭和 63 年3月	ごみ焼却処理施設竣工(現有施設) ・処理能力:70t/日(35t/16h×2炉) ・処理方式:准連続燃焼方式(ストーカ方式)
平成元年3月	粗大ごみ処理施設竣工(現有施設) ・処理能力:30t/5h ・処理方式:衝撃せん断併用回転式
平成元年度	不法投棄監視員を設置
平成8年度	資源ごみ(缶類・紙類)分別収集モデル事業を実施
平成9年4月	缶類、紙類の分別収集を開始 ごみ集積所整備事業報奨金制度の導入
平成 12 年3月	リサイクルプラザ竣工(現有施設) ・処理能力:びん類 4.6t/5h、缶類 2.4t/5h、紙類 11.8t/5h、ペットボトル 0.5t/5h、白色トレイ 3.7t/5h
平成 12 年4月	びん類、ペットボトル、白色トレイの分別収集を開始
平成 12~13 年度	ダイオキシン類対策等のため、ごみ焼却処理施設排ガス高度処理施設改造工事及び灰固形化施設整備工事を完了
平成 13 年4月	家電リサイクル法施行により、「テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機」の処分を廃止
平成 15 年 10 月	資源有効利用促進法に基づくパソコンメーカー等の回収に伴い、「パソコン」の処分を廃止
平成 16 年4月	家電リサイクル法改正により「電気冷蔵庫」が対象機器追加に伴い、処分を廃止
平成 17 年度	最終処分場整備工事により、埋立容量 52,000 m ³ を整備
平成 18 年1月	環境衛生推進委員会を設置
平成 19 年3月	不法投棄対策として「監視カメラ」を導入し、重点箇所を設置
平成 19~20 年度	プラスチック製容器包装分別収集モデル事業を実施
平成 20 年4月	ごみ焼却処理施設の処理方法を、准連続燃焼式から連続燃焼式へ変更 資源ごみ回収報奨金の対象品目に「ペットボトル」を追加
平成 21 年4月	家電リサイクル法改正により「液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機」が対象機器に追加され、これらの処分を廃止

年 月	内 容
平成 23 年3月	震災発災 警戒区域の設定とともに区域内のごみ収集中断 北新田運動場にて災害ごみ受け入れ開始 クリーン原町センター毎週開放開始
平成 23 年4月	北新田運動場及び日立建機予定地にて災害ごみ受け入れ開始
平成 23 年6月	災害がれき仮置場設置(鹿島区牛島パークゴルフ場)
平成 23 年9月	災害がれき仮置場設置(原町区下渋佐地区) クリーン原町センター休日開放体制に戻る
平成 23 年 11 月	災害ごみ受け入れ場所をあぶくま環境協同組合に変更 災害がれき仮置場設置(原町区北萱浜地区)
平成 24 年 2 月	クリーン原町センター最終処分場及び雪浄化センターにおいて、焼却灰及び汚泥の 一時保管開始
平成 24 年4月	応急仮設住宅ごみ分別収集事業開始 災害がれき仮置場設置(鹿島区南海老地区)
平成 24 年9月	災害がれき仮置場設置(小高区塚原地区) 旧警戒区域内の特例宿泊に合わせ、仮設集積所を 6 か所設置し、生活ごみの収集 を開始
平成 25 年 11 月	南相馬市仮設焼却施設(減容化处理)起工式
平成 26 年7月	南相馬市仮設焼却施設(減容化处理)の火入れ式
平成 27 年3月	南相馬市仮設焼却施設(代行処理)の起工式
平成 27 年7月	旧警戒区域内の準備宿泊に合わせ、仮設集積所を 6 か所から 8 か所に増設
平成 27 年9月	クリーン原町センターごみ焼却施設の延命化・省エネ化のための基幹的設備改修工 事開始
平成 28 年4月	南相馬市仮設焼却施設(代行処理)の火入れ式
平成 29 年8月	震災に係る市の廃棄物処理終了 小型家電の収集を開始 南相馬市有害鳥獣焼却施設着工
平成 30 年3月	ごみ分別スマートフォンアプリ運用開始
平成 30 年7月	市の最終処分場及び市有地に仮埋設した有害鳥獣を南相馬市仮設焼却施設(代行 処理)へ委託し処理開始 クリーン原町センターごみ焼却施設基幹的設備改修工事完了
平成 31 年3月	・処理能力:105t/日(52.5t/24h×2 炉)
平成 31 年6月	本市の最終処分場及び雪浄化センターの一時保管焼却灰の委託処理開始
令和元年3月	南相馬市有害鳥獣焼却施設完成
令和元年4月	南相馬市有害鳥獣焼却施設稼働開始
令和元年6月	南相馬市仮設焼却施設(減容化处理)の焼却完了
令和元年9月	容器包装プラスチック分別収集モデル事業を実施
令和元年 10 月	令和元年東日本台風発災 災害廃棄物仮置場設置(原町区金沢地区) クリーン原町センター最終処分場嵩上げ工事着工
令和元年 11 月	県に対し災害廃棄物の広域処理を要請 災害廃棄物仮置場設置(鹿島区牛島地区) 南相馬市仮設焼却施設(代行処理)にて東日本台風による南相馬市の災害廃棄物 焼却開始
令和元年 12 月	災害廃棄物仮置場設置(小高区村上地区)
令和2年1月	埋設有害鳥獣の委託処理完了 南相馬市仮設焼却施設(代行処理)にて東日本台風による南相馬市の災害廃棄物 焼却完了
令和2年3月	南相馬市仮設焼却施設(代行処理)の焼却完了
令和3年1月	使用済みはがき・名刺回収事業開始
令和3年3月	令和3年福島県沖地震発災 災害廃棄物仮置場設置(原町区金沢地区)
令和4年1月	プラスチック製容器包装の分別収集開始

年 月	内 容
令和4年3月	令和4年福島県沖地震発災 災害廃棄物仮置場設置(原町区金沢地区)
令和4年4月	令和3年福島県沖地震における災害廃棄物の処理完了
令和5年9月	令和5年台風 13 号発災 災害廃棄物仮置場設置(原町区上北高平地区)
令和5年5月	株式会社サントリーホールディングスとのボトル to ボトル水平リサイクル協定締結
令和5年 12 月	令和5年台風 13 号における災害廃棄物の処理完了
令和6年1月	株式会社ジモティ及び株式会社マーケットエンタープライズとのリユース活動の促進 に向けた連携協定の締結
令和6年3月	令和4年福島県沖地震における災害廃棄物の処理完了
令和6年4月	株式会社サントリーホールディングスによるペットボトル水平リサイクル開始
令和6年5月	クリーン原町センター最終処分場嵩上げ工事完了
令和7年2月	一般廃棄物のリサイクル技術推進に関するサーキュラーエコノミーパートナーシップ への参画

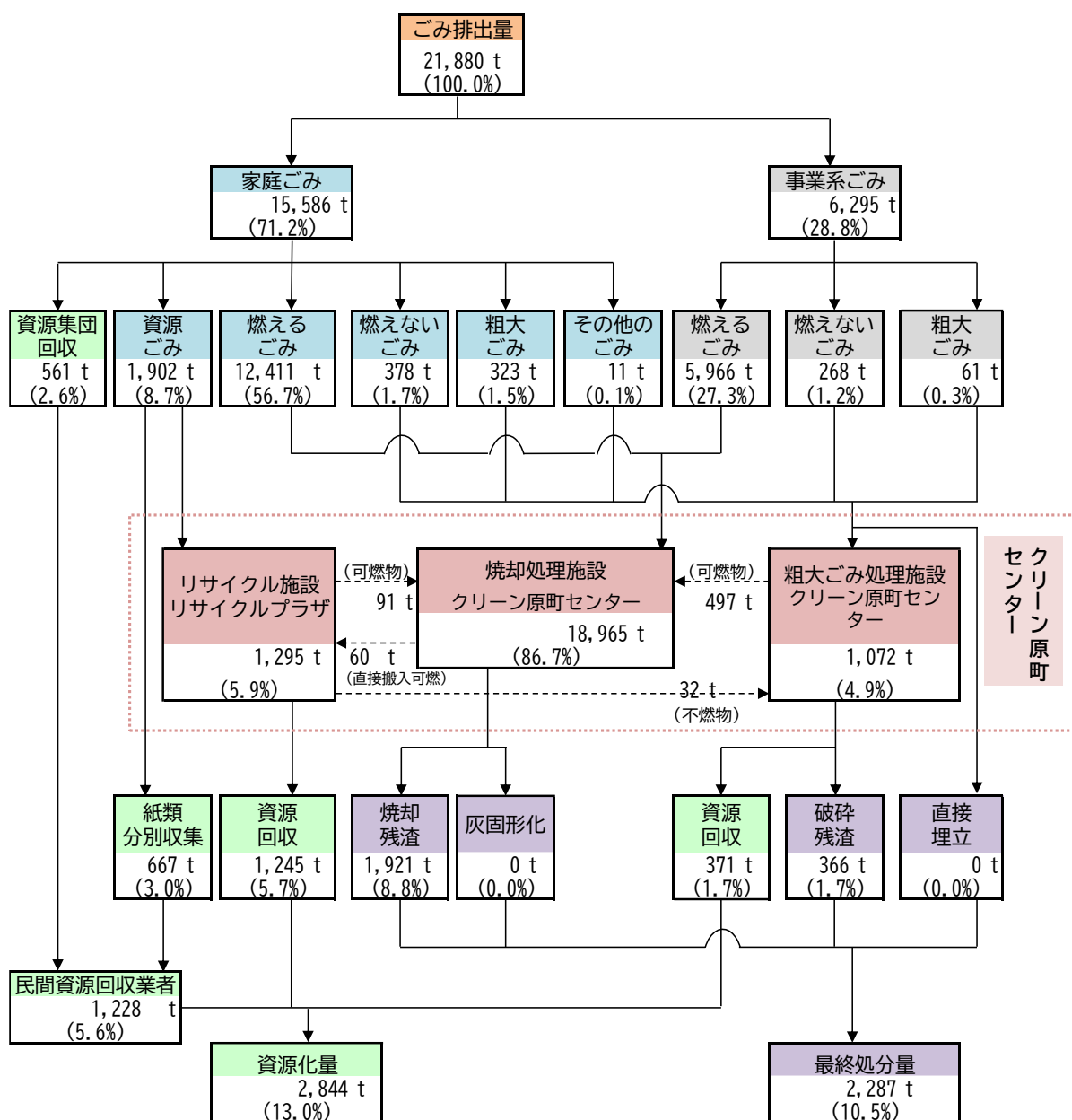
2.1.2 ごみ処理の流れ

本市におけるごみ処理の流れを図 2-1 に示します。

「燃えるごみ」はクリーン原町センターで焼却処理し、「燃えないごみ」、「粗大ごみ」は粗大ごみ処理施設で破碎・選別処理を行っています。

「資源ごみ」は、リサイクルプラザで選別・圧縮・梱包後、容器包装リサイクル法に基づき、資源化しています。

最終処分場では、クリーン原町センターの焼却残渣や、粗大ごみ処理施設の不燃残渣などを埋立処分しています。



※小数点第一位の端数処理により、合計値と一致しない場合があります。

図 2-1 ごみ処理の流れ (令和 6 年度実績)

2.1.3 ごみ収集区分

本市におけるごみの収集区分を表 2-2 に示します。

本市では、小高区、鹿島区、原町区の3つの行政区において、排出方法ならびに収集方法が定められています。

本市では、令和4年1月から市内全域でプラスチック製容器包装の分別収集を開始しました。家庭系ごみのうち、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「資源ごみ」（プラスチック製容器包装、缶類、びん類、紙類、ペットボトル、白色トレイ）は、主に委託業者による定期収集が行われており、「粗大ごみ」はクリーン原町センターへの自己搬入としています。

事業系ごみは、クリーン原町センターへ自己搬入または許可業者収集により「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「粗大ごみ」を有料で受け入れています。

表 2-2 ごみの収集区分（令和7年度）

区分			排出方法	収集方法	収集回数	
家庭系ごみ	燃えるごみ		指定袋	ごみ集積所 （委託業者による定期収集）	週 2 回	
	燃えないごみ		指定袋	ごみ集積所 （委託業者による定期収集）	月 1 回	
	資源ごみ	プラスチック製 容器包装	45 リットル以下で透明ま たは半透明のごみ袋（ご み番号を記入）	ごみ集積所 （委託業者による定期収集）	週 1 回	
		缶類	【小高区・原町区】 コンテナ（かご） 【鹿島区】 ネット回収容器・コンテ ナ（かご）	【小高区】資源ごみ集積所 （委託業者による定期収集） 【鹿島区】 リサイクルステーション	月 2 回	
			びん類	コンテナ（かご）	【原町区】ごみ集積所 （委託業者による定期収集）	月 2 回
		紙類	新聞紙	種類ごとに分別し、ひも で縛る	【小高区】資源ごみ集積所 （委託業者による定期収集）	月 2 回
			雑誌類			
			段ボール			
			紙パック			
			その他の紙 [雑がみ]		【鹿島区】 リサイクルステーション 【原町区】ごみ集積所 （委託業者による定期収集）	
	ペットボトル		【小高区・鹿島区】 ネット回収容器 【原町区】 回収ボックス	【小高区】資源ごみ集積所 （委託業者による定期収集）	月 2 回 ※原町区を除く	
	白色トレイ		【小高区】 ネット回収容器 【鹿島区】 網袋 【原町区】 回収ボックス	【鹿島区】 リサイクルステーション 【原町区】 スーパー、公共施設等	月 2 回 ※原町区を除く	
	粗大ごみ		クリーン原町センターへ 直接搬入	自己搬入	※処理手数料 1 回目 200 kgまで 無料、2 回目以降 10 kgごとに 21 円	
事業系ごみ	燃えるごみ		クリーン原町センターへ 直接搬入	自己搬入・許可事業者搬入	※処理手数料 10 kgあたり 89 円	
	燃えないごみ					
	粗大ごみ					

2.1.4 ごみ排出量

(1) ごみ排出量の状況

本市における年間ごみ排出量及び計画収集人口の推移を表 2-3 及び図 2-2 に示します。

令和 6 年度の本市のごみ総排出量は 21,880t となっており、平成 27 年度と比較して減少傾向にあります。

令和 6 年度の家庭系ごみ排出量は 15,586t であり、そのうち燃えるごみが 12,411t (79.7%) と最も多く、次いで資源物が 1,902t (12.2%) となっています。家庭系ごみ排出量は、平成 29 年度から令和元年度にかけて減少したのち、新型コロナウイルスによる感染症拡大の影響で令和 2 年度に増加しましたが、令和 3 年度以降は再び減少傾向にあります。また、事業系ごみ排出量は 6,295t であり、そのうち燃えるごみが 5,966t (94.8%) となっています。事業系ごみ排出量は、令和元年度まで増減を繰り返していましたが、令和 2 年度以降は減少傾向にあります。

表 2-3 年間ごみ排出量及び計画収集人口の推移 (t/年)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計画収集人口 (人)	64,063	63,254	61,670	60,763	59,949	59,345	58,552	57,797	56,858	56,011
家庭系ごみ	17,671	18,146	18,746	18,417	17,909	18,262	17,528	17,617	16,566	15,586
収集・直接搬入	16,838	17,249	17,916	17,625	17,135	17,578	16,860	16,971	15,980	15,024
燃えるごみ	13,647	14,003	14,508	14,499	14,164	14,280	13,780	13,550	12,855	12,411
燃えないごみ	738	733	652	557	507	760	789	740	615	378
資源物	2,189	2,128	2,205	2,068	1,988	2,037	1,906	2,241	2,111	1,902
その他のごみ	12	10	10	11	8	10	10	9	8	11
粗大ごみ	252	375	541	490	468	491	375	431	391	323
集団回収量	833	897	830	792	774	684	668	646	586	561
事業系ごみ	7,556	8,032	7,633	7,424	7,607	7,347	7,082	7,009	6,491	6,295
燃えるごみ	7,345	7,868	7,353	7,136	7,272	7,022	6,774	6,664	6,154	5,966
燃えないごみ	196	141	233	239	258	258	250	293	287	268
資源物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他のごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埋立ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
粗大ごみ	15	23	47	49	77	67	58	52	50	61
合計	25,227	26,178	26,379	25,841	25,516	25,609	24,610	24,626	23,057	21,880

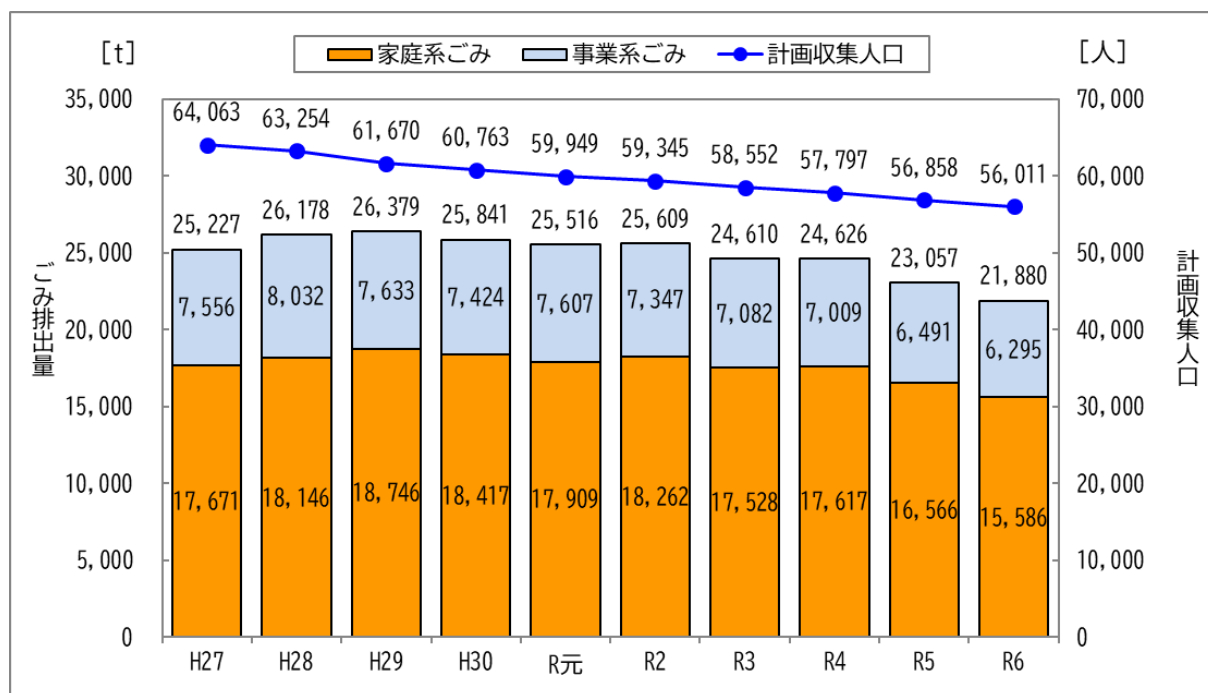


図 2-2 年間ごみ排出量及び計画収集人口の推移

(2) 1人1日あたりごみ排出量の状況

本市における1人1日あたりごみ排出量の推移を表2-4及び図2-3に示します。

令和6年度の1人1日あたりごみ排出量は1,070g/人・日で、平成27年度から令和2年度にかけて増加傾向にありましたが、令和3年度以降は概ね減少に転じており、令和6年度の実績値は過去10年間で最も少なくなっています。一方、本市の実績値は、過去10年間を通して県及び全国の平均値を上回っており、令和5年度の実績値は、県の平均値と比較して140g/人・日、国の平均値と比較して257g/人・日多くなっています。

表 2-4 1人1日あたりごみ排出量の推移 (g/人・日)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
南相馬市(住基人口)	1,076	1,134	1,172	1,165	1,163	1,182	1,152	1,167	1,108	1,070
全国	939	925	920	918	919	901	890	880	851	—
県	1,057	1,039	1,042	1,029	1,035	1,033	1,029	1,021	968	—

※全国値、県値は環境省ホームページ「一般廃棄物処理実態調査」を参考に作成しているため、令和5年度実績が最新です。

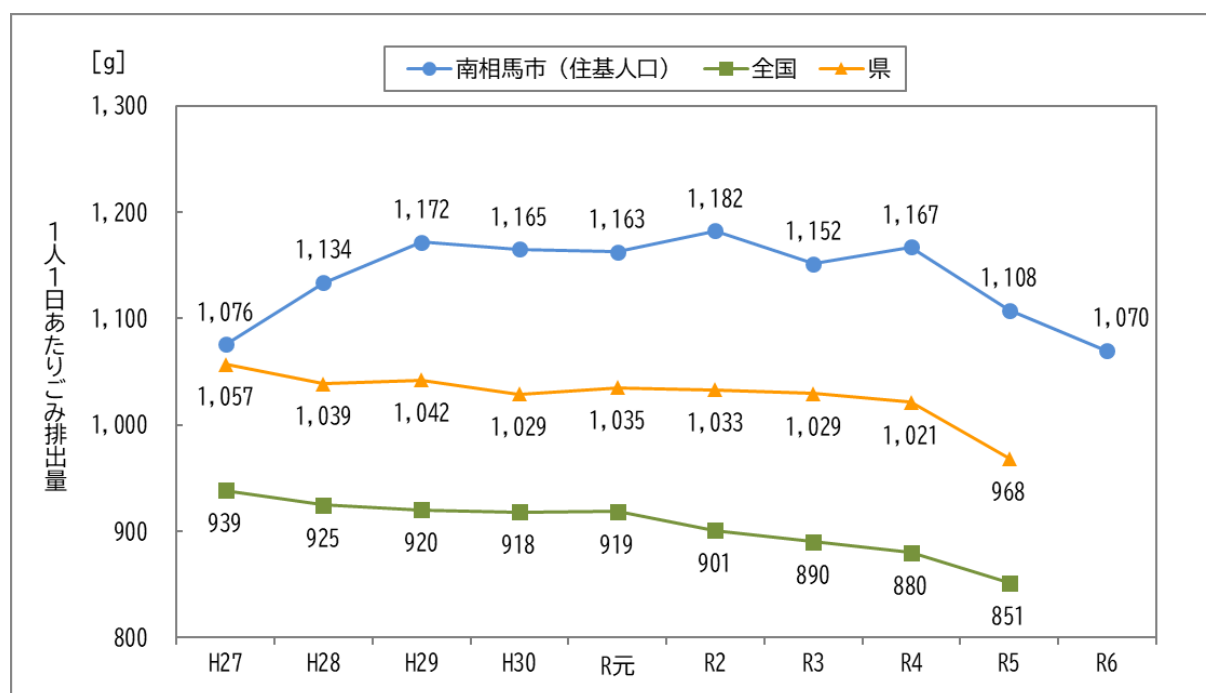


図 2-3 1人1日あたりごみ排出量の推移

(3) 資源化量の現状

本市における資源化量及び資源化率の推移を表 2-5 及び図 2-4 に、国及び県の資源化率の平均値との比較を図 2-5 に示します。

令和 6 年度の資源化量は 2,844t で、資源化率は 13.0%となっています。資源化量は、平成 27 年度以降に減少傾向にあります。資源化率は横ばいで推移しています。また、資源化率は県の値とほぼ同水準で推移していますが、国の平均値と比較して約 7%低くなっています。

表 2-5 資源化量及び資源化率の推移

項目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
総ごみ量 (t/年)		25,227	26,178	26,379	25,841	25,516	25,609	24,610	24,626	23,057	21,880
資源化量 (t/年)		3,443	3,439	3,472	3,288	3,207	3,158	3,054	3,166	2,939	2,844
	分別収集資源化量	1,049	1,035	1,037	949	881	869	810	776	698	667
	資源集団回収量	833	897	830	792	774	684	668	646	586	561
	中間処理による資源回収量	1,561	1,507	1,606	1,548	1,552	1,124	1,120	1,343	1,263	1,616
資源化率 (%)		13.6	13.1	13.2	12.7	12.6	12.3	12.4	12.9	12.7	13.0
資源化率 (%)	全国	20.4	20.3	20.2	19.9	19.6	20.0	19.9	19.6	19.5	—
	県	13.9	13.6	13.3	12.9	12.7	13.2	13.3	12.8	13.2	—

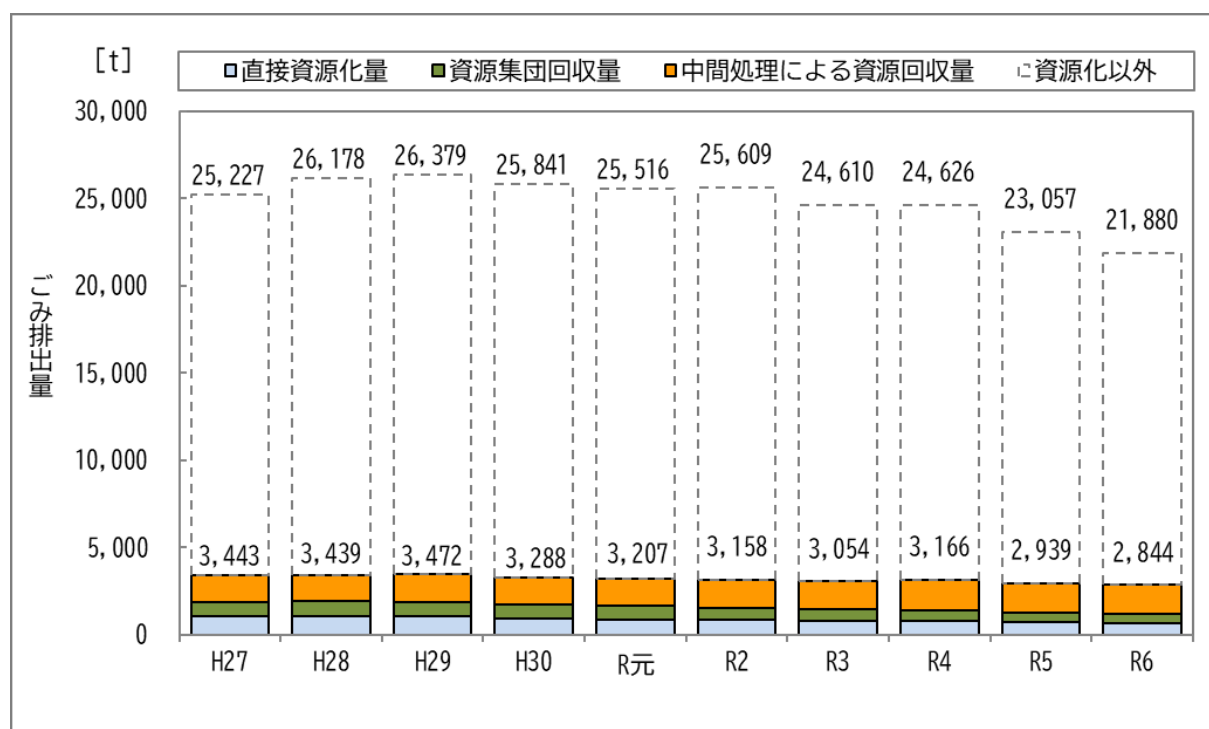


図 2-4 資源化量の推移

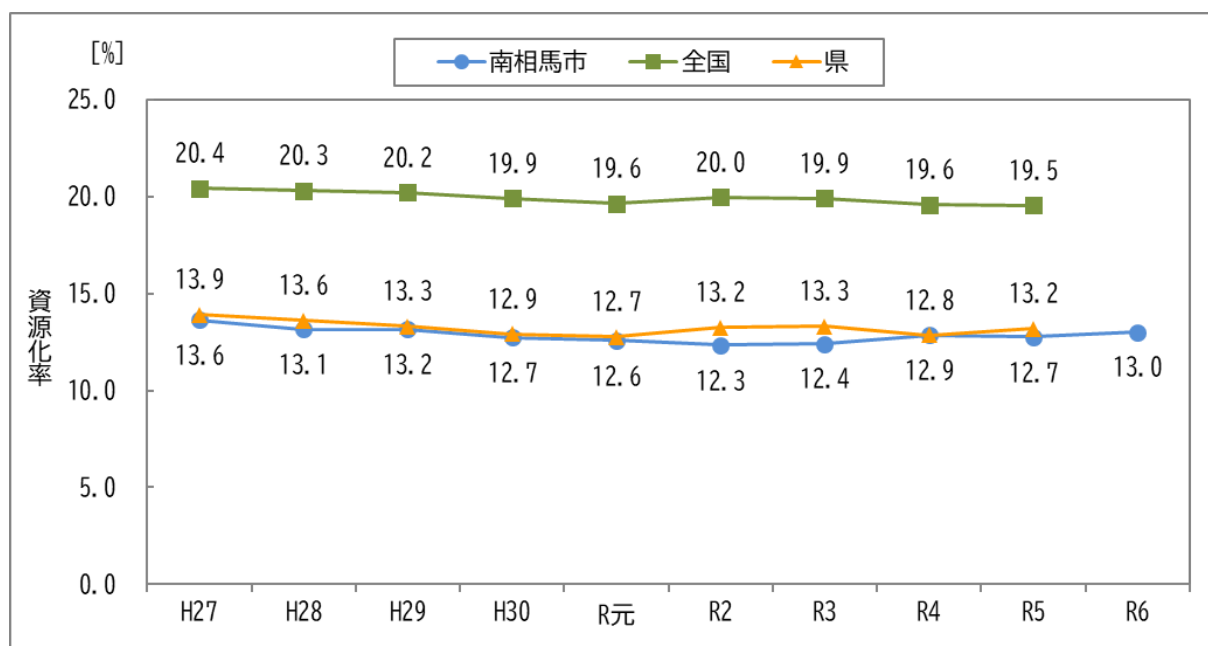


図 2-5 資源化率の推移

2.1.5 ごみの排出抑制・資源化

(1) 生ごみ処理容器設置報奨金制度

本市における生ごみ処理容器設置報奨金制度の概要を表 2-6 に、生ごみ処理容器の設置助成状況の推移を表 2-7 に示します。

本制度は、家庭から出る生ごみを堆肥化することで有効利用を図るとともに、ごみの量を減らすことを目的として、生ごみ処理容器を購入・設置した方に対して報奨金を交付する制度です。本制度は、平成 30 年度末をもって終了しましたが、本市の家庭系ごみに占める厨芥類の割合や水分量が高く、今後のごみ減量化には欠かせない施策であるため、令和 3 年度より事業を再開しました。

表 2-6 生ごみ処理容器設置報奨金制度の概要

区分	電気式生ごみ処理機	コンポスト容器類
対象基数	1 世帯あたり 5 年以内に 1 基まで (購入価格が 2,000 円以上のもの)	1 世帯あたり 5 年以内に 2 基まで (購入価格が 2,000 円以上のもの)
報奨金	購入額の 2 分の 1 以内 限度額 30,000 円	1 基につき 購入額の 2 分の 1 以内 限度額 3,000 円 (1 基あたり)

表 2-7 生ごみ処理容器の設置助成状況の推移 (基)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
電気式生ごみ処理機	9	9	9	10	—	—	18	28	26	44
コンポスト容器	16	13	5	12	—	—	21	16	19	26
合計	25	22	14	22	—	—	39	44	45	70

※令和元年度・令和 2 年度は生ごみ処理容器設置報奨金事業を実施しませんでした。

(2) 資源回収実施団体数と資源回収量

本市における資源回収実施団体数と資源回収量の推移を表 2-8 及び図 2-6 に、資源回収の内訳を図 2-7 に示します。

令和 6 年度の集団回収量は 561t となっており、平成 29 年度以降に減少傾向を示しています。一方で、集団回収実施団体数は平成 27 年度には 59 団体で、増減を繰り返していましたが、令和 6 年度には 65 団体に増加しています。

また、資源回収の内訳は紙類が約 85%、次いで金属類が約 7%となっています。

表 2-8 資源回収実施団体数と資源回収量の推移

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実施団体数（団体）	59	60	66	70	66	64	60	59	57	65
紙類（t/年）	737	776	734	704	672	594	576	553	497	481
ビン類（t/年）	12	12	9	9	7	6	4	4	4	3
金属類（t/年）	48	61	45	41	52	52	49	47	44	40
繊維類（t/年）	13	14	12	9	9	2	7	7	6	5
ペットボトル（t/年）	23	34	30	29	34	31	32	35	34	33
合計（t/年）	833	897	830	792	774	684	668	646	586	561

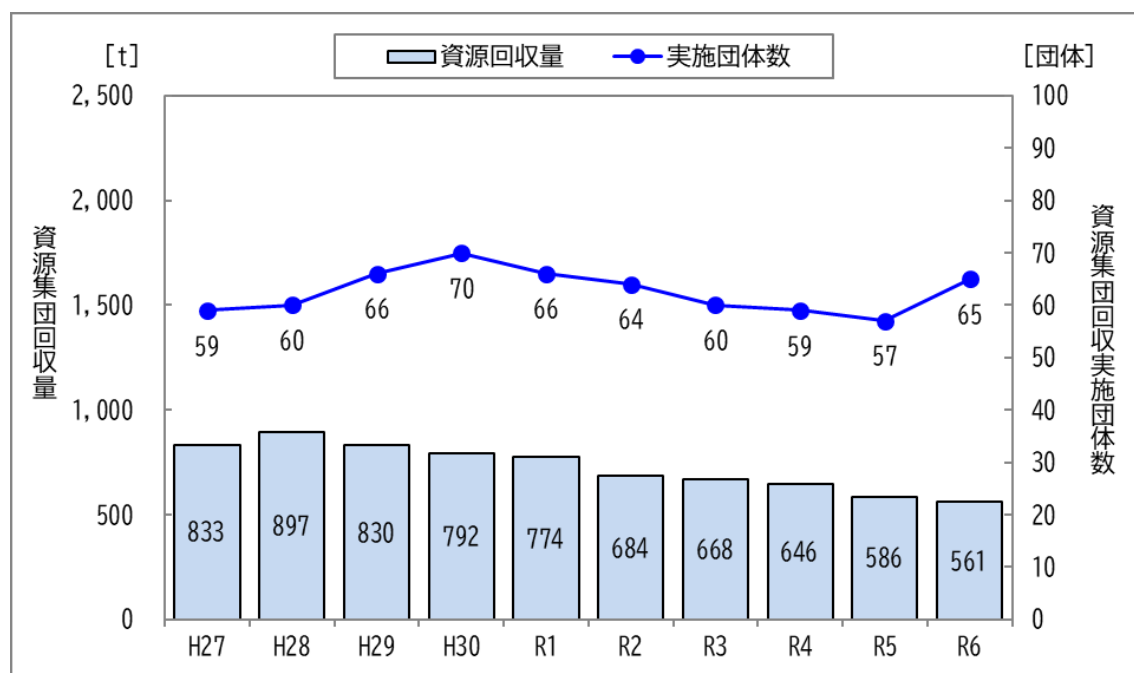


図 2-6 資源回収実施団体数及び資源回収量の推移

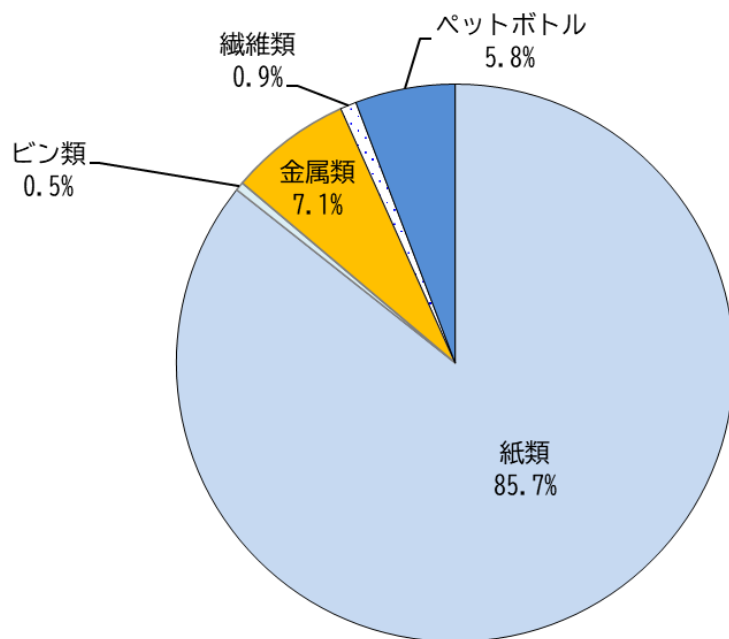


図 2-7 資源回収の内訳

2.1.6 ごみの性状

本市におけるごみ質調査結果を表 2-9 に、ごみ組成を図 2-8 に、ごみ成分を図 2-9 に示します。

クリーン原町センターでは、毎年 6 回のごみ質調査を実施しています。過去 10 年間の平均のごみ質は、「紙・布類」が 43%程度を占め、次いで「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」が 24%程度、「^{ちゅうがい}厨芥類」が 15%程度となっています。過去 10 年間の変化として、「紙・布類」は平成 27 年度以降に減少傾向にありましたが、令和 6 年度に大きく増加しています。また、「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」及び「厨芥類」は横ばいの水準を示していましたが、令和 6 年度に「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」、「厨芥類」が減少しています。

また、成分比は、過去 10 年間の平均で可燃分が 50%程度、水分が 43%程度を占め、灰分が 7 %程度となっています。

表 2-9 ごみ質調査結果

区分			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
ごみ組成	紙・布類	%	45.7	44.4	43.3	42.0	41.0	
	ビニール、合成樹脂、 ゴム、皮革類		24.8	24.7	24.6	24.0	24.7	
	木、竹、わら類		7.9	7.0	8.4	9.3	10.4	
	厨芥類		13.3	14.3	14.2	13.9	13.5	
	不燃物類		4.1	4.5	4.0	4.4	4.9	
	その他		4.3	5.2	5.7	6.4	5.4	
	合計		100	100	100	100	100	
単位容積重量		kg/m³	118	106	108	108	133	
三成分	水分	%	41.6	42.4	42.0	40.9	40.7	
	可燃分		51.1	50.1	50.7	51.6	51.8	
	灰分		7.4	7.5	7.4	7.5	7.5	
	合計		100	100	100	100	100	
低位発熱量（計算値）		kJ/kg	8,573	8,378	8,498	8,693	8,727	
低位発熱量（実測値）			9,052	9,033	9,077	9,087	9,058	
区分			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	平均
ごみ組成	紙・布類	%	41.3	41.2	40.0	42.3	51.6	43.3
	ビニール、合成樹脂、 ゴム、皮革類		25.6	23.8	24.5	23.9	14.5	23.5
	木、竹、わら類		9.9	9.5	8.9	7.5	10.6	8.9
	厨芥類		13.5	15.3	15.4	15.8	17.6	14.7
	不燃物類		5.0	5.1	5.5	5.3	1.2	4.4
	その他		4.7	5.2	5.7	5.3	4.6	5.2
	合計		100	100	100	100	100	100
単位容積重量		kg/m³	118	123	128	123	138	120
三成分	水分	%	41.0	43.5	44.6	43.3	49.4	42.9
	可燃分		51.8	49.6	48.9	49.6	44.6	50.0
	灰分		7.2	6.9	6.5	7.1	6.1	7.1
	合計		100	100	100	100	100	100
低位発熱量（計算値）		kJ/kg	8,733	8,258	8,078	8,252	7,157	8,335
低位発熱量（実測値）			9,168	8,922	8,640	8,725	7,852	8,861

※小数点第二位の端数処理により、合計値と一致しない場合があります。

※平均値は過去 10 年間（平成 27 年度～令和 6 年度）のものです。

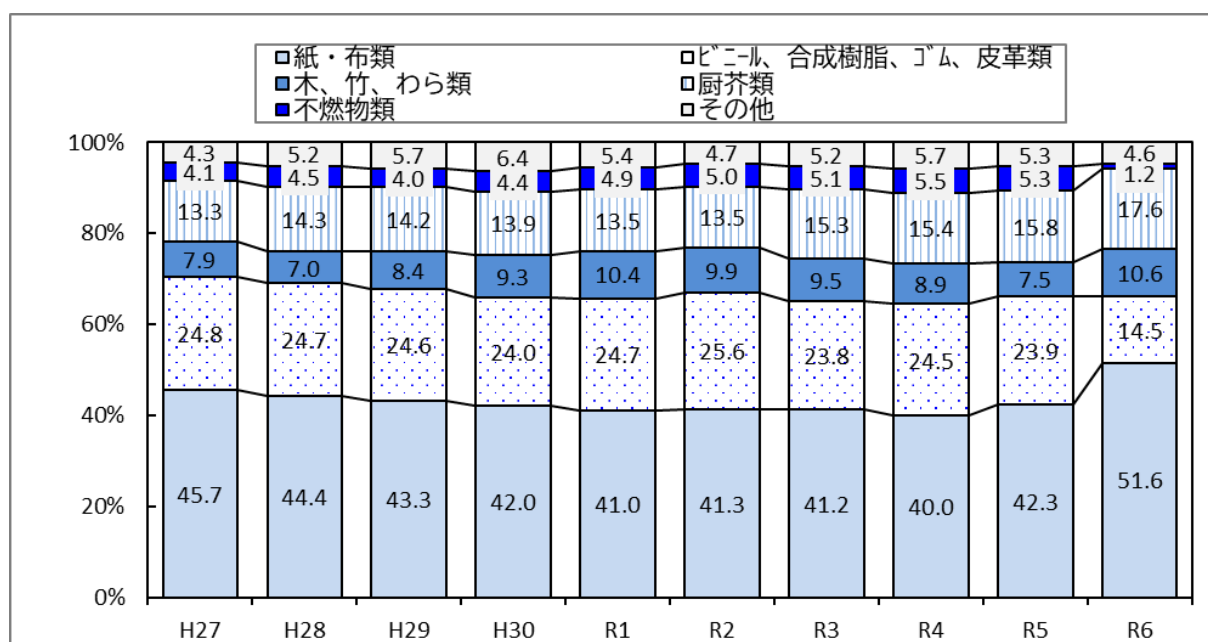


図 2-8 ごみ組成

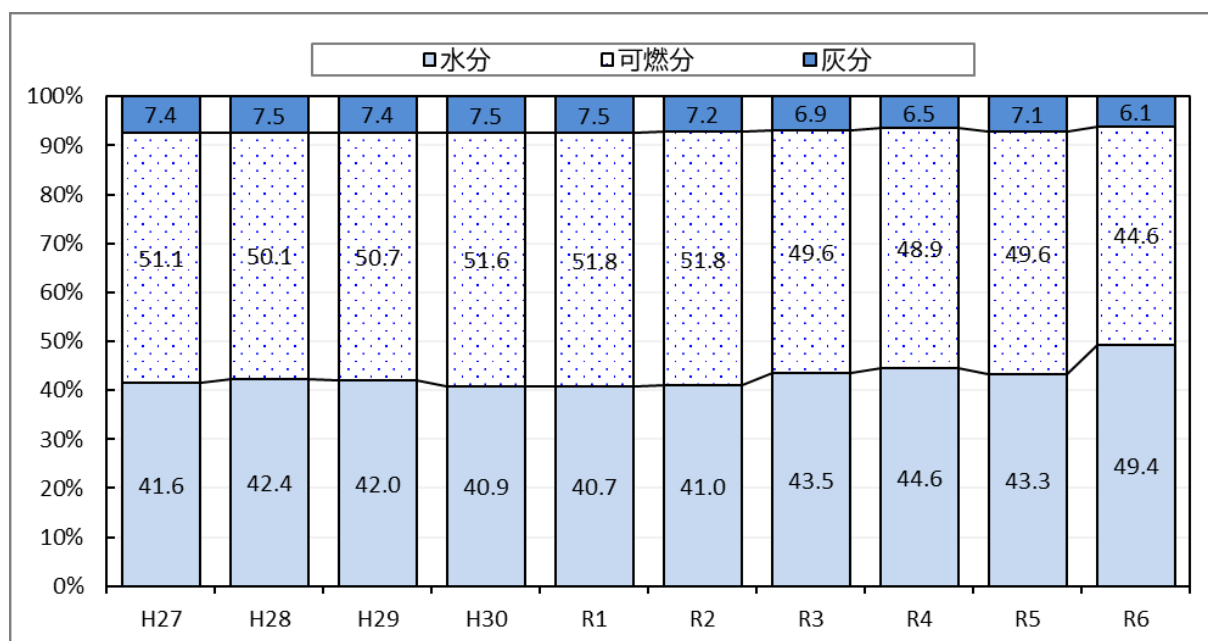


図 2-9 ごみ成分

2.1.7 ごみ処理の現況

(1) 収集・運搬

1) 収集・運搬体制

① 集積所設置箇所数

本市における集積所設置箇所数の推移を表 2-10 に示します。

令和 6 年度の集積所の設置箇所数は 1,449 箇所で、平成 27 年度以降増加しています。

表 2-10 集積所設置箇所数の推移

区分 年度	集積所 設置箇所数 (箇所)
平成 27 年度	1,149
平成 28 年度	1,200
平成 29 年度	1,283
平成 30 年度	1,351
令和元年度	1,379
令和 2 年度	1,398
令和 3 年度	1,415
令和 4 年度	1,425
令和 5 年度	1,429
令和 6 年度	1,449

② 廃棄物収集・運搬車両数

本市における廃棄物収集・運搬車両数の現状（令和 6 年度実績）を表 2-11 に示します。

本市の直営車両は、リフト付きの深ダンプが 3 台のみとなっています。委託車両は全 51 台あり、本市で使用している廃棄物収集・運搬車両数の 9 割以上を占めています。

表 2-11 廃棄物収集・運搬車両数の現状（令和 6 年度実績）

車両		直営車両	委託車両	合計
パッカー車	2t	0	5	5
	3t	0	5	5
	3.5t	0	0	0
	4t	0	23	23
軽ダンプ		0	0	0
リフト付 深ダンプ	2t	3	2	5
	3t	0	0	0
深ダンプ	3t	0	3	3
平ボディ車		0	1	1
その他・コンテナ等		0	3	3
合計		3	51	54

2) 収集・運搬量

本市における収集・運搬量の推移を表 2-12 に示します。

本市で収集されるごみの約 70%は委託事業者が収集・運搬しており、残りの約 30%を許可事業者が収集・運搬しています。

委託事業者による収集・運搬量は平成 29 年度にかけて増加した後、減少傾向を示しています。令和 6 年度における各項目では、平成 27 年度と比較して、燃えるごみが約 1,300t、燃えないごみが約 100t、資源物が 500t 減少しています。

許可事業者による収集・運搬量は、平成 28 年度に増加した後、減少傾向を示しています。令和 6 年度における各項目では、平成 27 年度と比較して、燃えるごみが約 950t 減少していますが、燃えないごみが約 60t 増加しています。震災の発生した平成 23 年度以降、福島第一原子力発電事故の放射能の影響により、資源物である木くずや草（わら等）を再利用することが難しくなったため、許可事業者による資源物の収集は行われていません。

表 2-12 収集・運搬量の推移

(t/年)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
委託事業者	14,087	14,453	14,645	14,423	14,303	14,182	13,865	13,452	12,803	12,146
家庭系ごみ	14,087	14,453	14,645	14,423	14,303	14,182	13,865	13,452	12,803	12,146
燃えるごみ	11,806	12,204	12,404	12,350	12,105	12,326	11,915	11,266	10,733	10,483
燃えないごみ	416	431	432	382	207	260	391	418	331	314
資源物	1,859	1,814	1,805	1,686	1,989	1,592	1,554	1,763	1,735	1,345
その他のごみ	6	4	4	5	2	4	5	5	4	4
許可事業者	5,230	5,644	5,385	5,259	5,254	5,042	4,882	4,831	4,585	4,341
事業系ごみ	5,230	5,644	5,385	5,259	5,254	5,042	4,882	4,831	4,585	4,341
燃えるごみ	5,122	5,579	5,219	5,092	5,059	4,866	4,718	4,651	4,410	4,169
燃えないごみ	108	65	166	167	195	176	164	180	175	172

1) 中間処理体制

本市の焼却施設であるクリーン原町センターの概要を表 2-13 に、処理フローを図 2-10 に示します。

表 2-13 焼却施設（クリーン原町センター）の概要

所在地		南相馬市原町区上北高平字東高松 37 番地の 1
建設年度	着工	昭和 61 年 9 月
	竣工	昭和 63 年 3 月
面積	敷地面積	13,537 m ²
	建物面積	1,096 m ²
処理方式		連続燃焼式焼却炉
受入・供給設備		ピット&クレーン方式
焼却設備		ストーカ炉
排ガス処理設備		バグフィルタ（乾式塩化水素除去装置）
処理能力		105t/日（52.5t/24h×2 炉）

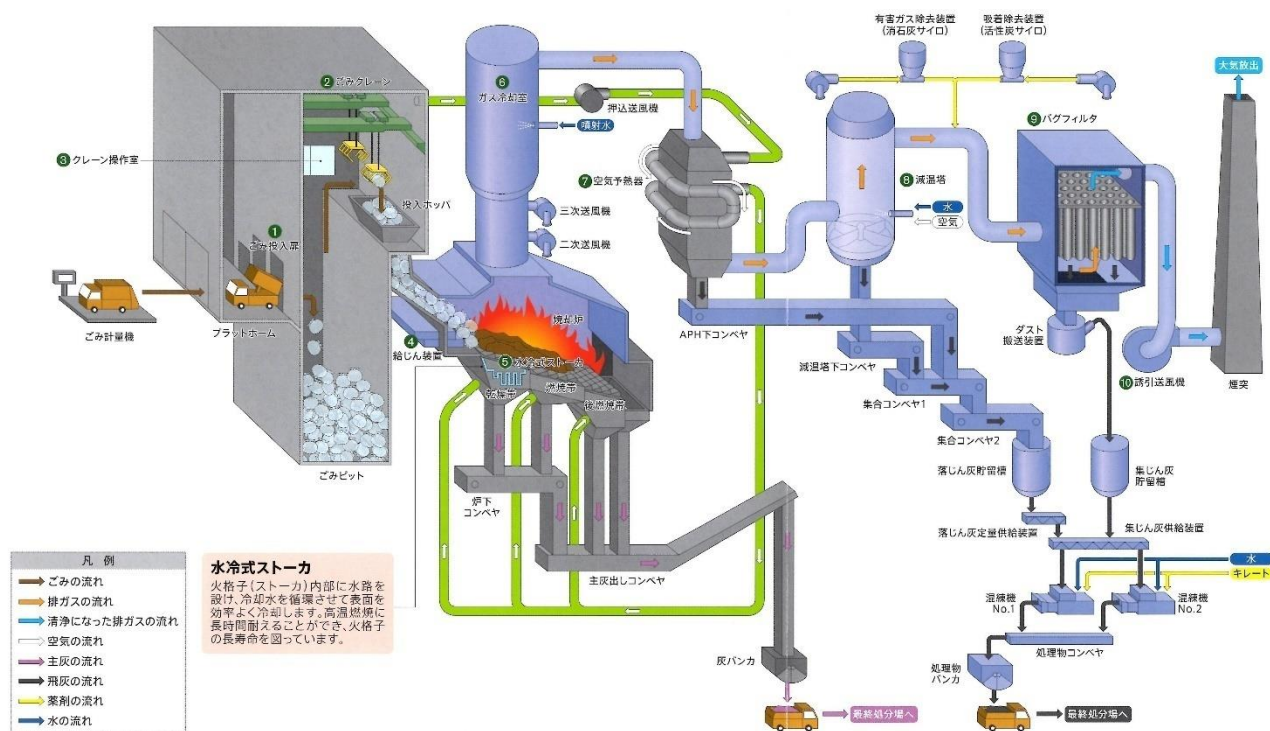


図 2-10 クリーン原町センターにおける処理フロー

② 粗大ごみ処理施設

本市の粗大ごみ処理施設の概要を表 2-14 に、処理フローを図 2-11 に示します。

本施設は焼却施設に併設されており、粗大ごみを衝撃せん断併用回転式の破砕機により破砕し、鉄、アルミ、不燃物、可燃物の 4 種類に選別した後、資源化物は回収、可燃物は焼却施設へ搬出し、不燃残渣は最終処分場にて埋立処分しています。

表 2-14 粗大ごみ処理施設の概要

所在地	南相馬市原町区上北高平字東高松 37 番地の 1	
建設年度	着工	昭和 61 年 9 月
	竣工	昭和 63 年 3 月
面積	敷地面積	13,537 m ² (クリーン原町センターに併設)
	建物面積	455 m ²
処理方式	衝撃せん断併用回転式	
処理能力	30t/5h (選別 : 鉄、アルミ、不燃物、可燃物)	

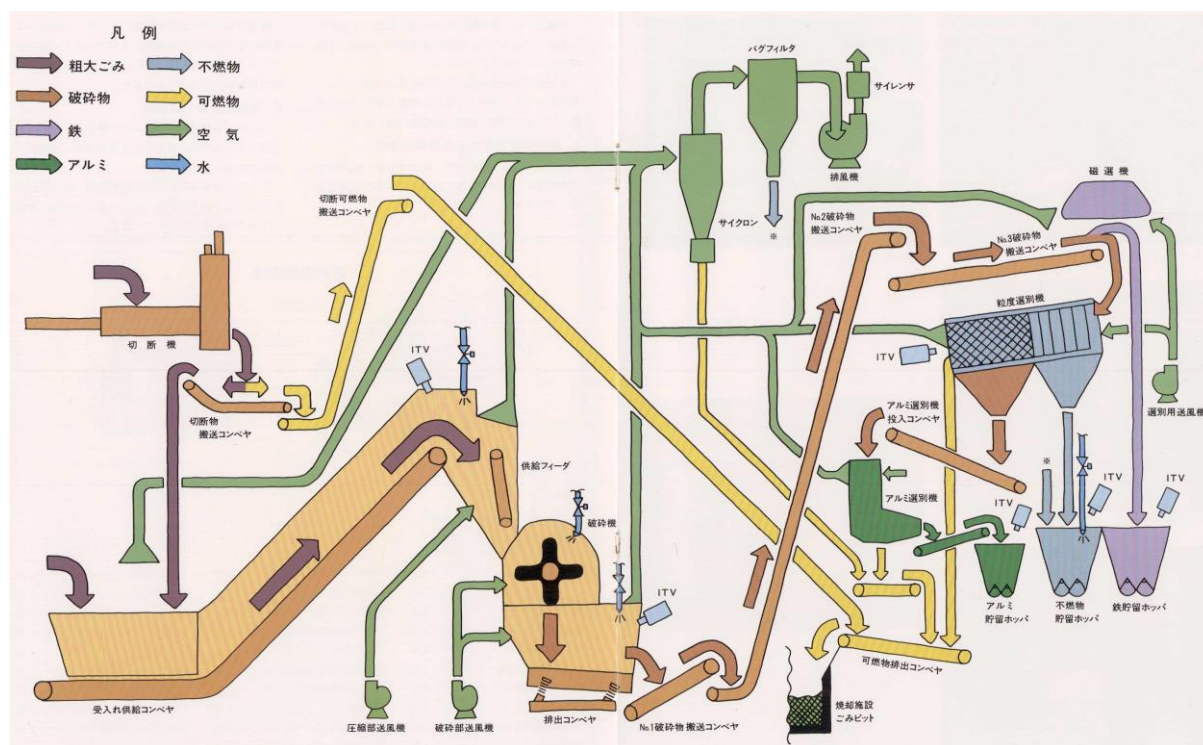


図 2-11 粗大ごみ処理施設における処理フロー

③ リサイクルプラザ

本市のリサイクルプラザの施設概要を表 2-15 に、資源ごみのリサイクル方法を表 2-16 に、処理フローを図 2-12 に示します。

本施設は焼却施設に併設されており、びん類、缶類、紙類、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装の資源ごみを選別・圧縮処理しています。リサイクル方法は、表 2-16 に示すとおりです。

表 2-15 リサイクルプラザの施設概要

所在地		南相馬市原町区上北高平字東高松 37 番地の 1
建設年度	着工	平成 10 年 9 月
	竣工	平成 12 年 3 月
面積	敷地面積	13,998.31 m ²
	建物面積	1,885 m ²
処理方法		選別・圧縮
処理能力		缶類 : 2.4t/日 (5h)
		びん類 : 4.6t/日 (5h)
		紙類 : 11.8t/日 (5h)
		ペットボトル : 0.5t/日 (5h)
		白色トレイ : 3.7t/日 (5h)

表 2-16 リサイクルプラザにおける資源ごみのリサイクル方法

種 別	リサイクルの方法
び ん 類	無色・茶色・その他の色別に手選別し、ガラスびん減容破砕機で破砕後、資源再生業者へ引き渡す。
缶 類	缶類受入ホッパに投入し、スチール缶とアルミ缶に機械選別後、圧縮成形機により圧縮成形し、資源再生業者へ引き渡す。
紙 類	新聞紙、雑誌類、段ボールに選別し、資源再生業者へ引き渡す。
ペットボトル	ペットボトルベアラにより圧縮梱包後、資源再生業者へ引き渡す。
プラスチック製容器包装 白色トレイ	選別・梱包後、資源再生業者へ引き渡す。

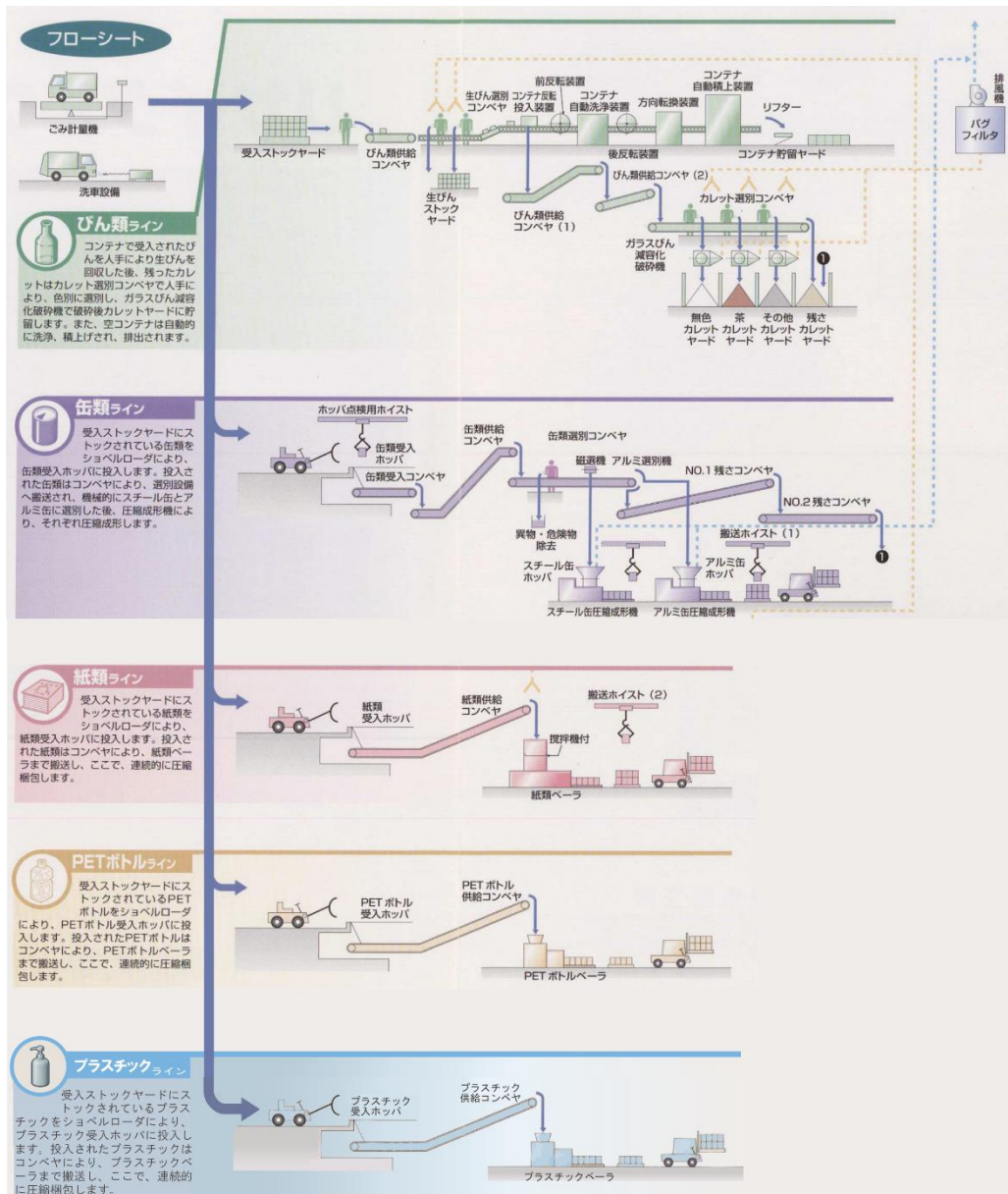


図 2-12 リサイクルプラザにおける処理フロー

2) 中間処理量

本市における中間処理量の推移を表 2-17、1 人 1 日当たりの焼却処理量の推移を表 2-18 に示します。

令和 6 年度の焼却処理量は 18,905t となっており、処理量の推移は燃えるごみの排出量と同様に、平成 29 年度まで増加した後、減少傾向を示しています。一方、1 人 1 日当たりのごみ排出量は 925g/人・日で、令和 2 年度まで増加した後、減少傾向を示しています。

また、粗大ごみ処理施設の処理量は 1,072t となっており、増減を繰り返しながらも減少傾向にあります。リサイクル処理施設の処理量は 1,283t となっており、プラスチック製容器包装の分別収集を開始した令和 4 年度に増加しましたが、以降は減少傾向にあります。

表 2-17 中間処理量の推移

(t/年)

項目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
焼却施設	処理量	21,334	22,297	22,437	22,086	21,901	21,841	21,150	20,736	19,431	18,905
	搬出量	3,393	3,115	3,025	2,961	3,016	2,882	2,907	2,949	2,535	1,921
	焼却残渣	2,620	2,386	2,414	2,341	2,370	2,393	2,327	2,329	1,995	1,921
	焼却残渣（保管量）	773	729	611	620	646	489	580	620	540	0
粗大ごみ処理施設	処理量	1,246	1,315	1,516	1,384	1,356	1,586	1,482	1,525	1,351	1,072
	搬出量	1,246	1,312	1,516	1,384	1,392	1,539	1,533	1,525	1,304	1,234
	処理残渣（焼却）	376	460	614	495	509	591	632	540	467	497
	処理残渣（埋立）	451	440	469	467	445	467	445	584	445	366
	資源化	419	412	433	422	438	481	456	401	392	371
リサイクル施設	処理量	1,185	1,137	1,219	1,175	1,163	1,168	1,096	1,465	1,413	1,283
	搬出量	1,186	1,139	1,217	1,176	1,163	1,167	1,195	1,587	1,425	1,368
	処理残渣（焼却）	11	11	12	11	11	10	46	216	128	91
	処理残渣（破碎）	33	33	33	38	38	33	29	28	34	32
	資源化	1,142	1,095	1,173	1,126	1,113	1,124	1,120	1,343	1,263	1,245
合計	処理量	23,765	24,749	25,171	24,646	24,420	24,690	23,839	23,988	22,402	21,260
	搬出量	5,019	4,804	5,114	4,862	4,887	5,095	5,026	5,413	4,737	4,491
	処理残渣（焼却）	387	471	626	506	521	601	678	756	595	588
	処理残渣（埋立）	3,071	2,826	2,883	2,808	2,814	2,889	2,772	2,913	2,487	2,287
	資源化	1,561	1,507	1,606	1,548	1,552	1,605	1,576	1,744	1,655	1,616

表 2-18 1 人 1 日当たりの焼却処理量の推移

(g/人・日)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1 人 1 日当たりの焼却処理量	910	966	997	996	998	1,008	990	983	934	925

(3) 最終処分

1) 最終処分体制

本市における最終処分場の概要を表 2-19 に示します。

本市の最終処分場は管理型¹の処分場で、埋立方式は「セル方式」及び「サンドイッチ方式」を併用しています。当初、埋立容量は 250,000 m³でしたが、残余容量が逼迫したため、嵩上げ工事を実施し、令和 2 年 3 月に埋立容量が 24,554 m³増加しました。令和 6 年度時点の残余容量は 22,967 m³となっています。

表 2-19 最終処分場の概要

所在地		南相馬市鹿島区塩崎字内ノ倉
埋立期間	開始年度	昭和 56 年度
	終了年度	令和 2 年度
埋立方式		「セル方式」及び「サンドイッチ方式」の併用
埋立容量		250,000 m ³ (面積:31,000 m ²) ※令和2年3月に 24,554 m ³ 増加
残余容量		22,967 m ³ (令和6年度時点)
浸出污水处理	処理方式	回転円盤接触法
	処理能力	150 m ³ /日

¹ 管理型最終処分場

一般廃棄物（本計画では「ごみ」）を対象とする最終処分場では、廃棄物の分解に伴い汚水（浸出水）やガスが発生する。このため、発生する浸出水対策として底部集排水管の設置や、浸出水の漏水による地下水汚染を防止するための遮水工が施され、発生する可燃ガス等の対策としてガス抜き管が設置されるなど、環境汚染を十分防止できる構造となっている。なお、このタイプの処分場では、一部の産業廃棄物（紙、木くず、厨芥等）の処分にも対応することができる。

資料：「循環型社会キーワード辞典」（廃棄物 3 R 研究会編 中央法提出版 2007 年 10 月 20 日）

2) 最終処分量

本市における最終処分量の推移を表 2-20 及び図 2-13 に示します。

令和 6 年度（R6）の最終処分量は 2,287t であり、平成 27 年度以降、増減を繰り返していましたが、令和 6 年度から灰固形化処理量が 0t となった影響で大きく減少しました。また、最終処分されるごみのうち、焼却残渣及び不燃ごみ・粗大ごみ処理残渣も減少傾向で推移しています。

表 2-20 最終処分量の推移

(t/年)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
最終処分量	3,844	3,555	3,494	3,428	3,461	3,349	3,352	3,533	3,027	2,287
焼却残渣	2,620	2,386	2,414	2,341	2,370	2,393	2,327	2,329	1,995	1,921
灰固形化	773	729	611	620	646	489	580	620	540	0
不燃ごみ・粗大ごみ処理残渣	451	440	469	467	445	467	445	584	445	366
最終処分率 (%)	15.2	13.6	13.3	13.3	13.6	13.1	13.6	14.3	13.1	10.5

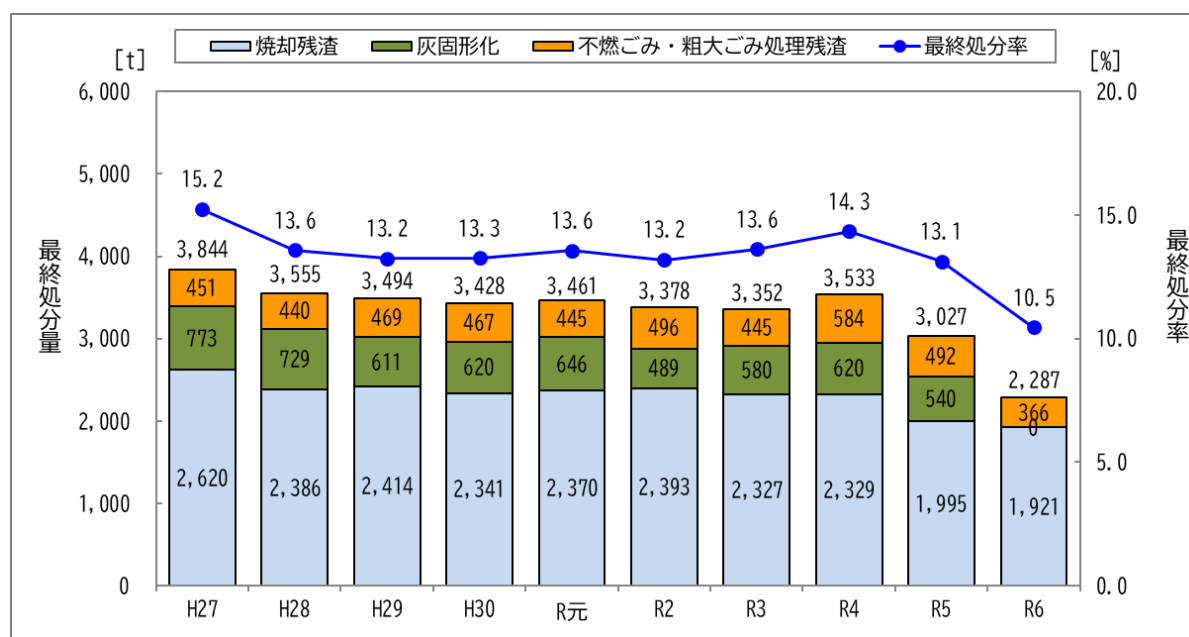


図 2-13 最終処分量の推移

2.1.8 ごみ処理に係る事業費

本市におけるごみ処理事業費の推移を表 2-21 及び図 2-14 に示します。

令和 6 年度のごみ処理事業費は 837,472 千円であり、人口 1 人あたりに換算すると 14,952 円となります。平成 27 年度以降、ごみ処理事業費は増減を繰り返しながらも増加しており、特に収集運搬費が増加傾向となっています。

表 2-21 ごみ処理事業費の推移

項目	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
収集運搬費	千円	161,440	176,600	182,969	208,744	213,874	209,084	230,738	277,368	287,007	307,701
中間処理費		253,814	215,489	258,670	258,857	255,938	474,349	427,349	384,681	164,989	464,294
最終処分費		21,774	16,762	31,437	35,184	26,541	23,751	21,134	27,337	12,838	33,589
その他		37,474	30,692	34,162	31,808	33,119	34,748	35,293	33,949	24,884	31,888
合計		474,502	439,543	507,238	534,593	529,472	741,932	714,514	723,335	489,718	837,472
人口 1 人あたりのごみ処理事業費	円/人	7,407	6,949	8,225	8,798	8,832	12,502	12,203	12,515	8,613	14,952

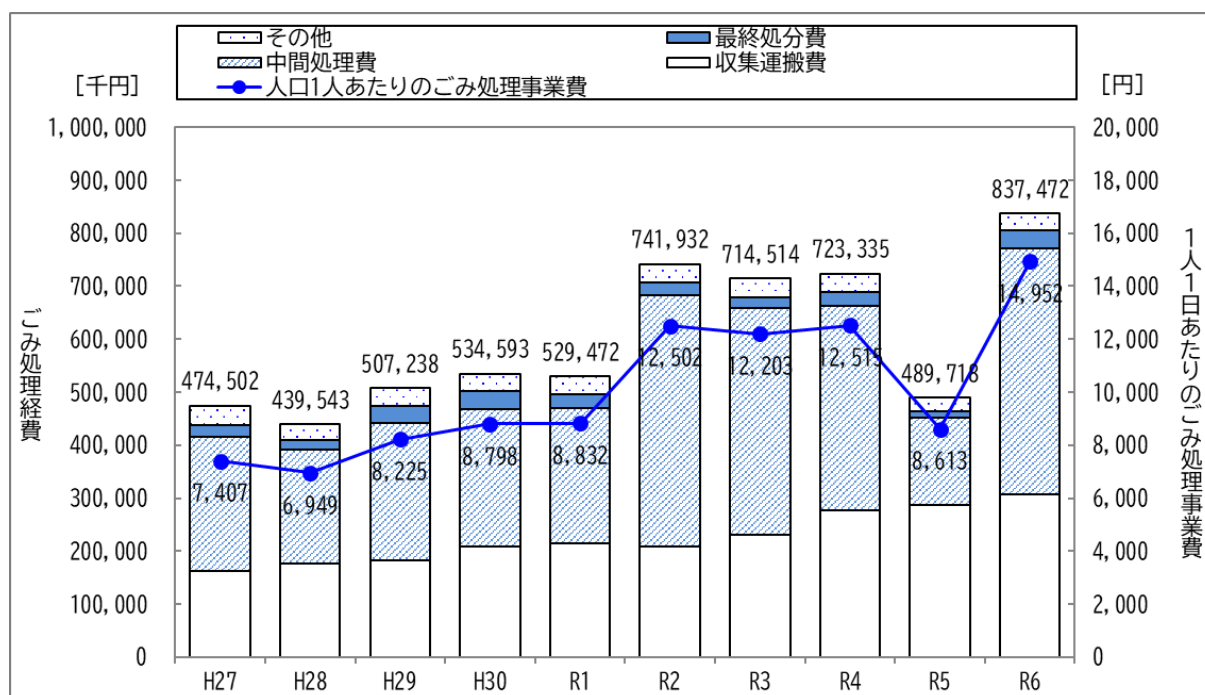


図 2-14 ごみ処理事業費の推移

2.1.9 不法投棄件数

本市の不法投棄件数の推移を表 2-22 及び図 2-15 に示します。

令和 6 年度における不法投棄件数は 95 件であり、令和 5 年度まで多少の増減はありますが、平成 27 年度と比較して大きく減少しています。令和 6 年度の不法投棄物内訳では、タイヤが 117 個で最も多く、次いでテレビが 24 個となっています。

表 2-22 不法投棄件数の推移

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
不法投棄件数	134	153	106	104	127	148	121	142	141	95
不法投棄物内訳	287	343	353	307	237	332	257	326	222	176
洗濯機	8	9	14	11	7	2	3	5	5	5
冷蔵庫	12	21	11	21	13	7	1	20	10	12
テレビ	32	45	49	43	26	5	11	47	31	24
エアコン	2	1	2	4	1	2	1	1	4	0
タイヤ	211	238	234	163	142	150	91	240	152	117
その他	22	29	43	65	48	166	150	13	20	18

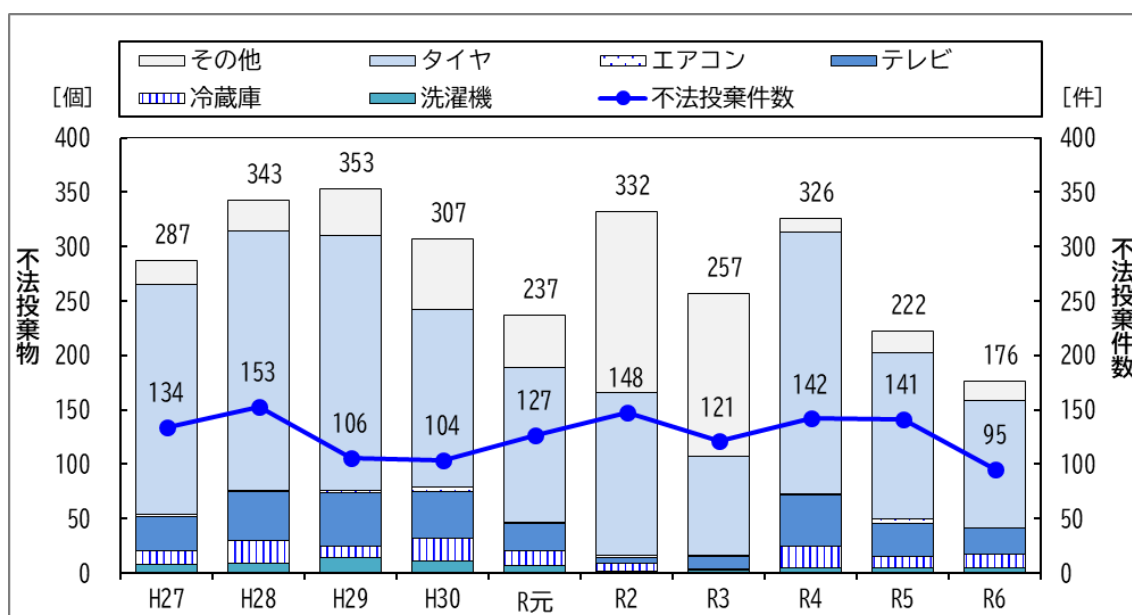


図 2-15 不法投棄件数の推移

2.2 ごみ処理に係る国、県、県内市町村等の動向

2.2.1 国の動向

(1) 循環型社会形成推進基本計画

1) 第四次循環型社会形成推進基本計画

第四次循環型社会形成推進基本計画における指標と数値目標を表 2-23 に示します。

国では、平成 30 年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、地域循環共生圏の形成による地域活性化に向けた取組の指標ならびに数値目標として、「1 人 1 日あたりのごみ排出量」、「1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量」、「事業系ごみ排出量」を掲げました。

表 2-23 第四次循環型社会形成推進基本計画における指標と数値目標

指標	数値目標	目標年次
1 人 1 日あたりのごみ排出量	約 850g/人・日	令和 7 年度
1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量	約 440g/人・日	令和 7 年度
事業系ごみ排出量	約 1,100 万 t	令和 7 年度

2) 第五次循環型社会形成推進基本計画

第五次循環型社会形成推進基本計画における指標と数値目標を表 2-24 に示します。

国では、令和 6 年 8 月に上記計画の見直しを行った「第五次循環型社会形成推進基本計画」を新たに閣議決定し、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行、気候変動や生物多様性といった環境面の課題等を国家戦略として位置づけ、計画の重要な方向性として、5 つの柱（重点施策）を掲げました。5 つの柱（重点施策）のうち、「3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現」において、地域特性を生かした廃棄物の排出抑制・循環利用の指標ならびに数値目標として、「1 人 1 日あたりのごみ焼却量」が新たに設定されました。

< 5 つの柱（重点分野） >

1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
2. 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

表 2-24 第五次循環型社会形成推進基本計画における指標と数値目標

指標	数値目標	目標年次
1 人 1 日あたりのごみ焼却量	約 580g/人・日	令和 12 年度

(2) 廃棄物処理施設整備計画

国では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の3の規定に基づき、令和5年度から令和9年度までの5か年を計画期間とする「廃棄物処理施設整備計画」を令和5年6月に策定しました。

前計画を踏まえ、気候変動への対応は、「2050年カーボンニュートラルにむけた脱炭素化」の視点を新たに記載し、3R・適正処理の推進は、災害時を含めその方向性を堅持するとともに、「循環型社会の実現に向けた資源循環の強化」の視点を追加しました。また、気候変動への対応について、「地域循環共生圏の構築に向けた取組」の視点を脱炭素化や廃棄物処理施設の創出する価値の多面性に着目しつつ深化させました。

<計画の概要>

① 基本理念

- ・ 基本原則に基づいた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化
- ・ 災害時も含めた持続可能な適正処理の確保
- ・ 地域の自主性及び創意工夫を生かした一般廃棄物処理施設の整備

② 廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施

- ・ 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進と資源循環の強化
- ・ 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営
- ・ 廃棄物処理・資源循環の脱炭素化の推進
- ・ 地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備
- ・ 災害対策の強化
- ・ 地域住民等の理解と協力・参画の確保
- ・ 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

③ 廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標

廃棄物処理施設整備計画では、表 2-25 に示す目標値を定めています。

表 2-25 廃棄物処理施設整備計画における目標値

指標	数値目標	目標年次
ごみのリサイクル率 (一般廃棄物の出口側の循環利用率)	20%→28%	令和9年度

2.2.2 県の動向

(1) 福島県廃棄物処理計画

県では、上位計画である「福島県総合計画」、「福島県環境基本計画」の改定内容や社会情勢等を踏まえ、令和4年1月に「福島県廃棄物処理計画」を改定しました。

計画では、「循環型社会の形成～持続可能な社会の実現のために」を基本目標として掲げ、ごみ処理に関する施策ならびに数値目標を以下のとおり定めています。

<計画の概要>

① ごみ処理に関する施策

一般廃棄物に関する課題を踏まえ、以下の事項を施策の基本的な方針として取り組んでいきます。

- ・ 3 R ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の推進
- ・ ごみ処理施設の適切な整備及び維持管理の促進
- ・ ごみの適正処理及び災害廃棄物対策の推進

② 計画の目標値

福島県廃棄物処理計画では、表 2-26 に示す目標値を定めています。

表 2-26 福島県廃棄物処理計画における目標値

指標	数値目標	目標年次
1人1日あたりのごみ排出量	923g/人・日	令和8年度
リサイクル率	16.0%以上	令和8年度
1日あたりの最終処分量	150t/日	令和8年度

2.2.3 目標値の達成状況

国の循環型社会形成推進基本計画や福島県廃棄物処理計画等で掲げられている目標値と一般廃棄物処理基本計画（前計画）で定めた目標値の達成状況を表 2-27 に示します。

本市では、震災や放射能の影響等により、本市を取り巻く環境が変わったこともあり、国や県が設定している目標値に対し、未達成の状態となっています。

表 2-27 目標値の達成状況

指標	目標値 設定機関	目標 年度	達成目標値	本市実績値 (令和 6 年度)	目標値 達成状況
1 人 1 日あたりのごみ排出量	国※1	R 7	約 850 g/人・日	1,070 g/人・日	いずれも 未達
	県※2	R 8	923 g/人・日		
	市※3	R 7	950 g/人・日		
リサイクル率 (資源化率)	国※4	R 9	28%に増加	13.0%	いずれも 未達
	県	R 8	16%に増加		
	市	R 7	30%以上		
最終処分量	市	R 7	約 2,200t 以下	2,287t	未達
1 人 1 日あたりのごみ焼却量	国※5	R12	約 580g/人・日	925g/人・日	未達

※1 第四次循環型社会形成推進基本計画

※2 福島県廃棄物処理計画

※3 一般廃棄物処理基本計画（前計画）

※4 廃棄物処理施設整備計画

※5 第五次循環型社会形成推進基本計画

2.2.4 類似市町村間の動向

本市におけるごみ処理の評価は、環境省の「一般廃棄物処理実態調査結果」で把握可能な項目を対象に、直近で公表されている令和 5 年度の実績値を比較しました。また、比較する類似市町村は、本市を含む県内の 10 自治体を対象としました。

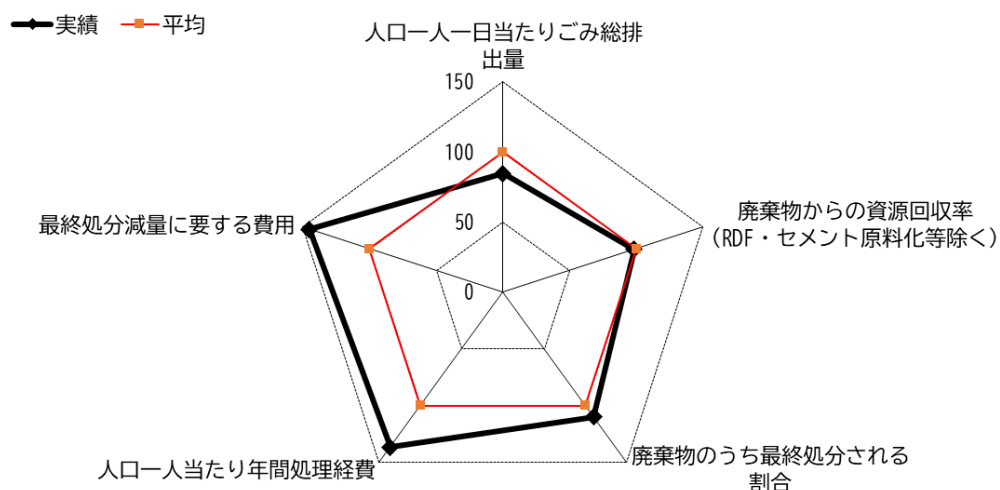
一般廃棄物処理システム評価項目（指標）および指数の算出方法を表 2-28、本市の分析結果を図 2-16、本市および類似市町村の各評価項目の実績値を表 2-29 に示します。

表 2-28 標準的な評価項目（指標）の評価と指数の算出方法

評価項目	指数化方法	指数の見方
人口 1 人 1 日あたりのごみ排出量	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほどごみ総排出量は少なくなる
人口 1 人 1 日あたりの年間処理経費	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど一人あたり処理経費は少なくなる
廃棄物のうち最終処分される割合	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど最終処分される割合は小さくなる
最終処分減量に要する費用	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど費用対効果は高くなる
廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等を除き、溶融含む)	実績値 $\div$ 平均値 $\times 100$	指数が大きいほど資源回収率は高くなる

福島県南相馬市

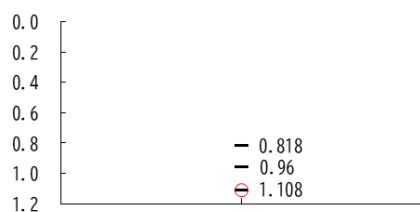
類似市町村数 10



資料：令和6年度一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和5年度実績）

人口一人一日当たりごみ総排出量

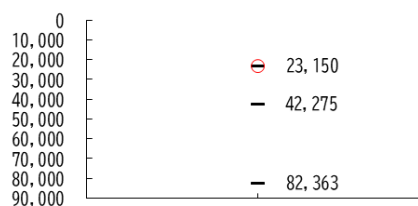
(kg/人・日)



福島県南相馬市：1.108 (kg/人・日)

最終処分減量に要する費用

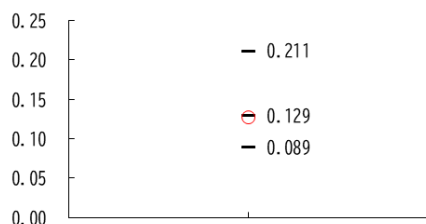
(円/t)



福島県南相馬市：23,150 (円/t)

廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)

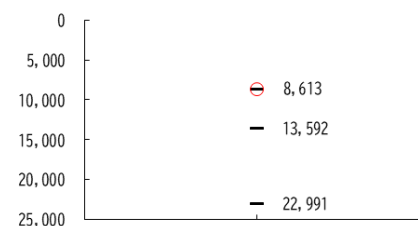
(t/t)



福島県南相馬市：0.127 (t/t)

人口一人当たり年間処理経費

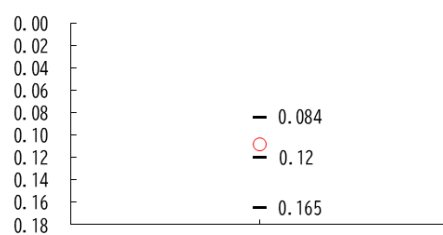
(円/人・年)



福島県南相馬市：8,613 (円/人・年)

廃棄物のうち最終処分される割合

(t/t)



福島県南相馬市：0.108 (t/t)

図 2-16 市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールによる分析結果（令和5年度）

表 2-29 本市の類似市町村の実績値（令和 5 年度）

市町村名	人口 (人)	1人1日あたり ごみ総排出量 (g/人・日)	廃棄物からの資 源回収率 (t/t) (RDF・セメント 原料化等除く)	廃棄物のう ち最終処分 される割合 (t/t)	一人あたり年 間処理経費 (円/人・年)	最終処分減 量に要する 費用(円)
南相馬市	56,858	1,108	0.127	0.108	8,613	23,150
白河市	58,084	979	0.098	0.115	13,008	38,240
須賀川市	74,049	901	0.104	0.086	10,111	30,291
喜多方市	44,445	936	0.089	0.165	10,646	34,100
相馬市	32,933	1,023	0.098	0.15	17,354	51,382
二本松市	51,501	848	0.169	0.125	12,128	41,722
田村市	33,736	818	0.211	0.084	22,991	82,363
会津若松市	112,882	1,046	0.129	0.126	15,146	42,061
伊達市	56,988	1,078	0.108	0.116	13,818	38,233
本宮市	29,826	858	0.159	0.127	12,108	41,206

本市の実績値と県内類似市町村の平均値の比較（令和 5 年度）を表 2-30 に示します。

本市のごみ処理は、県内 10 の類似市町村のごみ処理実績と比較して、「人口 1 人あたり年間処理経費」および「最終処分減量に要する費用」が優れています。一方、「人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量」は県内 10 の類似市町村の中で、最も多い数値となっており、改善すべき指標であるといえます。

表 2-30 本市の実績値と類似市町村の平均値の比較（令和 5 年度）

項目	本市の実績	県内類似市町村 の平均	評価
人口 1 人 1 日あたり ごみ総排出量	1,108 g/人・日	943 g/人・日	劣
人口 1 人あたり 年間処理経費	8,613 円/人・年	14,146 円/人・年	優
廃棄物のうち最終 処分される割合	0.108 t/t	0.122 t/t	優
最終処分減量に 要する費用	23,150 円/t	26,878 円/t	優
廃棄物からの 資源回収率	0.127 t/t	0.129 t/t	平均的

2.3 ごみ処理の現状と課題

本市のごみ処理の現状と課題を下記に示します。

1) ごみの排出に関する課題
【現状】 ■本市のごみ総排出量は、減少傾向にあります。 ■本市の1人1日あたりごみ排出量は、令和2年度以降に減少傾向にありますが、国ならびに県の平均値を上回っています。 ■家庭系ごみ、事業系ごみともに同様の傾向を示しています。
【課題】 ■今後、人口減少に伴いごみ総排出量は減少することが予想されますが、1人1日あたりごみ排出量は依然として多いため、ごみの減量に効果的な施策を検討し、排出段階におけるごみの発生抑制や分別を徹底する必要があります。 ■燃えるごみ中の厨芥類（食品ロス）の割合と水分量が多く、単位容積重量が高いことから、生ごみの水切り等を徹底するとともに、市民ならびに事業者へ向けて、食品ロスの削減に効果的な方策の周知・啓発を実施することにより、ごみの排出量を減らす必要があります。 ■事業系ごみは減少傾向にありますが、事業所への指導や周知啓発を継続することにより、排出段階における事業系ごみの発生抑制を図る必要があります。
2) 資源化・リサイクルに関する課題
【現状】 ■本市の資源化量は、増減を繰り返しながらも、ほぼ横ばいで推移しています。 ■本市から排出されるごみのうち、「紙・布類」の割合が全体の40～50%程度を占めています。
【課題】 ■焼却施設に搬入された燃えるごみのうち、「紙・布類」が最も多くの割合を占めることから、ごみの分別に係る周知啓発を強化し、資源ごみとして排出できる紙類の燃えるごみへの混入を減少させる必要があります。 ■上記に加え、可燃ごみ中の「ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類」の割合が多いことから、市民ならびに事業者へ向けて3Rの必要性を周知しながら、排出段階でリサイクル可能物を適正に分別する必要があります。 ■資源化に係る他自治体の先進事例を調査し、分別区分や収集頻度、回収拠点の見直しと合わせ、資源化に効果的な施策を検討していく必要があります。

3) 中間処理及び一般廃棄物処理施設の整備に関する課題

【現状】

- 本市の焼却処理量は減少傾向にありますが、1人1日当たりの焼却処理量は、国の目標値を大幅に上回っています。
- 燃えるごみの含水率は、平均で43%となっています。

【課題】

- 燃えるごみの排出抑制を徹底するとともに効率のよい焼却処理を実施するため、生ごみの水切り等の排出段階における燃えるごみの含水率低下に向けた対策が必要です。
- クリーン原町センターは、平成30年度に基幹的設備改良工事を実施しましたが、施設の老朽化が進んでおり、令和16年度以降の稼働が困難であることから、新たな施設の建設地や整備方針の検討を進めていく必要があります。
- クリーン原町センターで安定した処理を継続できるよう、引き続き施設の維持管理や修繕を実施する必要があります。

4) 最終処分に関する課題

【現状】

- 本市の最終処分量は、増減を繰り返しながらも、ほぼ横ばいで推移しています。

【課題】

- 令和2年3月の嵩上げ工事により、埋立容量が増加しましたが、さらに埋立容量を増加させることが不可能なため、クリーン原町センターが稼働を終える令和16年度まで埋立を継続する必要があります。
- 引き続き、可燃ごみの削減を図ることにより、資源化率を向上させて最終処分量を削減する必要があります。
- 今後、最終処分量の残余容量に応じて、新たな最終処分場の整備や広域化を検討する必要があります。

5) 一般廃棄物処理経費に関する課題

【現状】

- 収集運搬経費が増加傾向にあります。
- 令和2年度から令和4年度にかけて、中間処理経費が増加しています。

【課題】

- 収集運搬経費の削減のため、収集運搬ルートや収集回数の見直しなどにより、効率的な収集運搬体制を整備する必要があります。
- 中間処理経費の削減のため、ごみの発生抑制や分別の徹底、維持管理計画等の適宜見直しを進める必要があります。

2.4 ごみ処理基本計画

2.4.1 基本理念

本市では、平成 23 年の震災以降にごみの排出量が大きく増加し、ごみを取り巻く環境は著しく変化しましたが、現在に至るまで、ごみの発生抑制や資源化の推進に加え、不法投棄対策や施設整備計画の検討等に取り組んできました。しかし、本市のごみ排出量は、県内だけでなく全国の自治体と比較しても多い状況が依然として続いており、本市のごみ排出量の削減は喫緊の課題となっています。また、前回計画の策定以降に、食品ロス削減推進法やプラスチック資源循環法が施行されたことを受け、本市でも食品ロスの削減やプラスチック分別収集の促進について重点的に取り組んでいく必要があります。その中で、市民、事業者、市の各主体が、本市のごみ処理に係る課題を十分に理解し、ごみの発生を抑制しながら、可能な限り資源化へ取り組んでいく循環型社会の形成を目指していく必要があります。そのためには、市民や事業者、市の各主体がそれぞれの役割を理解し、協働して取り組むことが求められます。

このような状況を踏まえ、本計画では前回計画の基本理念を継続して掲げ、誰もが安心・安全に暮らせる循環型のまちを目指して取り組みます。

市民一人ひとりが「もの」を大切にし、捨てるものを減らし、資源が循環して使用されるまちを構築する。

『みんなでつくる循環型のまち 南相馬』

～廃棄から再利用・再資源化のまちづくり～

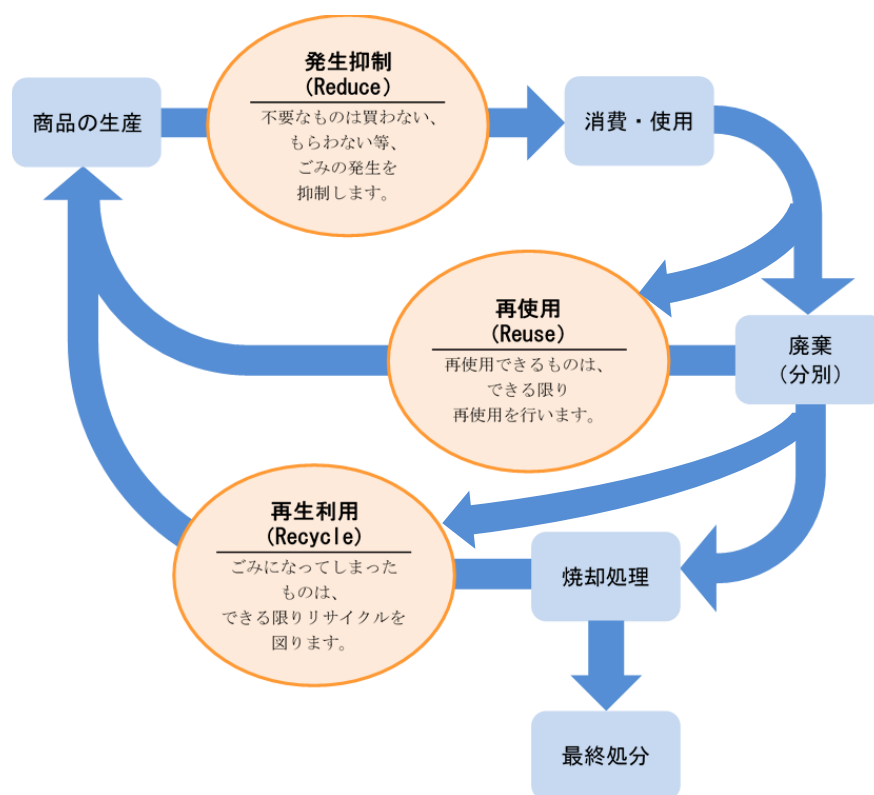


図 2-17 循環型社会のイメージ

2.4.2 基本方針

本市では、以下の4点を基本方針とし、基本理念の実現に向けて取り組みます。

基本方針1：市民の意識醸成と市民、事業者、市の連携推進

ごみ問題に対する市民や事業者の意識を向上させ、取組を推進していきます。また、市民、事業者、市の三者の連携が必要不可欠であるため、それぞれの役割を明確にし、相互の連携を図っていきます。

基本方針2：ごみの発生抑制・再利用・再生利用の推進

持続可能な社会を構築するために、市民や事業者に対し、具体的なごみの排出方法ならびにリサイクル手法を発信し、再利用や再生利用に取り組みやすい環境を整備してごみの発生抑制を推進していきます。

基本方針3：環境への負荷を抑えたごみ処理システムの構築

ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分の過程において発生する環境への負荷を抑制するとともに、リサイクルを推進していきます。

基本方針4：ごみゼロを見据えたごみ処理体制の構築

将来的に本市で発生するごみをゼロへ近づけるため、ごみの発生抑制などの3R運動の重要性を改めて市民や事業者へ発信し、ごみゼロへ取り組んでいきます。

『みんなでつくる循環型のまち 南相馬』

～廃棄から再利用・再資源化のまちづくり～

2.4.3 数値目標

(1) 本計画における数値目標

本計画における数値目標を表 2-31 に示します。

本計画では、基本理念の実現へ向け、計画期間の最終年度である令和 17 年度における数値目標を定め、ごみの減量化及び資源化等へ取り組みます。数値目標の達成には、市民、事業者、市の各主体が一体となって、ごみの減量化及び資源化等を積極的に推進する必要があります。本市では、16 の重点施策（P. 57～P. 70）を推進するとともに、市民ならびに事業者による取組を強化することにより、1 人 1 日あたりごみ排出量の目標値として全国同規模自治体において予想される平均と同等の水準である **748g/人・日** を達成するものとします。目標達成のためには、本計画で定める数値目標の達成に向けた取組を継続して進め、生ごみの資源化や拠点回収の強化、ごみ処理の有料化といった、強力なごみの減量化に向けた施策や取組が必要であり、本計画の進行に応じて取組状況を評価し、適宜内容を見直します。

表 2-31 本計画における数値目標（令和 17 年度）

指 標	目標値
1 人 1 日あたりごみ排出量	748g/人・日以下
資源化率	23.6%以上
最終処分量	1,376t 以下
1 人 1 日あたり焼却処理量	539g/人・日以下

【各指標の考え方】

1 人 1 日あたりごみ排出量

= ごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量）/人口/年間日数

資源化率

=（直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量）/（ごみ処理量 + 集団回収量）×100

最終処分量

= 直接最終処分量 + 焼却残渣量 + 処理残渣量

1 人 1 日あたり焼却処理量

=（焼却施設搬入量 - 焼却施設搬出量）/人口/年間日数

(2) 本市における 1 人 1 日あたりごみ排出量の数値目標の考え方

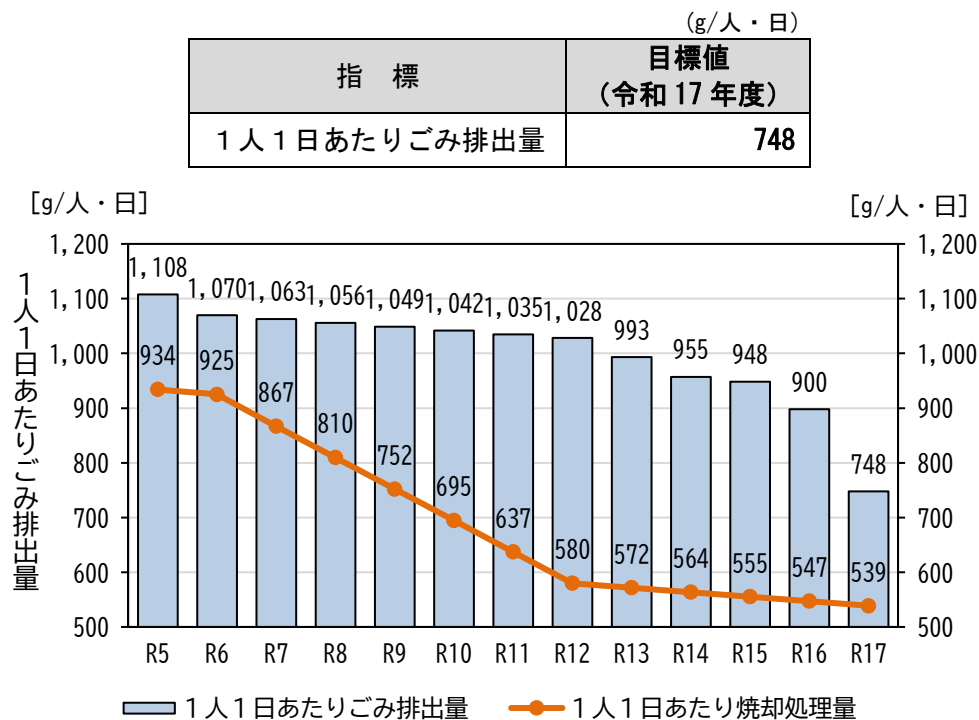
本市における 1 人 1 日あたりごみ排出量の数値目標は、前項にて示したとおり、全国同規模自治体において予想される平均と同等の水準とし、重点施策の実施により達成を目指します。

【参考】 1 人 1 日あたりごみ排出量の数値目標の試算

1 人 1 日あたりごみ排出量の数値目標の試算結果を表 2-32 及び図 2-18 に示します。

本市では、国の第五次循環型社会形成推進基本計画における 1 人 1 日あたり焼却処理量の令和 12 年度目標値 580g/人・日を達成し、令和 12 年度から令和 17 年度にかけても一定の推移で減少するものとします。また、令和 5 年度における 1 人 1 日あたり焼却処理量の全国平均値 661g/人・日に対する 1 人 1 日あたりごみ排出量の全国自治体の平均値は 851g/人・日あり、令和 17 年度における 1 人 1 日あたりごみ排出量についても、1 人 1 日あたり焼却処理量に対して令和 5 年度と同等の比率まで削減されると想定し、本市の数値目標を試算しました。その結果、数値目標は、令和 17 年度において 748g/人・日となり、市民・事業者の意識改革や更なるごみの減量化に向けた施策の実施が必要不可欠となります。

表 2-32 1 人 1 日あたりごみ排出量の数値目標の試算結果



※端数処理のため、数値が一致しないことがあります。

図 2-18 1 人 1 日あたりごみ排出量の数値目標の試算結果

2.4.4 本計画における数値目標の達成に向けた施策体系

(1) 施策体系

本計画における数値目標の達成に向けた重点施策を表 2-33 に示します。

数値目標の達成のためには、市民や事業者への普及啓発ならびにごみの減量・資源化等の推進を図る施策を実施する必要があります。本市では、上位計画である「福島県廃棄物処理計画」や「南相馬市第三次総合計画」、「第3次南相馬市環境基本計画」との整合を図りながら各種施策に取り組みます。本計画では、数値目標の達成や本市のごみ処理問題に大きく影響する15の施策を「重点施策」として設定し、市民・事業者・市が連携しながら、ごみの減量・資源化等に向けた取組を進めます。また、重点施策のうち、特に数値目標の達成に大きく影響する革新的な5つの施策を実施することにより、1人1日あたりごみ排出量を748g/人・日まで削減します。

なお、前回計画から引き続き実施する施策を「継続」、継続する施策において更に積極的に実施する施策を「強化」、新たに実施する施策を「新規」として区分します。また、重点施策は一般廃棄物処理実施計画において毎年度達成状況を評価し、評価に応じて施策内容の見直しや新たな取組を定めるものとします。

表 2-33 本計画における数値目標の達成に向けた重点施策

基本理念	基本方針	計画	施策	概要
みんなでつくる循環型のまち 南相馬	市民の意識醸成と 市民、事業者、 市の連携推進	① 市民の意識醸成・普及啓発計画	市民及び事業者への普及啓発【重点施策1】	・広報誌や啓発チラシの作成、市HPやSNS等を活用して、リサイクルやプレサイクルの考え方を周知【継続】 ・隣組未加入者や集合住宅居住者へごみの排出・分別方法や集団回収への協力を周知【継続】 ・市内イベント時の啓発ブース設置 ・学校のほか、行政区、地区の住民に対しごみの分別やリサイクル、食品ロスに関する説明会、出前講座を実施【強化】
			環境教育の推進【重点施策2】	・小中学生に対するごみ処理施設見学や環境教育の推進【強化】 ・学習の場としてごみ処理施設の見学受入やリサイクルプラザを活用【強化】
			市民及び事業者の取組推進	・市民クリーンデーや緑化活動等への積極的な参加を促進【継続】 ・食品ロス削減協力店の拡大【新規】
			地域活動の取組推進	・環境衛生推進委員による地域の衛生状況向上及び保全活動の推進・支援【継続】 ・学習センターや公会堂等での拠点回収を実施する等、地区に根ざした取組の推進体制を整備【継続】
			市民及び事業者のグリーン購入の推進	・市民や事業者へ環境配慮型製品に関する情報を提供し、グリーン購入を推進【継続】 ・リサイクル製品の使用促進やリサイクル製品の販売店の普及拡大を推進【継続】
			市民及び事業者との連携強化	・廃棄物再生事業者との連携の強化【継続】
		② 不法投棄対策計画	不法投棄の監視体制の強化【重点施策3】	・撮影機能を有する不法投棄監視カメラの設置【強化】 ・不法投棄監視員の活動支援【継続】
			不法投棄防止のための連携強化	・市内郵便局との情報提供に関する連携の強化【継続】 ・相双地方振興局との連携強化【継続】
			不法投棄予防と指導の強化	・不法投棄者への指導及び撤去命令【継続】 ・不法投棄廃棄物撤去事業の実施【継続】 ・不法投棄防止強化月間等において市民・事業者への普及啓発を実施【継続】
	ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進	③ 排出抑制・リサイクル計画	ごみの排出抑制へ向けた取組推進【重点施策4】	・市民や事業者による生ごみの水切り徹底、食品ロス削減を推進【強化】 ・マイバッグ・マイボトル持参を推進し、容器包装の削減を推進【継続】 ・事業者によるごみ排出抑制を推進【強化】 ・生ごみ処理容器設置報奨金の拡大【継続】 ・フードドライブの実施【新規】
			ごみの排出抑制へ向けた普及啓発【重点施策5】	・優良事業者表彰制度の検討【新規】 ・市民や飲食店に対して食品ロス削減のための啓発活動を実施【強化】
			適正分別の推進【重点施策6】	・紙ごみ、プラスチックの分別徹底及び簡易包装の推進【強化】 ・家庭ごみ収集カレンダーやごみ減量ガイドブック、ゴミサク、LINE等による分別の推進【新規】 ・リチウムイオン電池やスプレー缶の分別徹底、排出方法の周知【新規】 ・南相馬市ごみ分別アプリ、ごみ分別ゲームの周知と認知度向上【新規】
			リサイクルの推進【重点施策7】	・資源の集団回収拡大や収集物の品質向上、収集量の増加へ向けた取組の支援や実施【継続】 ・オフィス古紙等、事業者と市が連携したリサイクルシステムづくりの推進【強化】 ・小型家電、古着回収イベントの実施【新規】
	環境への負荷を抑えた ごみ処理システムの構築	④ 収集運搬計画	適正な収集・運搬体制の整備	・ごみ集積所の環境整備に取組み、生活環境衛生を向上【継続】 ・効率的な収集体制の整備【継続】 ・収集運搬許可業者への指導の検討【継続】 ・収集頻度及び収集日程の適宜見直し【継続】 ・収集・運搬方法へ市民の意見を反映【継続】 ・直接搬入手数料の見直しについて検討【新規】
		⑤ 中間処理計画	中間処理施設の整備【重点施策8】	・中間処理施設でのごみの適正処理と計画的な管理・運営を推進【継続】
		⑥ 最終処分計画	最終処分場の整備【重点施策9】	・最終処分場でのごみの適正処理と計画的な管理・運営を推進【新規】
		⑦ 脱炭素推進計画	脱炭素社会の推進【重点施策10】	・ごみ排出量の削減による温室効果ガスの削減を推進【新規】 ・バイオマス資源化による再生可能エネルギー活用の検討【新規】
	ごみゼロを見据えた 中・長期的な体制の構築	⑧ 中・長期的な ごみ処理体制整備計画	発生抑制に向けた施策の検討【重点施策11】	・クリーン原町センターへの直接搬入に対する見直し【新規】
			資源化に向けた施策の推進【重点施策12】	・プラスチック製容器包装の分別収集を呼びかけ、周知【新規】 ・小型家電の収集を推進【継続】 ・燃えるごみに含まれる資源物の資源化を推進【新規】
			高齢者世帯に対する収集・運搬の推進【重点施策13】	・要配慮者の家庭ごみに対する収集・運搬体制の確立【継続】
			収集・運搬体制の改善へ向けた施策の検討	・リサイクルステーション等の拠点回収の設置拡充【継続】 ・在宅医療廃棄物の適正な収集処理体制の検討【継続】
		⑨ 長期的な取組の 検討・実施計画	施設整備へ向けた施策の検討【重点施策14】	・新規焼却施設整備のための計画、スケジュール検討【強化】 ・新規最終処分場整備のための計画、スケジュール検討【強化】 ・民間活力を利用したリサイクル施設の整備を検討【継続】
			新たな資源化の実施に向けた取組【重点施策15】	・プラスチック使用製品廃棄物の一括回収を実施【新規】 ・使用済み紙おむつの資源化の調査・実施【新規】 ・剪定枝・草木類の資源化の調査・実施【新規】 ・生ごみの資源化の調査・実施【新規】
			新たな発生抑制に向けた取組【重点施策16】	・ごみ処理有料化の検討【新規】

※【継続】：前回計画から引き続き実施する施策、【強化】：継続する施策においてさらに積極的に実施する施策、【新規】：本計画から新たに取り組む施策、★：革新的な取組

1) 重点施策の実施内容

① 市民の意識醸成・普及啓発計画

本市は、市民ならびに事業者が本市のごみ問題に対して高い意識を持つように、様々な普及・啓発活動に取り組みます。

重点施策1：市民及び事業者への普及啓発

家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量は減少傾向にありますが、本市のごみ排出量は依然として多い状況です。市民や事業者へ、ごみの減量・資源化ならびに市民や事業者の役割に係る情報を発信し、ごみ問題に対する市民や事業者の意識向上を目指すため、以下の施策を推進します。

➤広報紙やパンフレット、市 HP 等を活用して、リサイクルやプレサイクルの考え方を周知

広報紙や市 HP 等を活用して、市民や事業者がリサイクルやリサイクルできる製品の購入（プレサイクル）方法に関する情報に触れる機会を増やし、ごみの減量・資源化方法や取り組む意義等について、広く周知します。

➤隣組未加入者や集合住宅居住者へごみの排出・分別方法や集団回収への協力を周知

隣組への未加入者や集合住宅居住者には、広報紙や集積所の清掃順番、集団回収の場所・日程等が情報として届きにくい状態となっています。そのような情報が届きにくい市民に対して、ごみの排出方法や分別方法を周知することで、分別の徹底を図ります。

強化施策

➤学校のほか、行政区、地区の住民に対しごみの分別やリサイクル、食品ロスに関する説明会、出前講座を実施

学校や行政区、地区の住民に対し説明会や出前講座を実施し、ごみの分別やリサイクル、食品ロスについて広く周知することにより、ごみ排出量削減と資源化率向上を図り、ごみに対する知見を持つ方を年齢・性別を問わず広げます。

重点施策2：環境教育の推進

本市は、全国的に1人当たりのごみ排出量が多いことから、市民1人1人がごみ問題に対して高い意識を持つとともに、ごみの減量化や資源化へ取り組める将来世代を育成する必要があります。市民1人1人の意識向上と将来世代の育成へ向け、以下の施策を進めます。

強化施策

➤小中学生に対するごみ処理施設見学や環境教育の推進

小中学生を対象としたごみ処理施設見学会や出前講座による環境教育の機会を設け、ごみ問題に取り組む意義やごみの減量・資源化方法等を伝えるとともに将来世代のごみ問題に対する意識向上を図ります。

強化施策

➤ 学習の場としてごみ処理施設やリサイクルプラザを活用

本市のごみ処理施設では年間 10 回程度、小中学校から見学を受け入れています。今後、ごみ処理施設やリサイクルプラザにおいて、小中学生だけでなく、市民の見学を積極的に受け入れるとともに、見学内容の充実を図ります。また、ごみ処理施設やリサイクルプラザにおいて、市民が実践できる講座を開催します。

② 不法投棄対策計画

本市では、次に挙げる不法投棄の防止に向けた対策に取り組めます。

重点施策 3：不法投棄の監視体制の強化

本市の不法投棄件数は減少傾向にありますが、引き続き監視体制を強化し、不法投棄の防止や不法投棄者の特定を進める必要があります。不法投棄の抑制のため、以下の施策を推進します。

強化施策

➤ 撮影機能を有する不法投棄監視カメラの設置

不法投棄の多発場所や見通しの悪い場所に撮影機能を有する監視カメラを設置し、不法投棄の抑止に努めるとともに、不法投棄者の特定を進めます。

➤ 不法投棄監視員の活動強化

不法投棄多発場所では、不法投棄監視員により定期的にパトロールを行うことで不法投棄の監視体制を強化します。

③ 排出抑制・リサイクル計画

本市では、市民・事業者・市が連携した協働体制のもと、総合的な3Rの対策の推進に向け、ごみの排出抑制ならびに資源化を促進させるため、様々な施策に取り組めます。

重点施策4：ごみの排出抑制へ向けた取組推進

本市の1人あたりのごみ排出量は多い状況にあることから、市民及び事業者に対して、生ごみの水切りや食品ロス削減等によるごみの排出抑制に向けた取組の推進を呼びかける必要があります。ごみの排出抑制へ向け、以下の施策を推進します。

強化施策

➤ **市民や事業者による生ごみの水切り徹底、食品ロス削減を推進**

ごみ質分析結果によると、燃えるごみ中の含水率は平均43%であることから、生ごみの水切り等を行うことで、排出量の削減が見込まれます。ごみの減量化や焼却処理の効率向上を目的に、市民や事業者へ生ごみの水切り徹底や、県の食品ロス削減啓発取組である「もったいない！食べ残しゼロ推進運動」の取組を呼びかけます。

➤ **マイバッグ、マイボトル持参を推進し、有料レジ袋の削減を推進**

ごみの排出を抑制するため、市民や事業者有料レジ袋の使用削減を促します。また、新たにごみ減量キャンペーンなどを実施して、レジ袋の削減と、買い物の際のマイバックの活用を呼びかけます。

強化施策

➤ **事業者によるごみ排出抑制を推進**

事業者に対し、過剰包装の抑制やリサイクル可能な包装の使用を呼びかけます。また、大量排出事業者に対し排出抑制を指導することでごみ削減を図ります。

新規施策

➤ **フードドライブの実施**

フードドライブとは、家庭で余っている食品を持ち寄り、地域の福祉団体や施設、フードバンク等に寄付する活動です。

ごみの排出抑制や食品ロスの削減を目的に、本市が主体となってフードドライブを定期的開催し、フードドライブについて普及啓発を行うとともに、市民へ参加を呼びかけます。

重点施策5：ごみの排出抑制へ向けた普及啓発

ごみの排出抑制に向けて、市が主体となり、市民及び事業者に対して適切な啓発活動や制度を展開していく必要があります。ごみの排出抑制に向けた普及啓発のため、以下の施策を推進します。

新規施策

➤ **優良事業者表彰制度の実施**

事業系ごみの減量や再資源化に積極的に取り組んでいる事業者や家庭系ごみの再資源化等に協力している事業者に対し、優良事業者として表彰し、市のホームページや広報で紹介する制度を実施します。

強化施策

➤ **市民や飲食店に対して食品ロス削減のための啓発活動を実施** (食品ロス削減推進計画を参照)

重点施策6：適正分別の推進

資源化率が低下していることから、ごみの適正な分別を推進する必要があります。市民や事業者のごみ分別を推進するため、以下の施策を推進します。

強化施策

➤ **紙ごみ、プラスチックの分別徹底及び簡易包装の推進**

燃えるごみ中に資源化可能な紙ごみやプラスチック類が混ざっているため、紙ごみならびにプラスチック分別の徹底を周知していきます。また、市民や事業者へ簡易包装を呼びかけ、使用される包装紙の削減も図っていきます。

新規施策

➤ **家庭ごみ収集カレンダーやごみ減量ガイドブック、ごみサク、LINE 等による分別の推進**

市民や事業者の適正なごみ分別を推進するため、家庭系ごみ収集カレンダーやごみ減量ガイドブック、LINE 等によって、分別方法の周知を図っていきます。また、ごみの分け方・出し方が検索できるごみ分別辞典サイト「ごみサク」の活用についても周知していきます。

新規施策

- リチウムイオン電池やスプレー缶の分別徹底、排出方法の周知
近年、リチウムイオン電池やスプレー缶の燃やせるごみ等への混入等によるごみ収集車両や中間処理施設における火災や事故が発生しています。市民、事業者へ向け、リチウムイオン電池やスプレー缶の危険性と正しい排出方法を周知しながら、分別の徹底を図ります。

新規施策

- 南相馬市ごみ分別アプリ、ごみ分別ゲームの周知と認知度向上
南相馬市ごみ分別アプリについて、市のホームページや広報で積極的に周知し、市民の認知度を向上させ、利用を促進することで分別の徹底を図ります。

重点施策7：リサイクルの推進

資源化率の向上に向けて、資源のリサイクルを推進する必要があります。市民や事業者のリサイクルを推進するため、以下の施策を推進します。

- 資源の集団回収拡大や収集物の品質向上、収集量の増加へ向けた取組の支援を実施
資源の集団回収拡大や収集物の品質向上、および集団回収の収集量増加を図るため、市民団体等に対し、資源ごみ回収奨励金制度を周知し、集団回収の促進を図ります。

強化施策

- オフィス古紙等、事業者と市が連携したリサイクルシステムづくりの推進
事業者と市が連携し、オフィス古紙等のリサイクルに取り組むシステムを推進していきます。

新規施策

- 小型家電、古着回収イベントの実施
資源の有効活用を目的として、小型家電、古着回収イベントを実施し、ごみの減量ならびに再資源化を促進するとともに、市民のリサイクルに対する意識向上を図ります。

④ 収集・運搬計画

本市は、これまでの体制に基づく収集運搬体制を維持するほか、ごみの収集の効率化や安全性の確保、環境負荷の低減などを視野に入れた収集運搬体制を整備するとともに、市民のニーズに対応できる収集運搬体制を目指します。また、中長期的な運転手不足等の懸念から、効率的な収集運搬体制のための調査等を行います。

⑤ 中間処理計画

本市は、所有する施設（焼却施設、粗大ごみ処理施設、資源化施設）の適正な運転、管理に努めていき、安定的な処理を継続します。また、新たに整備する施設を検討します。

重点施策８：中間処理施設の整備

本市の中間処理施設であるクリーン原町センターは、昭和 63 年の稼働開始から 30 年以上が経過し、平成 30 年度に基幹的改良工事を終え設備の改良及び更新が完了しましたが、令和 16 年度までに稼働を終了する予定です。施設の適切な維持管理を継続し、新たな施設の整備を検討していくため、以下の施策を推進します。

➤ 中間処理施設でのごみの適正処理と計画的な管理・運営を推進

引き続き、市民や事業者から排出されるごみを令和 16 年度まで適正に処理していくため、今後も中間処理施設の適正な管理・運営を行っていきます。

⑥ 最終処分計画

本市は、市内で発生したごみを継続的に処分するため、適正な維持管理に努めていくほか、新たな最終処分場の整備を検討し、継続的な処分体制を構築します。

重点施策９：最終処分場の整備

令和 3 年度に最終処分場の嵩上げ工事が完了しましたが、令和 16 年度までクリーン原町センターが稼働する間、安定した埋立処分を継続する必要があります。そのため、適正な維持管理を継続するとともに処分場の延命化、新たな処分先の確保等の対策を講じる必要があることから、以下の施策を推進します。

新規施策

➤ 最終処分場でのごみの適正処理と計画的な管理・運営を推進

令和 16 年度まで適正な埋立処分を継続していくため、今後も最終処分場の適正な管理・運営を行っていきます。

⑦ 脱炭素社会推進計画

脱炭素は、ごみの排出抑制や分別、リサイクルの徹底は、脱炭素社会の推進にもつながります。本市が目指すゼロカーボン社会の達成に向け、温室効果ガスの削減を図るとともに、再生可能エネルギー活用に努めます。

重点施策 10：脱炭素社会の推進

ごみ減量や再資源化を推進しながら、脱炭素社会の実現を目指します。

新規施策

➤ **ごみ排出量の削減による温室効果ガスの削減を推進**

3Rを徹底し、ごみの排出量の削減を推進することで、ごみの収集運搬や中間処理に伴い発生する温室効果ガスの削減に努めます。

新規施策

➤ **バイオマス資源化による再生可能エネルギー活用方法を調査**

脱炭素社会に向けて、食品残渣や木くずなどの生物由来の廃棄物バイオマスを活用し、温室効果ガスを発生しない再生可能エネルギーへの変換技術の導入可能性を調査します。

⑧ 中・長期的なごみ処理体制整備計画

本市において、中・長期的な視点で、新たなごみ処理事業体制を構築するための検討や施策を実施します。

重点施策 11：発生抑制に向けた施策の検討

ごみ排出量の削減をより推進するとともに、ごみの発生抑制に向けた処理体制を構築し、クリーン原町センターへ搬入されるごみの削減を目指します。

新規施策

➤ **クリーン原町センターへの直接搬入に対する見直し**

クリーン原町センターでは、市民や事業者によるごみの直接搬入を受け入れていますが、市外からの持ち込みや不適切な分別を防止するため、管理体制を強化します。また、安定したごみ処理の継続に向け、手数料の見直しを検討するとともに、民間処理事業者への搬入ならびに外部施設での処理体制を構築し、品目に応じた適切な搬入を市民や事業者呼びかけていきます。

重点施策 12：資源化に向けた施策の推進

ごみの資源化をより推進するため、資源回収の実施を推進するとともに新たな資源回収を検討します。

新規施策

➤ **プラスチック製容器包装の分別収集を呼びかけ、周知**

本市では、令和4年4月より、プラスチック製容器包装の分別収集を実施しています。正しい分別方法は、市ホームページや広報で市民へ周知していきます。

➤ **小型家電の収集を推進**

平成25年4月に施工された「小型家電リサイクル法」は、デジタルカメラやゲーム機といった使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための法律です。本市では、平成29年8月より小型家電の収集を開始しており、引き続き、市民に対し更なる資源化促進を呼びかけます。

新規施策

➤ **燃えるごみに含まれる資源物の資源化を推進**

燃えるごみの中には紙類やプラスチックなどの資源化可能な品目が含まれています。市ホームページや広報で、資源化可能な品目ならびに適切な分別を呼びかけるとともに、新たに資源化可能な廃棄物がないか検討します。

重点施策 13：高齢者世帯に対する収集・運搬の推進

高齢化等の進行によりごみ出しが困難な高齢者世帯の割合が高くなることが予想されるため、対応する福祉担当課と連携しながら施策を推進します。

➤ **要配慮者の家庭ごみに対する収集・運搬体制の確立**

高齢者や障がい者世帯へ戸別に訪問しての家庭系ごみ回収等、ごみ出しが困難な方への支援を推進します。

⑨ 長期的な取組の検討・実施計画

本市において、数値目標を達成し、さらに長期的な視点で発生抑制や資源化を推進するための取組内容を検討し、実施します。

重点施策 14：施設整備へ向けた施策の実施

現在稼働中のクリーン原町センターは、老朽化のため令和 16 年度で稼働を終える予定となっており、最終処分場は更なる埋立容量の増加が不可能となっていることから、新たな施設整備を進めていきます。

強化施策

- **新規焼却施設整備のための計画、スケジュール策定**
新規焼却施設の整備に向けて、具体的な施設整備計画やスケジュールについて、一般廃棄物処理施設整備検討委員会等を通じて、策定を進めていきます。

強化施策

- **民間活力を活用したリサイクル施設整備の調査**
民間活力を活用することにより、財政負担の軽減や効率が図れることから、リサイクル施設の整備可能性について検討します。

重点施策 15：新たな資源化の実施に向けた取組

本市において、今後取り組むべき資源化の方策に加え、長期的な視点でさらに資源化を加速させるための取組を検討し、実施します。

新規施策

- **プラスチック使用製品廃棄物の一括回収を実施**
容器包装プラスチック類だけでなく、プラスチック使用製品廃棄物を一括回収することで、焼却ごみ量の削減と資源化率の向上を図ります。
本市の可燃ごみ中には、11%程度のプラスチック類が含まれており、一括回収を導入することにより可燃ごみ中のプラスチック類のうち 30%程度が資源化されることを見込んでいます。この取組により、令和 17 年度において 1 人 1 日あたりごみ排出量のうち 30g の削減効果が期待できます。なお、プラスチック類の資源化の方法は、容器包装リサイクル協会経由の指定法人ルートと、再商品化に至る一連のプロセスを民間に委託する認定商品ルートがあります。

新規施策

- **使用済み紙おむつの資源化方法の調査・実施**
紙おむつのリサイクルは、各地で実証実験等が行われており、今後の事業化も見込まれていることから、本市においても、民間事業者との協定を踏まえ、体制が整い次第、紙おむつのリサイクルに取り組みます。
この取組により、可燃ごみ中の紙おむつの 40%を資源化することを見込んでおり、令和 17 年度において 1 人 1 日あたりごみ排出量のうち 28g の削減効果が期待できます。

新規施策

➤ 剪定枝、草木類の資源化の調査・実施

本市では、草木類の資源化方法について、検証やモデル事業を実施し、本市の特性に最適化した資源化方法を確立します。体制が整い次第、草木類の資源化を実施します。

この取組により草木類の 50%程度が資源化されることを見込んでいます。これにより、令和 17 年度において 1 人 1 日あたりごみ排出量のうち 41g の削減効果が期待できます。

新規施策

➤ 生ごみの資源化の調査・実施

生ごみの資源化は、堆肥化やバイオガス化などの方法がありますが、特に堆肥化は、家庭においても比較的容易に取り組みやすいごみの減量化方法です。また、可燃ごみ処理施設においてもバイオガス化施設を併設する事例もあり、施設整備によって資源化率を向上させる方法もあります。

本市では、生ごみの資源化方法について、検証やモデル事業を実施し、本市の特性に最適化した資源化方法を確立します。この取組により生ごみの 40%程度が資源化されることを見込んでいます。これにより、令和 17 年度において 1 人 1 日あたりごみ排出量のうち 143g の削減効果が期待できます。

【参考】重点施策とその削減効果のイメージ

重点施策を段階的に講じることにより、全体のごみの割合から 24%のごみの削減が見込めます。

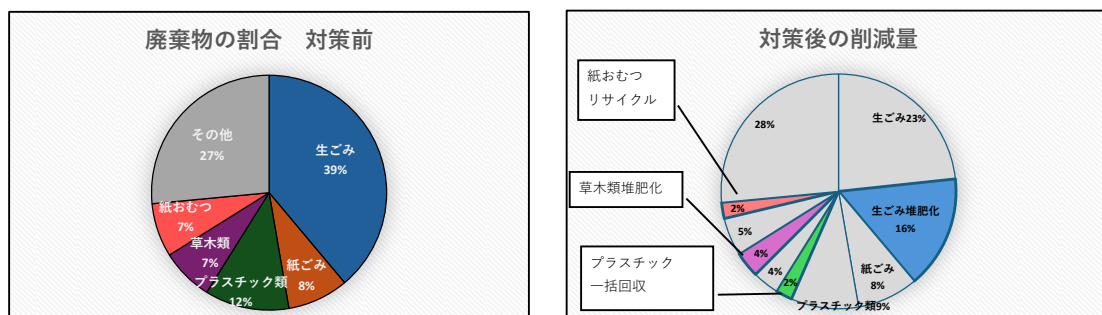


図 2-19 重点施策とその削減効果の比較イメージ

表 2-34 1人1日あたりごみ排出量削減の考え方 (g/人・日)

指標			令和6年度 (実績値)	令和17年度 (推計値)
【重点施策1】～【重点施策13】に取り組んだ場合の 1人1日あたりごみ排出量			1,070	989
削減 量	【重点 施策15】 の 実施 に よ	1 プラスチック製品使用廃棄物の一括回収	＝	▲30
		2 紙おむつリサイクルの実施	＝	▲28
		3 草木類の資源化の推進	＝	▲41
		4 生ごみの資源化の推進	＝	▲143
施策実施後の1人1日あたりごみ排出量			＝	▲748

※：端数処理のため、合計値が一致しない場合があります。

表 2-35 1人1日あたりごみ排出量削減の考え方

取組内容		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
【重点施策1】～【重点施策13】に 取り組んだ場合の見込み		1,070	1,063	1,056	1,049	1,042	1,035	1,028	1,021	1,013	1,006	999	989
【重点施策15】 に取り組んだ 場合の見込み	使用済み紙おむつ資源化								993	985	978	971	961
	プラスチック使用製品廃棄物の 一括回収								955	948	941	932	
	剪定枝、草木類資源化											900	891
	生ごみ資源化												748

※【凡例】 方向性検証 モデル事業期間 課題整理 運用開始

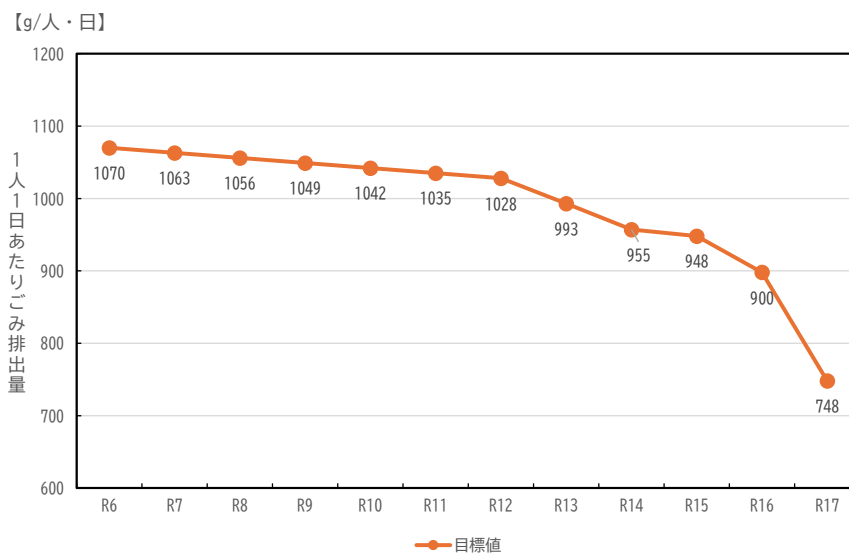


図 2-20 1人1日あたりごみ排出量削減の考え方

重点施策 16：新たな資源化の実施に向けた取組

本市において、今後取り組むべき資源化の方策に加え、長期的な視点でさらに資源化を加速させるための取組を検討し、実施します。

新規施策

➤ ごみ処理有料化の検討

ごみ処理の有料化とは、自治体が家庭から出るごみの処理にかかる費用の一部、または全部を、ごみを排出する住民から手数料として徴収する制度で、ごみ排出量の削減に効果的な施策として導入を検討する自治体が増加しています。他自治体における有料化の導入による効果を表 2-35 に示します。

ごみ処理の有料化の導入により、家庭系ごみ排出量や可燃ごみ排出量は、約 5～19%減少しています。また、表 2-35 におけるすべての自治体において、指定袋による徴収を行っており、一般廃棄物の排出量に応じて排出者が手数料を負担する「排出量単純比例型」を採用しています。

表 2-36 他自治体におけるごみ処理の有料化の導入による効果

自治体	導入時期	施策の効果
千葉県千葉市	平成 26 年 2 月	焼却ごみ量：約 5 %減少 (H25：262,580t→H26：250,531t)
石川県金沢市	平成 30 年 2 月	家庭系ごみ排出量：約 14%減少 (H29：102.6 千 t→H30：88.7 千 t)
栃木県日光市	平成 30 年 4 月	家庭系ごみ排出量：約 18%減少 (H29：25,220t→H30：20,804t)
奈良県生駒市	平成 27 年 4 月	家庭系ごみ排出量：約 18%減少 (H26：29,631t→H27：24,425t) 燃えるごみ量：約 19%減少 (H26：24,187t→H27：19,648t)
愛知県知多市	平成 29 年 4 月	1 人 1 日当たりの家庭系ごみ量：約 16%減少 (H28：632g/人・日→H29：533g/人・日)

出典：環境省 有料化検討事例集を基に作成

今後、ごみの減量化に向けた取組を進めるとともに、ごみ処理有料化の導入検討を開始します。5年後の計画見直し時点で、数値目標の達成が困難と考えられる場合は、ごみ処理の有料化実施の検討を開始し、一般廃棄物処理実施計画で実施を決定します。

なお、他自治体の有料化の導入事例から、有料化を導入することにより本市の 1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量が 15%減少するものと想定します。

2.4.5 本計画における数値目標の達成に向けた市民・事業者・市の役割

本計画における数値目標を達成するためには、市民・事業者・市がそれぞれの役割を理解し、本計画の基本理念である「みんなでつくる循環型のまち 南相馬」の実現のために、市民、事業者、市が一体となってごみ処理問題に協働で向き合い、行動する必要があります。

市民はごみを減らすための工夫・適正な分別、資源化活動等への積極的な参加が求められ、事業者は、生産から販売、廃棄に至る過程におけるごみ減量のための工夫が求められます。市はこれらの役割が実践されるための仕組みづくり、情報公開等を支援します。

(1) 市民の役割（重点施策に取り組む）

- ①ごみを減らす工夫を日常的な生活で心がけ、ごみをできる限り出さないライフスタイルを実践します。
- ② 購入した商品を長く使用するほか、商品選択時には繰り返し使用できる商品や環境に配慮した再生品を選択します。
- ③ 市の数値目標やごみ処理に係る方針等を理解し、市、事業者の行う取組に積極的に参加します。

【参考】家庭でできるごみ減量に向けた取り組み

(1) ごみの適正な分別

本市で発行しているごみ減量ガイドブックを参考に適正にごみを分別するだけで、十分に減量効果・リサイクル効果があります。

(2) 食品ロスの削減

P.76 からの食品ロス削減推進計画を参考に、家庭でもできる取り組みは「食べる分を購入」「過剰に除去しない」（野菜など食べられる部分まで除去しない）「食べ残さない」を心がけるだけで十分に食品ロスを防止できます。

(3) 生ごみ処理機の活用

コンポストや電気式の生ごみ処理機の購入に対して、本市では報奨金を支出しています。家庭で発生した生ごみを堆肥などに再利用することで、ごみを減らすことができます。

(4) リユースへの取り組み

使わなくなったものは、他のだれかが使うものかもしれません。本市ではリユース事業者などとも協定を締結しています。捨ててしまう前に一歩立ち止まって、捨てるしかないのか、考えてみてください。

(5) 小売店での段ボール回収の利用

一部小売店では、段ボールの回収と引き換えにお店のポイントと交換するサービスを提供しており、改修された段ボールはリサイクル業者が紙の材料としています。資源の循環を進めるためにも利用を検討してください。

(2) 事業者の役割（重点施策に取り組む）

- ① 原材料の選択や加工過程を工夫、容器包装の簡素化等を行い、排出抑制を推進します。
- ② 製品の再生利用等の取組を事業者間で連携して行う等の循環利用を推進します。
- ③ 耐久性に優れた商品の製造又は販売、故障時の修理体制の整備、長く使用するために必要な情報提供等を積極的に行います。
- ④ 自らが製造・販売等を行った製品や容器等がごみとなったものについて、可能な限り自主的に引き取りを実施し、循環利用を推進します。

(3) 市の役割（重点施策に取り組む）

- ① 排出されたごみの適正処理・処分を行います。
- ② ごみ処理に係る事業費の削減のため、各種取組を実施します。
- ③ ごみの減量、資源化に係る計画や目標の設定等、市民・事業者に対する取組を支援します。
- ④ ごみ処理事業の現状、技術的知見の把握・集約に努めるとともに、市民、事業者に必要な情報を積極的かつ明確に提供し、本市のごみ処理に係る市民、事業者の意識向上を促します。
- ⑤ ごみや資源物の循環利用に係る取組を支援します。
- ⑥ 追加施策の実施を検討し、廃棄物の削減に努めます。

2.4.6 ごみ処理主体

将来のごみ処理主体は表 2-37 に示すとおりです。

なお、当面の間は現状の体制を維持しますが、今後、ごみ処理を取り巻く状況の変化に応じて見直すものとします。

表 2-37 将来のごみの処理主体

区 分		家庭系ごみ	事業系ごみ
排 出 抑 制 分 別	燃 え る ご み	市 民	事 業 者
	燃 え ないごみ		
	粗 大 ご み		
	資 源 ご み		
収 集 運 搬	燃 え る ご み	委 託 業 者	自 社 搬 入 許 可 業 者
	燃 え ないごみ	委 託 業 者	
	粗 大 ご み	自 己 搬 入	
	資 源 ご み	委 託 業 者	
中 間 処 理 再 資 源 化	燃 え る ご み	市 資源回収業者	市
	燃 え ないごみ		
	粗 大 ご み		資源回収業者
	資 源 ご み		
最 終 処 分	焼 却 灰 ・ 飛 灰	市	市
	不 燃 残 さ 等		

※資源ごみ：缶類、びん類、紙類、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装、乾電池、蛍光灯、水銀体温計

3. 食品ロス削減推進計画

3.1 計画策定の趣旨

我が国では、まだ食べられる食品が生産、製造、販売、消費等の段階において、日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。食品ロス発生量の推移を図 3-1 に示します。令和 5 年度時点では、全国で 464 万 t の食品ロスが発生しています。

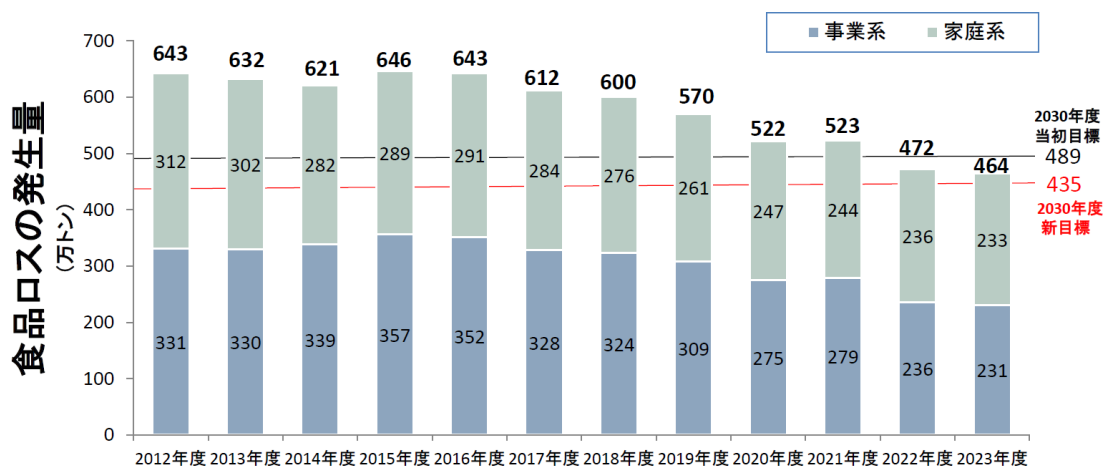
食品ロスに関しては、平成 27 年 9 月に国際連合で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で定められている「持続可能な開発目標」(SDGs) の一つに「持続可能な生産消費形態を確保する」ことが掲げられ、「2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体における 1 人当たりの食糧の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる」ことがターゲットとなるなど、食品ロス削減は、国際的にも重要な課題となっています。

国内では、「食品リサイクル法に基づく基本方針」(令和元年 7 月公表)において、家庭系及び事業系の食品ロスを平成 12 年度比で令和 12 年度までに半減するとの目標が定められています。なお、令和 4 年度時点で半減目標は達成できていますが、中長期的な推移の注視が必要とされています。

また、食品ロス削減推進法に基づき令和 2 年 3 月に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、地域における食品ロス削減の取組を推進していくために、市町村は食品ロス削減推進計画を策定することが求められています。

県では、「福島県環境基本計画(第 5 次)」、「福島県循環型社会形成推進計画」、「福島県廃棄物処理計画」等で食品ロス対策を重要な施策の一つに位置付け、持続可能な循環型社会の実現に向けて、県内における食品ロス発生量、食品ロスの発生要因及び県民・事業者の食品ロスに対する関心等を整理し、食品ロス削減施策を取りまとめた「福島県食品ロス削減推進計画」を策定しました。

このような流れを受け、本市においても食品ロス削減の取組を総合的かつ計画的に進めるために、食品ロス削減推進計画を策定します。



※2030(令和12)年度までに2000(平成12)年度の60%減、435万トンとする目標が定められています。

出典: 我が国の食品ロスの発生量の推移等(環境省)を基に作成

図 3-1 食品ロス発生量の推移

3.2 計画の範囲

3.2.1 食品ロスとは

食品ロスの対象を図 3-2 に示します。

食品ロスとは、食品廃棄物から不可食部（＝「調理くず」（野菜・果物の皮、肉・魚の骨など））を除いた、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことで、発生要因ごとに「直接廃棄（手付かず食品）」「過剰除去」「食べ残し」の3つに分類されます。



※「過剰除去」も概念上食品ロスに含まれますが、過剰であるかの判断が主観によるところが大きいいため、調理くずに含める場合もあります。

出典：家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書（令和元年5月版）（環境省）

図 3-2 食品ロスの対象

3.2.2 対象とする食品ロス

食品ロスには、家庭から生じる食品ロスと事業活動から生じる食品ロスがあります。このうち、事業活動から生じる食品ロスは、主に食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業（飲食店・飲食店・飲食店、宿泊施設等）の食品関連事業者から発生し、「事業系一般廃棄物に区分される食品ロス」があります。このうち、食品製造業から発生する食品ロスは、主に動物性残渣であり、産業廃棄物に該当します。

本計画の適用範囲は、「家庭から生じる食品ロス（家庭系食品ロス）」と「事業系一般廃棄物に区分される食品ロス（事業系食品ロス）」とします。

3.3 食品ロスに係る国、県の動向

3.3.1 関係法令

(1) 食品リサイクル法及び食品リサイクル法に基づく基本方針

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（以下「食品リサイクル法」という。）は、平成 13 年 5 月に制定され、食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料などの原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食など）による食品循環資源の再生利用などを促進しています。

食品リサイクル法に基づく基本方針は、食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するため、おおむね 5 年ごとに国が策定しているもので、令和 7 年 3 月に基本方針の見直しが行われました。

食品リサイクル法に基づく基本方針の数値目標を表 3-1 に示します。

表 3-1 食品リサイクル法に基づく基本方針の数値目標

指標	数値目標	目標年次
事業系食品ロス量	平成12年度から60%削減	令和12年度
食品廃棄物等の再生利用等の実施率	・食品製造業：95% ・食品卸売業：75% ・食品小売業：65% ・外食産業：50%	令和11年度

(2) 食品ロス削減推進法及び食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

食品ロス削減推進法は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として、令和元年 10 月に施行されました。当該法第 13 条において、市町村は、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされています。

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針は、食品ロス削減推進法第 11 条の規定に基づき、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めるもので、令和 2 年 3 月に閣議決定され、令和 7 年 3 月に見直されました。

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の数値目標を表 3-2 に示します。

表 3-2 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の数値目標

指標	数値目標	目標年次
家庭系食品ロス量	平成12年度から半減	令和12年度
事業系食品ロス量	平成12年度から60%削減	
食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合	80%	

3.3.2 国、県の関連計画

(1) 第五次循環型社会形成推進基本計画

第五次循環型社会形成推進基本計画の数値目標を表 3-3 に示します。

「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、5つの柱（重点施策）のうち、「3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現」において、地域の循環資源や再生可能資源を活用し、再生材として新たな製品等の原料としたり、肥飼料の原料としたりすることで地域に新たな付加価値や雇用を創出して地域経済を活性化するための取組として、国の法令・基本方針にあわせて、食品ロス量を平成12年度比で令和12年度までに半減させることを目標としています。

表 3-3 第五次循環型社会形成推進基本計画の数値目標

指標	数値目標	目標年次
食品ロス量	平成12年度から半減	令和12年度

(2) 福島県食品ロス削減推進計画

県では、令和2年3月に閣議決定された食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針を踏まえ、県内における食品ロス発生量、食品ロスの発生要因及び県民・事業者の食品ロスに対する関心等を整理し、食品ロス削減施策をとりまとめた、「福島県食品ロス削減推進計画」を令和4年6月に策定しています。

「福島県食品ロス削減推進計画」の数値目標を表 3-4 に示します。当該計画では、食品ロス量を平成12年度比で令和12年度までに半減するという国の数値目標を踏まえ、令和元年度における国の実績値を基準とした場合に、令和12年度までに14%の削減を目指す必要があることから、県でも家庭系・事業系食品ロス量を令和元年度比で令和12年度までに14%削減する目標としています。

表 3-4 福島県食品ロス削減推進計画の数値目標

指標	令和元年度（実績値）		令和12年度（目標値）		比率
	総発生量	1人1日当たり発生量	総発生量	1人1日当たり発生量	
食品ロス発生量	70,600 t	104.7 g	60,600 t	96.1 g	△14%
家庭系食品ロス	46,200 t	68.5 g	39,700 t	62.9 g	
事業系食品ロス	24,400 t	36.2 g	20,900 t	33.2 g	

3.4 食品ロスの現状

3.4.1 家庭系食品ロス発生量の推計

家庭系食品ロス量は、令和6年度に実施した可燃ごみ組成分析調査結果に基づく、家庭系可燃ごみに占める生ごみの組成割合を用いた、以下の推計式で計算されます。

【推計式】

$$\begin{aligned}
 & \text{①家庭系食品ロス量：家庭から排出される未利用（まだ食べられる）等による食品廃棄物量} \\
 & = \text{②家庭系食品廃棄物発生量} \times \text{③家庭系食品廃棄物に占める食品ロスの平均割合} \\
 & = (\text{④各年度の家庭系燃えるごみ量} \times \text{⑤各年度の可燃ごみに占める生ごみの組成割合}) \\
 & \quad \times \text{③家庭系食品廃棄物に占める食品ロスの平均割合}
 \end{aligned}$$

本市の家庭系食品ロス量の推計結果を表 3-5 及び図 3-3 に示します。家庭系食品ロス量は、平成30年度以降、年々減少傾向にあります。令和6年度の家庭系食品ロス量は1,822t/年、1人1日当たりの家庭系食品ロス量は89.1g/人・日と推計されます。

表 3-5 家庭系食品ロスの推計結果

区 分	単位	令和6年度
人口	人	56,011
年間日数	日	365
家庭系燃えるごみ量-----④	t/年	12,411
生ごみの組成割合-----⑤	%	43.8
家庭系食品廃棄物発生量-----②	t/年	5,439
平均食品ロス割合※-----③	%	33.5
家庭系食品ロス量-----①	t/年	1,822
1人1日当たり家庭系食品ロス量	g/人・日	89.1

※出典：食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査（環境省、令和6年度）

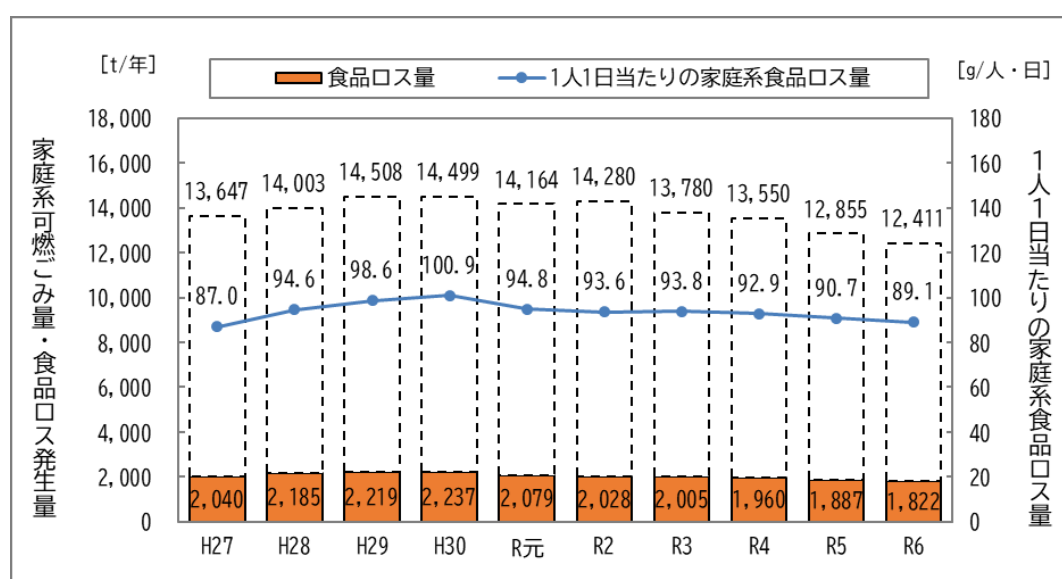


図 3-3 家庭系食品ロスの推計結果

3.4.2 事業系食品ロス発生量の推計

事業系食品ロス量は、令和6年度に実施した可燃ごみ組成分析調査結果に基づく、事業系可燃ごみに占める生ごみの組成割合を用いた、以下の推計式で計算されます。

【推計式】

$$\begin{aligned}
 & \text{①事業系食品ロス量} : \text{事業者から排出される未利用（まだ食べられる）等による食品廃棄物量} \\
 & = \text{②事業系食品廃棄物発生量} \times \text{③事業系食品廃棄物に占める食品ロスの平均割合} \\
 & = (\text{④令和6年度の事業系燃えるごみ} \times \text{⑤令和6年度の可燃ごみに占める生ごみの組成割合}) \\
 & \quad \times \text{③事業系食品廃棄物に占める食品ロスの平均割合}
 \end{aligned}$$

本市の事業系食品ロス量の推計結果を表 3-6 及び図 3-4 に示します。事業系食品ロス量は、平成 27 年度以降、年々減少傾向にあります。令和 6 年度の事業系食品ロス量は、586t/年、1 人 1 日当たりの事業系食品ロス量は 28.7g/人・日、1 日当たりの事業系食品ロス量は 1.6 t / 日と推計されます。

表 3-6 事業系食品ロスの推計結果

区 分	単位	令和 6 年度
年間日数	日	365
事業系燃えるごみ量-----④	t/年	5,966
生ごみの組成割合-----⑤	%	33.9
事業系食品廃棄物発生量---②	t/年	2,021
平均食品ロス割合※-----③	%	29.0
事業系食品ロス量-----①	t/年	586
1人1日当たり事業系食品ロス量	g/人・日	28.7
1日当たり事業系食品ロス量	t/日	1.6

※出典：食品循環資源の再生利用等実態調査（農林水産省、令和4年度）

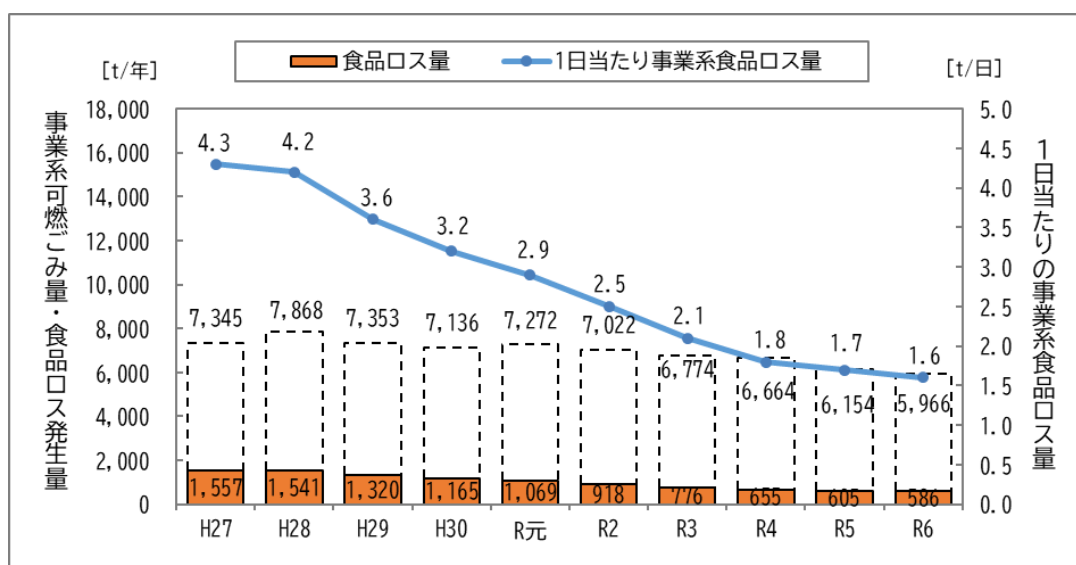


図 3-4 事業系食品ロスの推計結果

3.5 食品ロスの現状と課題

本市の食品ロスの現状と課題を下記に示します。

1) 家庭系食品ロスに関する課題
【現状】 ■本市の食品ロス量は、家庭系食品ロス量は家庭系ごみの減少に伴い、減少傾向で推移しています。
【課題】 ■家庭系食品ロスの主な発生要因は手付かず食品の直接廃棄や過剰除去、食べ残し等が考えられることから、各家庭において食品ロスの発生を抑制するため、「食料を買いすぎない」「食物を残さない」「賞味期限の近い商品から買う」等といった取組を推進していくために、市のホームページ等を通じて周知・啓発を行う必要があります。

2) 事業系食品ロスに関する課題
【現状】 ■本市の事業系食品ロス量は、家庭系食品ロスと同様に事業系ごみ量の減少に伴い、年々減少傾向で推移しています。
【課題】 ■事業系食品ロスは、業種別の食品ロス発生量や実態が把握できていない点が課題として挙げられます。事業系食品ロスの発生要因を特定し、削減に向けた効果的な施策を講じることが重要です。

3.6 食品ロス削減推進計画

3.6.1 基本理念

本市では、広報紙や市ホームページ等を活用し、食品ロスに関する情報発信に取り組んできました。その結果、本市の食品ロス削減は順調に進んでいます。しかし、今後人口減少等による生活様式の変化により、食品ロスの増加が懸念されます。

これからも食品ロス削減を継続して行うため食品ロスの発生抑制と減量化に取り組み、「環境に配慮したまちづくり」を実現します。

3.6.2 基本方針

本市では、基本方針を以下のとおり定め、基本理念の実現に取り組めます。

基本方針：食品ロスの発生抑制及び減量化の推進

食品ロス削減に対する市民や事業者の意識を向上させるため、必要な情報発信と普及啓発を行います。市民、事業者、市の三者の連携が不可欠であるため、それぞれの役割を明確にし、相互の連携を図っていきます。

3.6.3 数値目標

県は、1人1日当たり食品ロス量を家庭系、事業系ともに、令和12年度において、令和元年度比で14%削減することを目標とし、家庭系食品ロスは62.9g/人・日、事業系食品ロスは33.2g/人・日を目指しています。

本市では、家庭系食品ロスと事業系食品ロスともに、1人1日当たりの食品ロス量を数値目標の指標とします。目標値は、県の目標値の削減比率と同様に、令和6年度から令和17年度の12年間で14%削減することを目指し、目標年度である令和17年度において、家庭系食品ロスは76.6g/人・日、事業系食品ロスは24.7g/人・日を目指します。

本市の食品ロスに係る数値目標を表3-7に示します。

表 3-7 食品ロスに係る数値目標

項目	単位	実績値 令和6年度	中間目標年度 令和12年度	計画目標年度 令和17年度
1人1日当たり 家庭系食品ロス量	g/人・日	89.1	82.3	76.6
1人1日当たり 事業系食品ロス量	g/人・日	28.7	26.5	24.7
【参考】1日当たり 事業系食品ロス量	t/日	1.6	1.5	1.4

3.6.4 計画達成に向けた市民・事業者・市の役割

目標を達成するためには、市民・事業者・市の三者がそれぞれの立場で食品ロス問題を認識し、削減に向けた行動をする必要があります。

(1) 市民の役割

- ① 食品ロスの状況とその影響、削減の必要性について理解し、1人1人が自ら意識して削減へ向けた取組を行います。
- ② 冷蔵庫の棚卸しや無駄買いの抑制、食品ロス削減に取り組む店舗の利用、フードドライブの活用などにより食品ロスの削減に資する行動に取り組みます。
- ③ 日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを1人1人が考え、行動します。

(2) 事業者の役割

- ① 自らの事業活動により発生している食品ロスの状況を把握し、その削減の必要性について理解します。
- ② 事業活動の見直しや従業員等へ啓発を行います。
- ③ 消費者に対して、事業者自らの取組に関する情報発信や啓発を実施します。
- ④ 本市が実施する食品ロス削減に関する施策に協力します。

(3) 市の役割

- ① 本市における食品ロスの発生量や発生要因等を把握します。
- ② 食品ロス削減推進計画に基づき、市民、事業者と協力し、食品ロス削減に関する施策を推進します。
- ③ イベント等で食品を提供する場合は、本市自ら率先して食品ロスの削減を図ります。
- ④ 食品ロス削減の取組について、定期的に効果の検証を行い、必要に応じて計画を見直します。

3.6.5 重点施策

数値目標の達成へ向け、市民や事業者への食品ロス削減に関する情報発信及び普及啓発を実施する必要があります。本市では、重点的に以下の施策に取り組みます。

重点施策１：食品ロスの発生抑制

➤ 食品ロスに関する情報発信と普及啓発

消費者による発生段階における食品ロスの削減を図るため、以下の取組を実施します。

- ・ 消費者に対し、食品ロス削減に効果的に取り組むコツや、生活の中で容易に取り入れられる食品ロス削減の取組の情報について、広報紙や市 HP を用いて情報を発信します。
- ・ 食品ロス削減推進法により食品ロス削減推進月間と定められている毎年 10 月には、食品ロス削減に対する意識の醸成、削減への取組の機運を高める取組を行います。
- ・ 消費者に対し、賞味期限と消費期限の違いについて普及啓発を行います。
- ・ 市内の小学校で食品ロス削減に関する出前講座を実施します。
- ・ 市民の食品ロス削減への取組が、食品ロスの発生抑制につながっていることを実感できるよう、市内の食品ロスの排出状況についての情報を発信します。

重点施策２：食品関連事業者の取組に対する支援

➤ 事業者による食品ロス削減の推進

事業者からの食品ロスを削減するため、以下の取組を実施します。

- ・ 宴会等での食べきを促す 30・10（さんまるいちまる）運動等の飲食店における食べ残し削減のための取組の普及啓発を推進します。
- ・ 事業者に対し、「食べ残しゼロ協力店・事業所」についての認知度向上を図り、認定店舗数の拡大を推進します。
- ・ 事業者に対して、賞味期限の表示を年月日表示から年月への表示へと変更することや、納品期限の緩和などの商慣習の見直しについて情報を発信します。
- ・ 事業者と連携し、消費者に対してすぐに食べる食品は期限が近いもの（消費・賞味期限間近の食品）からの購入を促進します。
- ・ 事業者に対して、食べきりサイズの商品の導入や持ち帰り容器の導入を推進します。

重点施策３：未利用食品等の有効活用の促進

➤ フードドライブ、フードバンクの活用

- ・ 家庭等で発生する未利用食品を持ち寄るフードドライブについて啓発します。
- ・ 市民や事業者に対して、フードバンク活動について啓発します。

4. 生活排水処理基本計画

4.1 生活排水処理状況

4.1.1 生活排水処理体系

本市における生活排水処理の流れは図 4-1 に示すとおりです。

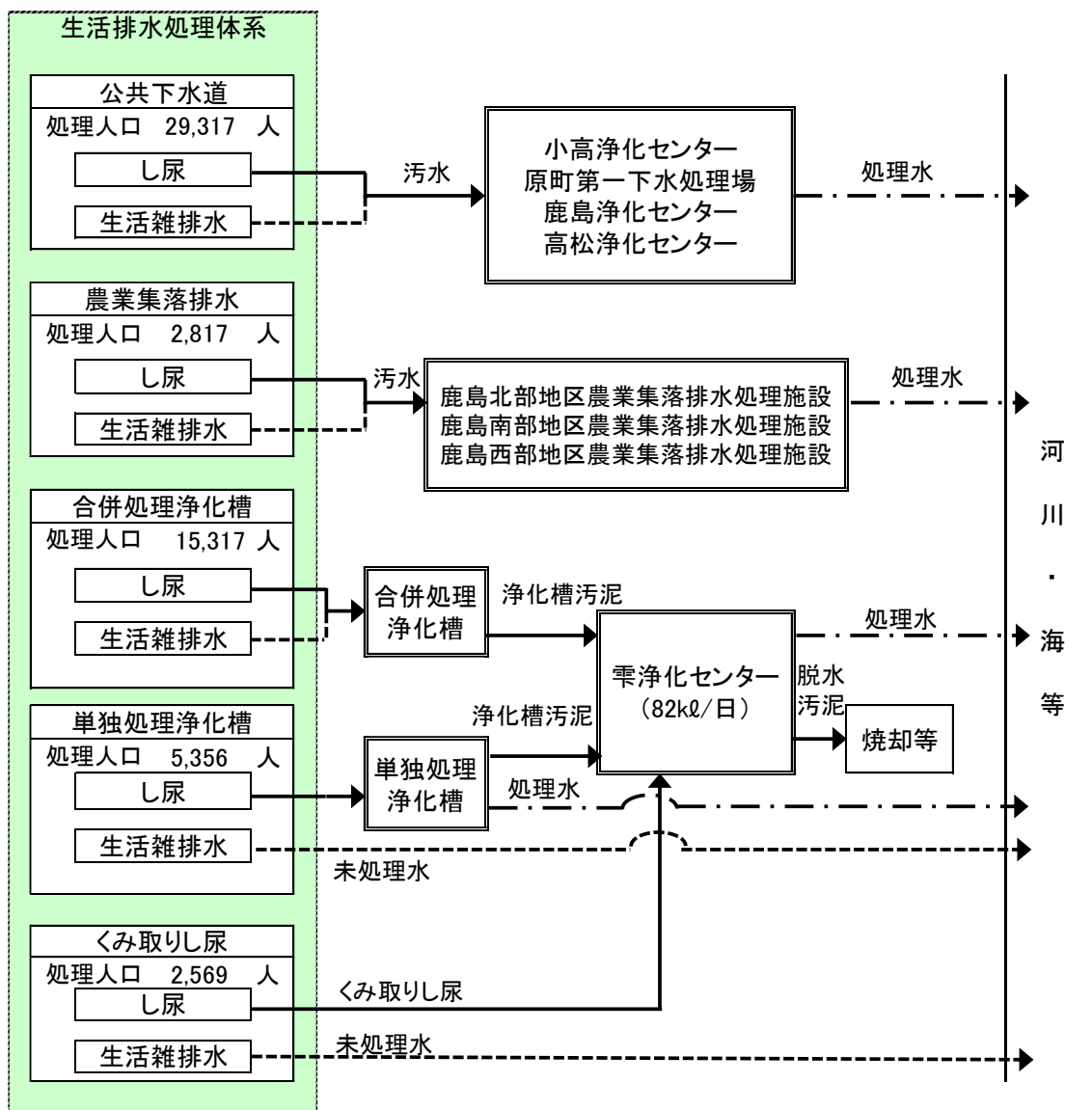


図 4-1 本市の生活排水処理フロー

4.1.2 生活排水処理人口及び処理率

本市の平成 27 年度から令和 6 年度までの処理形態別人口及び処理率を表 4-1 及び図 4-2 に示します。

水洗化・生活雑排水処理人口は、平成 28 年度以降にかけて増加傾向で推移し、その後は減少傾向となっています。

一方、令和 6 年度の非水洗化人口は 7,925 人であり、その内訳は、単独処理浄化槽が 5,356 人、くみ取りし尿人口が 2,569 人となっています。非水洗化人口は、下水道・農業集落排水処理施設への接続、合併処理浄化槽への転換が進んでいるため、徐々に減少しています。

令和 6 年度の生活排水処理率²は 85.7%となっており、平成 27 年度以降は増加傾向にあります。

表 4-1 処理形態別生活排水処理人口及び処理率

区 分	単位	実 績				
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画処理区域内人口（行政人口）		63,539	62,270	60,980	60,077	59,460
水洗化・生活雑排水処理人口		48,826	50,290	49,737	49,540	49,333
下水道		29,750	31,341	30,893	30,756	30,652
合併処理浄化槽		15,437	15,370	15,288	15,305	15,221
農業集落排水		3,639	3,579	3,556	3,479	3,460
非水洗化（生活排水未処理）人口		14,713	11,980	11,243	10,537	10,127
単独処理浄化槽		9,748	8,303	7,747	7,237	7,007
くみ取りし尿		4,965	3,677	3,496	3,300	3,120
【参考】 浄化槽人口		25,185	23,673	23,035	22,542	22,228
生活排水処理率	%	76.8	80.8	81.6	82.5	83.0
区 分	単位	実 績				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計画処理区域内人口（行政人口）		58,703	58,004	57,109	56,248	55,376
水洗化・生活雑排水処理人口		48,898	48,777	48,323	48,081	47,451
下水道		30,368	30,228	30,033	29,732	29,317
合併処理浄化槽		15,132	15,365	15,310	15,499	15,317
農業集落排水		3,398	3,184	2,980	2,850	2,817
非水洗化（生活排水未処理）人口		9,805	9,227	8,786	8,167	7,925
単独処理浄化槽		6,778	6,376	6,058	5,492	5,356
くみ取りし尿		3,027	2,851	2,728	2,675	2,569
【参考】 浄化槽人口		21,910	21,741	21,368	20,991	20,673
生活排水処理率	%	83.3	84.1	84.6	85.5	85.7

※生活排水処理人口は住民基本台帳の人口に基づいて集計を行っているため、計画処理区域内人口がごみ処理基本計画上の人口と異なっています。

² 生活排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口／計画処理区域内人口×100

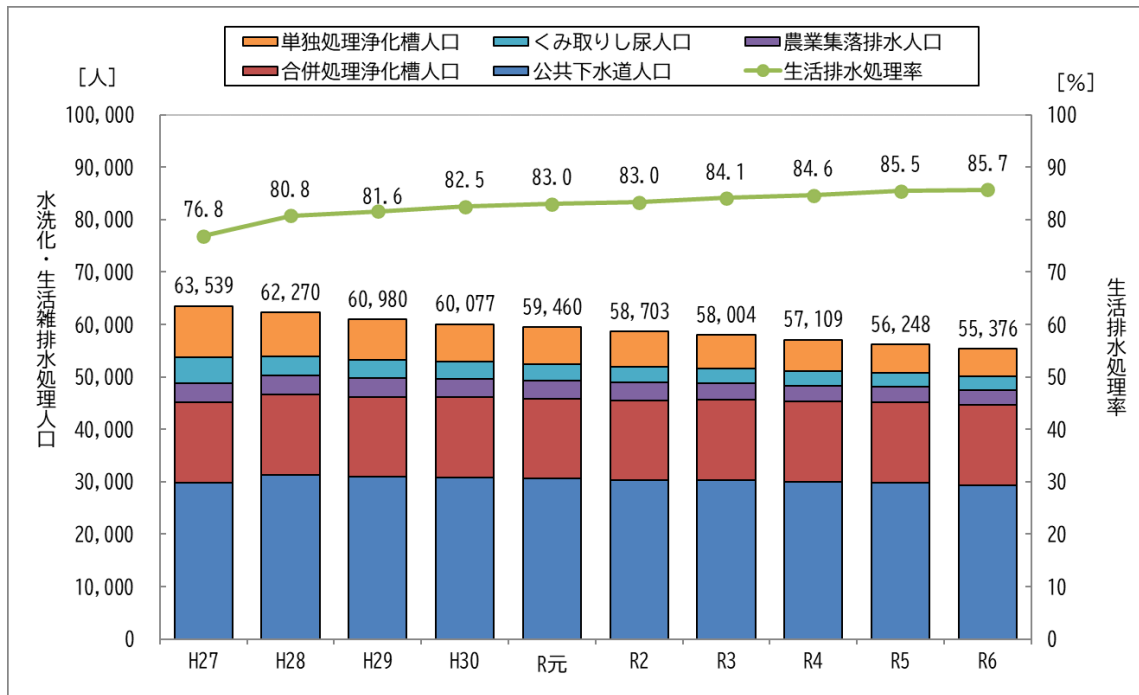


図 4-2 処理形態別人口及び処理率

4.1.3 生活排水処理主体

本市の生活排水の処理主体を表 4-2 に示します。

本市より発生するくみ取りし尿及び浄化槽汚泥は、本市のし尿処理施設（零浄化センター）において処理しています。

表 4-2 生活排水の処理主体

処理施設等の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
下水道	し尿、生活雑排水、工場等排水及び雨水	市
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人（設置主体）
農業集落排水処理施設	し尿、生活雑排水	市
単独処理浄化槽	し尿	個人（設置主体）
し尿処理施設（零浄化センター）	し尿、浄化槽汚泥	市

4.1.4 公共下水道整備計画の状況

本市の公共下水道の整備計画を表 4-3 に、処理場及びその供用開始年月日を表 4-4 に示します。

表 4-3 公共下水道整備計画

区 分	全体計画	事業計画
計画区域面積	1,408ha	1,320ha
計画処理人口	25,100 人	28,800 人
計画目標年次	R22 年度	R11 年度
計画汚水量（日最大）	10,270 m ³	11,789 m ³

表 4-4 処理場及び供用開始年月日

処理場及び供用開始年月日	
小高浄化センター （平成 9 年 3 月 31 日）	鹿島浄化センター （平成 12 年 3 月 31 日）
原町第一下水処理場 （昭和 49 年 4 月 1 日）	高松浄化センター （平成 3 年 4 月 1 日）
北泉浄化センター※ （平成 5 年 1 月 5 日）	

※北泉浄化センターは平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の津波被害により全壊し、災害危険区域に指定されたことに伴い施設復旧が困難となったため、処理区廃止予定となっています。

4.1.5 浄化槽の設置基数

本市の平成 27 年度から令和 6 年度までの浄化槽設置基数を表 4-5 に示します。

令和 6 年度の浄化槽設置基数は 10,829 基であり、その内訳は合併処理浄化槽が 7,873 基、単独処理浄化槽が 2,956 基でした。平成 27 年度以降、合併処理浄化槽の設置基数が増加傾向にありますが、単独処理浄化槽は減少傾向を示していることから、単独処理浄化槽からの転換が進んでいるといえます。

表 4-5 浄化槽の設置基数

区 分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
浄化槽設置基数	基	9,764	10,030	10,182	10,163	10,210
合併処理浄化槽	基	6,303	6,642	6,881	7,025	7,119
単独処理浄化槽	基	3,461	3,388	3,301	3,138	3,091
区 分	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
浄化槽設置基数	基	10,657	10,743	10,792	10,823	10,829
合併処理浄化槽	基	7,584	7,684	7,772	7,837	7,873
単独処理浄化槽	基	3,073	3,059	3,020	2,986	2,956

4.1.6 し尿等の収集運搬の検討

(1) し尿等収集運搬及び処理区分の現況

1) 収集区域の範囲

令和 6 年度現在のし尿及び浄化槽汚泥の収集区域は、市の行政区域全域です。

2) し尿等の収集運搬実施体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の実施主体を表 4-6 に示します。

一般家庭のし尿は、許可事業者による収集運搬が行われています。なお、そのくみ取り手数料は 1,560 円/180ℓとなっています。

表 4-6 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬実施主体

項目	収集対象	収集運搬実施主体
家庭系	し尿	許可事業者
	浄化槽汚泥	許可事業者
事業系	し尿	許可事業者
	浄化槽汚泥	許可事業者

4.1.7 し尿等の処理の現況と課題

(1) し尿処理の現況

1) し尿処理施設の概要

雫浄化センターの概要を表 4-7 に示します。

本市のし尿及び浄化槽汚泥は雫浄化センターへ搬入後、脱水希釈処理され、処理水は河川・海等へ放流され、脱水汚泥は焼却等により処理されます。

表 4-7 雫浄化センターの概要

所在地		南相馬市原町区雫字権現下 440 番地
建設年度	着工	平成 3 年 11 月
	竣工	平成 6 年 9 月
面積	敷地面積	15,550 m ²
	建物面積	2,888.86 m ²
処理方式		高負荷脱窒素処理方式＋高度処理付
処理能力		82kℓ/日（し尿 55kℓ/日、浄化槽汚泥 27kℓ/日）

2) し尿及び浄化槽汚泥排出量

本市のし尿及び浄化槽汚泥の排出量の実績を表 4-8 及び図 4-3 に示します。

令和 6 年度における年間排出量は 22,041 kℓ/年であり、その内訳はし尿が 893 kℓ/年、浄化槽汚泥が 21,148 kℓ/年でした。

年間排出量の推移は、平成 29 年度以降、減少傾向を示しています。

(2) し尿処理の課題

本市のし尿処理施設は、供用開始から 30 年以上が経過しており施設の老朽化が懸念されています。また、今後、本市の人口増加や公共下水道への接続、合併処理浄化槽への転換により、し尿・浄化槽汚泥の排出量は今後変動すると予測されることから、それぞれの排出量に留意し、適正に収集・処理が行える体制を維持する必要があります。

表 4-8 し尿及び浄化槽汚泥排出量の推移

区 分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年間排出量	kℓ/年	22,926	24,525	23,016	22,852	22,094
し尿	kℓ/年	4,634	4,887	3,100	2,193	1,993
浄化槽汚泥	kℓ/年	18,292	19,638	19,916	20,659	20,101
日平均排出量	kℓ/日	62.6	67.2	63.1	62.6	60.4
し尿	kℓ/日	12.7	13.4	8.5	6.0	5.4
浄化槽汚泥	kℓ/日	50.0	53.8	54.6	56.6	54.9
処理量	kℓ/年	22,926	24,525	23,016	22,852	22,094
し尿	kℓ/年	4,634	4,887	3,100	2,193	1,993
浄化槽汚泥	kℓ/年	18,292	19,638	19,916	20,659	20,101
区 分	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
年間排出量	kℓ/年	23,568	22,476	22,898	22,255	22,041
し尿	kℓ/年	1,864	1,436	1,079	1,084	893
浄化槽汚泥	kℓ/年	21,704	21,040	21,819	21,171	21,148
日平均排出量	kℓ/日	64.6	61.6	62.7	61.0	60.4
し尿	kℓ/日	5.1	3.9	3.0	3.0	2.4
浄化槽汚泥	kℓ/日	59.5	57.6	59.8	58.0	57.9
処理量	kℓ/年	23,568	22,476	22,898	22,255	22,041
し尿	kℓ/年	1,864	1,436	1,079	1,084	893
浄化槽汚泥	kℓ/年	21,704	21,040	21,819	21,171	21,148

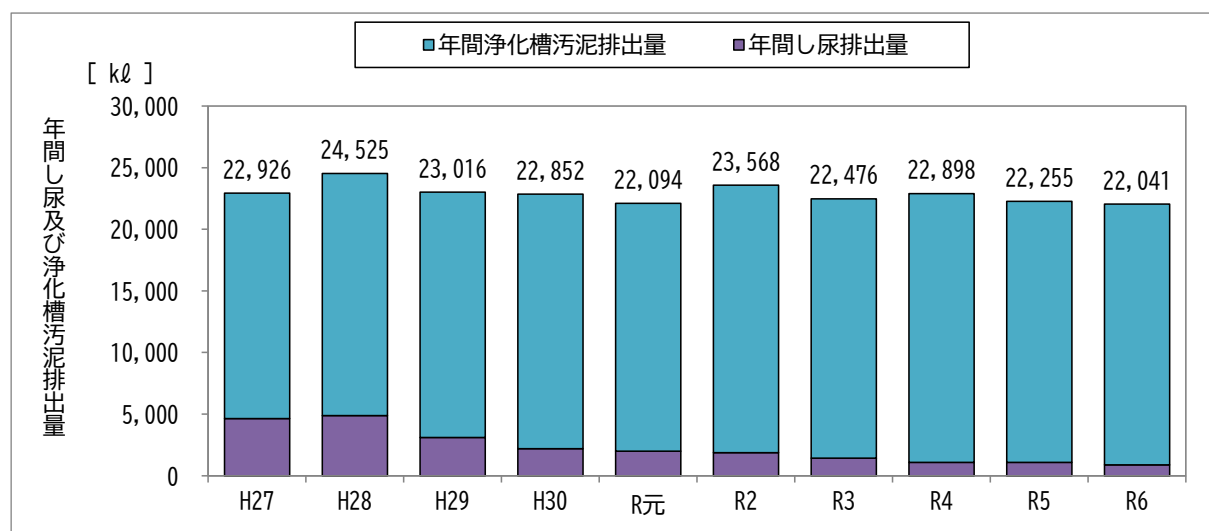


図 4-3 し尿及び浄化槽汚泥排出量の推移

4.1.8 生活排水処理対策の現況と課題

(1) 生活排水処理対策の現況

1) 下水道

公共下水道は、原町区（旧原町市）において昭和 49 年に原町第一下水処理場が供用開始しました。小高区（旧小高町）においては平成 9 年度に小高浄化センターが、鹿島区（旧鹿島町）においては平成 12 年度に鹿島浄化センターが供用を開始しています。

また、特定環境保全公共下水道事業として、原町区（旧原町市）の高松地区において平成 3 年度に高松浄化センターの供用を開始しています。なお、原町区（旧原町市）の北泉地区において平成 5 年度に北泉浄化センターの供用を開始しましたが、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の津波被害により全壊し、災害危険区域に指定されたことに伴い施設復旧が困難となったため、処理区を廃止する予定です。

2) 農業集落排水処理施設

農業集落排水事業は、鹿島区（旧鹿島町）が昭和 59 年度に事業に着手し、市街地周辺部の 4 地区で事業を実施しました。同事業は、平成 16 年度に完了しています。

3) 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、原町区（旧原町市）では平成 2 年度に、鹿島区（旧鹿島町）では平成 4 年度に、小高区（旧小高町）では平成 5 年度に、下水道事業計画区域及び農業集落排水事業区域以外を対象区域として、合併処理浄化槽設置整備事業が開始されました。

現在、本市では、合併処理浄化槽の設置に対して補助金制度を設けており、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を推進しています。また、令和元年度からは、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽の転換に対し、既存の単独処理浄化槽の撤去費に対する補助金の限度額の増額、及び配管工事費に対して補助金を交付しています。

(2) 生活排水処理の課題

本市の平成 27 年度から令和 6 年度にかけて、生活排水処理率は増加傾向にあり、単独処理浄化槽やくみ取りし尿からの転換が進んでいます。しかし、令和 6 年度における本市の生活排水処理率は 85.7%と、令和 5 年度の県の平均生活排水処理率（87.1%）よりも低くなっています。そのため、引き続き生活排水処理率の向上に向けて、下水道施設の整備を進めるとともに、合併処理浄化槽への転換を推進していく必要があります。

(3) し尿処理の課題

本市のし尿処理施設は、供用開始から 30 年以上が経過しており施設の老朽化が懸念されています。また、今後、本市の人口増加や公共下水道への接続、合併処理浄化槽への転換により、し尿・浄化槽汚泥の排出量は今後変動すると予測されることから、それぞれの排出量に留意し、適正に収集・処理が行える体制を維持する必要があります。

4.2 生活排水処理基本計画

4.2.1 基本理念

本市には、5河川の二級河川が流れており、小高区を流れる宮田川、小高川、鹿島区を流れる真野川、原町区を流れる新田川、太田川が他の支流河川と合流しながら、市を東西に横断して太平洋に注いでいます。本市は、豊かな水資源に恵まれた環境にありますが、生活様式の変化に伴う生活排水量の増大等により河川への影響が懸念されます。

豊かな水環境を保全していくため、家庭や事業所から排出される生活排水を適正に処理し、「安心・安全なまちづくり」を実現します。

4.2.2 基本方針

本計画では、生活排水処理の基本方針を以下のとおり定め、基本理念の実現に向けて取り組みます。

基本方針１：集合処理施設による処理を推進

市街地等の人口密集地域における生活排水は、下水道及び農業集落排水施設の集合処理施設による処理を基本とし、普及を図っていきます。

基本方針２：合併処理浄化槽による処理を推進

集合処理施設により処理する区域以外の地域については、合併処理浄化槽による処理の普及を図っていきます。

基本方針３：合併処理浄化槽への転換活動の実施

単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を使用している事業所又は家庭等については、合併処理浄化槽への転換促進を図っていきます。

4.2.3 生活排水処理の数値目標

令和 17 年度の数値目標は、令和 6 年度時点で旧計画の目標値を達成できていなかったことから旧計画の目標値を継続して目指すこととし、豊かな水環境の保全へ向け、今後も生活排水処理率の向上に努めます。

生活排水処理率目標値

本計画：おおむね 90%

4.2.4 生活排水処理人口の将来予測

処理形態別生活排水処理人口及び処理率の将来予測を表 4-9 及び図 4-4 に示します。下水道の普及等に伴い、計画目標年度には生活排水処理率は90%を超える見通しです。

表 4-9 処理形態別生活排水処理人口及び処理率の将来予測

区 分	単位	実績値 (令和6年度)	計画目標年度 (令和17年度)
計画処理区域内人口（行政人口）		55,376	52,122
水洗化・生活雑排水処理人口		47,451	47,327
下水道		29,317	30,259
合併処理浄化槽		15,317	14,417
農業集落排水		2,817	2,651
非水洗化（生活排水未処理）人口		7,925	4,795
単独処理浄化槽		5,356	3,239
くみ取りし尿		2,569	1,556
【参考】 浄化槽人口		20,673	17,656
生活排水処理率	%	85.7	90.8

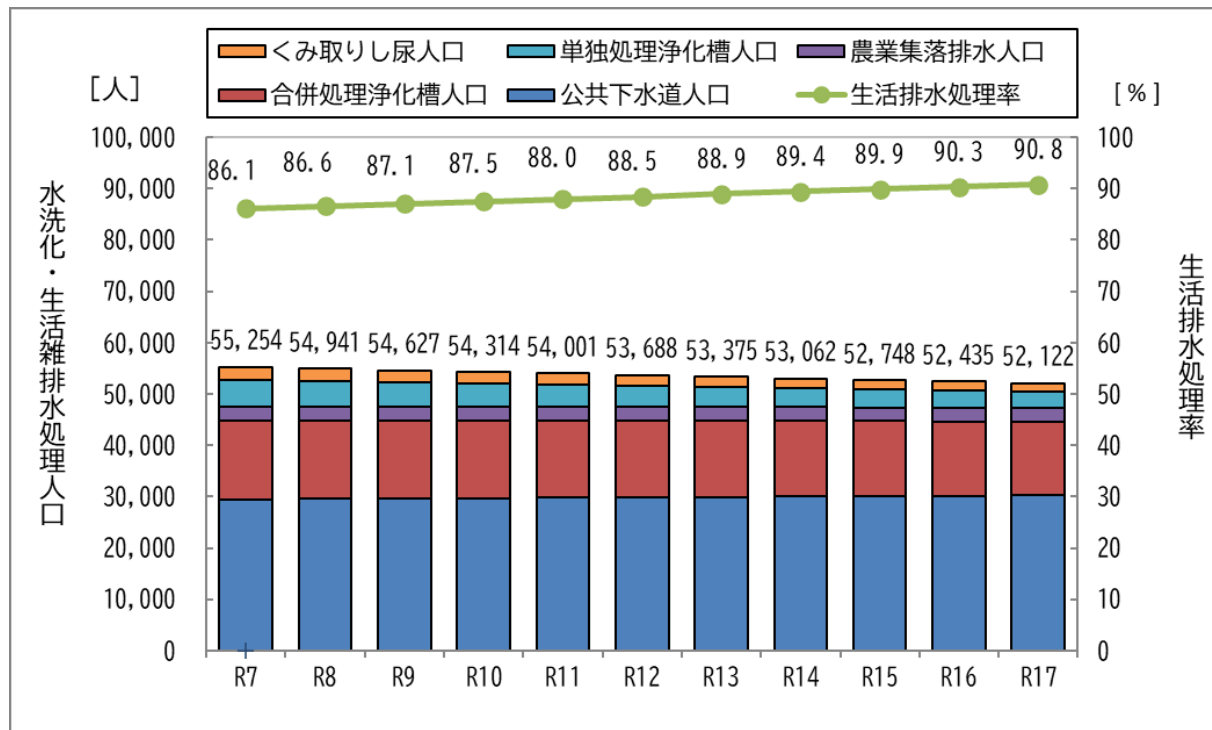


図 4-4 処理形態別人口及び処理率の将来予測

4.2.5 し尿及び浄化槽汚泥排出量の将来予測

し尿及び浄化槽汚泥排出量の将来予測を表 4-10 及び図 4-5 に示します。計画目標年度におけるし尿及び浄化槽汚泥の日平均排出量は、下水道の普及や人口減少などに伴い 10kℓ/日程度の減少が見込まれます。

表 4-10 し尿及び浄化槽汚泥排出量の将来予測

区分	単位	実績値 (令和 6 年度)	計画目標年度 (令和 17 年度)
年間排出量	kℓ/年	22,041	18,439
し尿	kℓ/年	893	707
浄化槽汚泥	kℓ/年	21,148	17,732
日平均排出量	kℓ/日	60.4	50.0
し尿	kℓ/日	2.4	1.9
浄化槽汚泥	kℓ/日	57.9	48.6
処理量	kℓ/年	22,041	18,439
し尿	kℓ/年	893	707
浄化槽汚泥	kℓ/年	21,148	17,732

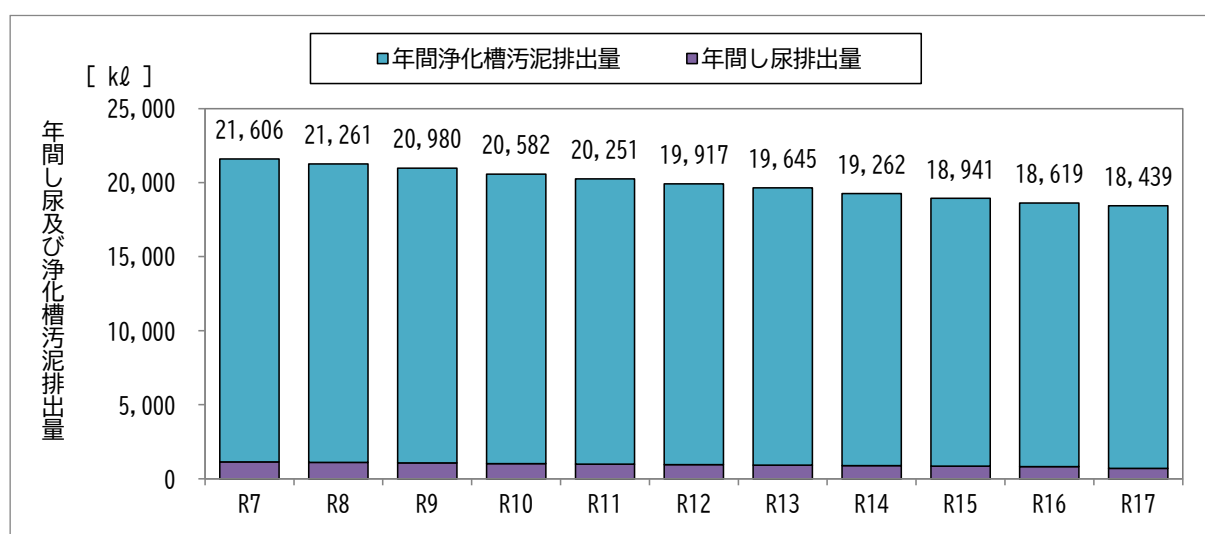


図 4-5 し尿及び浄化槽汚泥排出量の将来予測

4.2.6 生活排水処理施設整備計画

目標を達成するため、生活排水の適切な処理を推進します。

(1) 生活排水処理施設整備計画

1) 下水道

これまで、市街地等の人口密集地域において、重点的に整備を図ってきました。令和6年度時点では、行政人口の約53%が下水道に接続し、処理を行っています。今後も、整備・拡充を図り、下水道接続を推進します。

2) 合併処理浄化槽

下水道整備区域及び農業集落排水整備区域以外の地区においては、今後も単独処理浄化槽及びくみ取り便槽設置世帯の合併処理浄化槽への転換を推進します。そのため、「浄化槽設置整備事業補助金制度」を継続して実施することにより、生活雑排水処理体制の推進を図ります。

3) し尿処理施設

し尿処理施設では、市内から発生するし尿及び浄化槽汚泥の安定的かつ適正な処理を継続します。

(2) し尿・浄化槽汚泥の収集計画

1) 収集運搬

今後も生活圏から発生するし尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に収集運搬します。また、収集量に見合った収集体制を整備し、効率的かつ適正な収集を行います。

2) 収集の範囲

今後の復興状況と合わせながら、収集区域の範囲についても適宜見直します。

5. 計画の進行管理

本計画で掲げた目標の達成に向けて、計画的かつ効果的な施策の実行が必要となります。そのため、本計画では、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（点検・確認）、Action（見直し）のいわゆる PDCA サイクルにより、継続的に実施内容の点検、見直し、評価を行います。

なお、評価の指標として、表 5-1 に示すとおり、本市の数値目標として採用している 1 人 1 日あたりのごみ排出量、資源化率、最終処分量、1 人 1 日あたりの焼却処理量ならびに生活排水処理率を使用します。

実施計画で計画の進捗管理をすることを掲載する。

ごみ処理計画の策定（Plan）

本計画の策定に当たっては、その策定の趣旨、目的、目標について市民や事業者に対して明確に説明し、理解と協力を得るよう努めてきました。今後の計画の見直しに際しても、市民や事業者への明確な説明を通じて、理解と協力が得られるよう努めます。また、一般廃棄物処理実施計画を毎年度策定し、その中で一般廃棄物の排出状況や処理主体、収集運搬、中間処理、最終処分
の計画を定めます。

なお、本計画は、「広報みなみそうま」への掲載や広報活動、関係団体への情報提供等により、市民、排出事業者及びごみに関連する処理事業者等に広く周知します。

施策の実行（Do）

本計画に従い、ごみ処理、食品ロス、生活排水処理に係る施策を実行します。ごみ処理においては、重点施策に取り組むことで、本計画で定めた数値目標の達成を目指します。

評価（Check）

計画の進捗の評価に当たっては、本計画で定めたごみ処理、食品ロス、生活排水処理に係る数値目標の達成状況を精査するとともに、施策の効果を検証します。検証結果を踏まえ、数値目標や現行施策の見直し、新規施策の展開を行います。

なお、ごみ処理の評価については、「市町村における循環型社会づくりに向けたごみ処理システムの指針」（令和 7 年 3 月 環境省）に示された標準的な評価項目（指標）を用い、毎年度、ごみ処理システムの改善及び進捗の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、同指標に示されている「市町村一般廃棄物処理システム比較分析表」により、その結果を市民に公表します。

見直し（Action）

毎年の事業実績を分析し、評価結果やごみ処理を取り巻く社会情勢等の変化を踏まえて、翌年度の実施計画と 5 年後の本計画改正に反映させます。なお、見直しに当たっては、改定案を広く市民や事業者の説明し、理解と協力を得るよう努めます。

表 5-1 評価の指標

評価対象	指標の名称	単位	計算方法
廃棄物の発生	人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量	g／人日	(年間収集量＋年間直接搬入量＋集団回収量) ÷ 計画収集人口 ÷ 365 日(又は 366 日。以下同じ。)
廃棄物の再生利用	資源化率	%	総資源化量 ÷ (年間収集量＋年間直接搬入量＋集団回収量)
最終処分	最終処分量	t／年	焼却残渣＋不燃ごみ・粗大ごみ処理残渣
生活排水処理	生活排水処理率	%	水洗化・生活雑排水処理人口／計画処理区域内人口 × 100

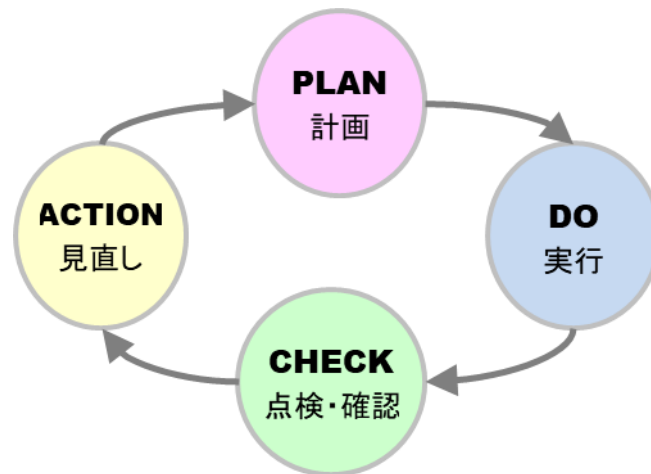


図 5-1 PDCA サイクル

南相馬市一般廃棄物処理基本計画 ～概要版～



令和 8 年 3 月



南 相 馬 市

『みんなでつくる循環型のまち 南相馬』

～廃棄から再利用・再資源化のまちづくり～

ごみの排出量を減らし、可能な限り資源化へ取り組んでいく循環型社会の形成には、市民や事業者、市がそれぞれの役割を理解し、協働して取り組むことが求められます。

本計画では前回計画の基本理念・基本方針を継続して掲げ、誰もが安心・安全に暮らせるまちを目指して取り組んでいきます。

1. 計画改定の趣旨

南相馬市（以下、「本市」という。）では、平成 28 年 3 月に令和 7 年度を計画目標として策定した「南相馬市一般廃棄物処理基本計画」を令和 3 年 6 月に改訂し、廃棄物の適正処理や排出量削減に向けて取り組んできました。しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以降、燃えるごみとして排出される草木類の増加、便利・簡単消費志向が定着する生活スタイルの変化、少子・核家族化による人口減少が起こっている一方で、世帯数の増加などにより、本市のごみ排出量は前回計画において予測したごみ排出量を大幅に上回っています。さらに、前回計画期間中には新型コロナウイルスが流行し、リモートワークの普及等、市民の生活様式や消費行動に大きな変化をもたらしました。

以上のことから、本市における一般廃棄物処理の現状や課題、廃棄物をめぐる社会・経済情勢などを踏まえ、前回計画で想定していた将来の一般廃棄物発生量等を大幅に見直す必要があることから、本市の一般廃棄物処理基本計画を新たに策定し他の計画と一体的に取り組めます。

また、近年国内外で課題となっている食品ロスの削減に関し、市町村は食品ロス削減推進計画を策定することが望まれていることから、本市でも、新たに「食品ロス削減推進計画」を作成し、食品ロスの発生抑制に取り組めます。

2. 計画目標年度

本計画は、令和 8 年度を初年度とした 10 年間の計画であり、令和 12 年度を改定年度とします。なお、諸条件に大きな変動があった場合には必要に応じて見直しを行います。

◇計画策定年度◇
令和 8 年度

◇改定年度◇
令和 12 年度

◇計画目標年度◇
令和 17 年度

3. ごみ処理基本計画

(1) ごみ処理状況及び課題

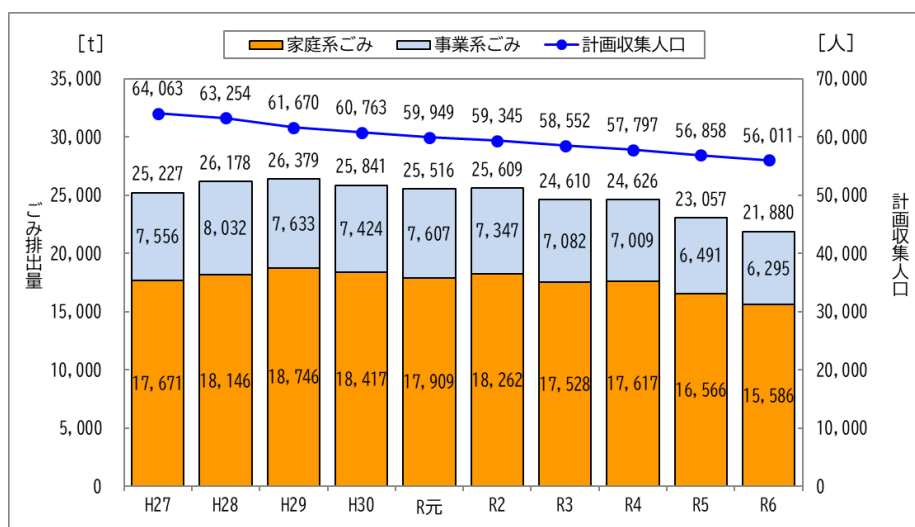
本市におけるごみ処理の現状及び課題の概要は以下のとおりです。

ごみの排出	- 人口減少に伴い量は減少するが、人口 1 人あたりのごみ量が高い傾向 - 燃えるごみ中の厨芥類（食品ロス）の割合が高いことから、食品ロス削減に効果的な方策の周知・啓発が必要
資源化・リサイクル	- 資源化量は横ばいの傾向 - 燃えるごみ中の紙・布類・プラスチック等のリサイクル可能物割合が多い
中間処理及び一般廃棄物処理施設の整備	- 排出段階における燃えるごみの含水率低下に向けた対策が必要 - クリーン原町センターが令和 16 年度に稼働停止予定であり、新たな施設の建設や整備方針の検討が必要
最終処分	- 最終処分量は横ばいの傾向だが、令和 16 年度までの埋立継続が必要 - 残余容量に応じて、新規最終処分場の整備や広域化の検討が必要
一般廃棄物処理経費	- 収集運搬経費が増加傾向であり、収集運搬ルート等の見直しが必要 - 中間処理経費削減のため、ごみの発生抑制や分別の徹底、維持管理計画等の適宜見直し等の検討が必要

(2) ごみ排出量の状況

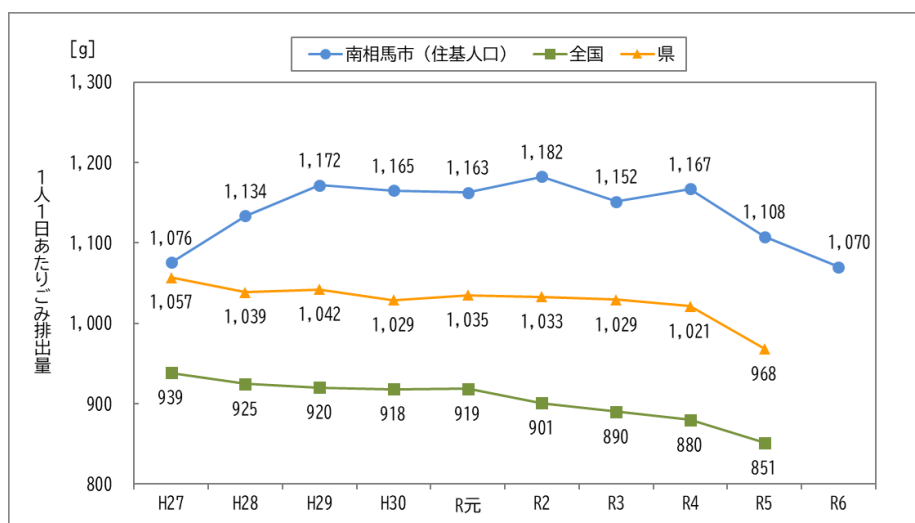
本市のごみ総排出量は令和6年度21,880tとなっており、平成27年度と比較して減少傾向にあります。
家庭系ごみ・事業系ごみ排出量ともに燃えるごみの割合が最も高い状況となっています。

家庭系・事業系ごみ排出量（令和6年度実績）



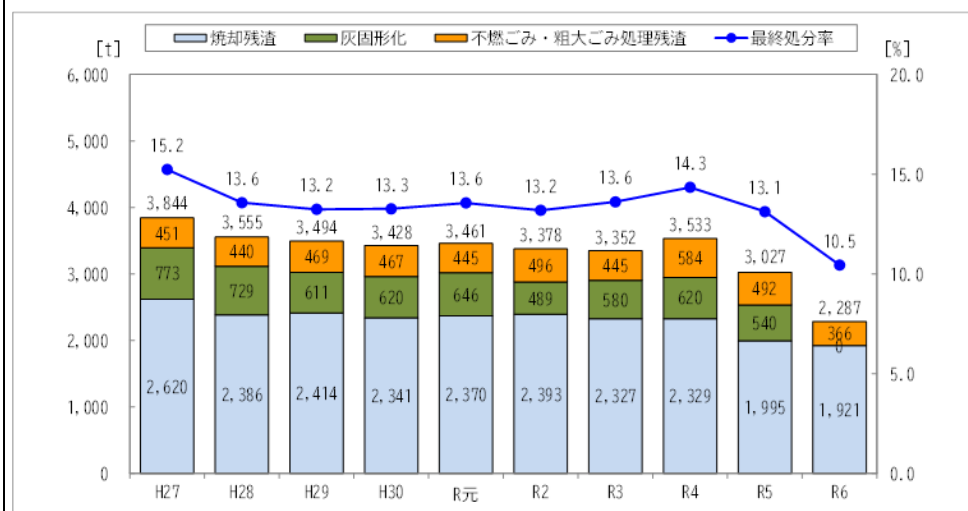
総排出量：21,880t
 家庭系ごみ排出量：15,586t
 →減少傾向
 事業系ごみ排出量：6,295t
 →減少傾向

1人1日あたりごみ排出量（令和6年度実績）



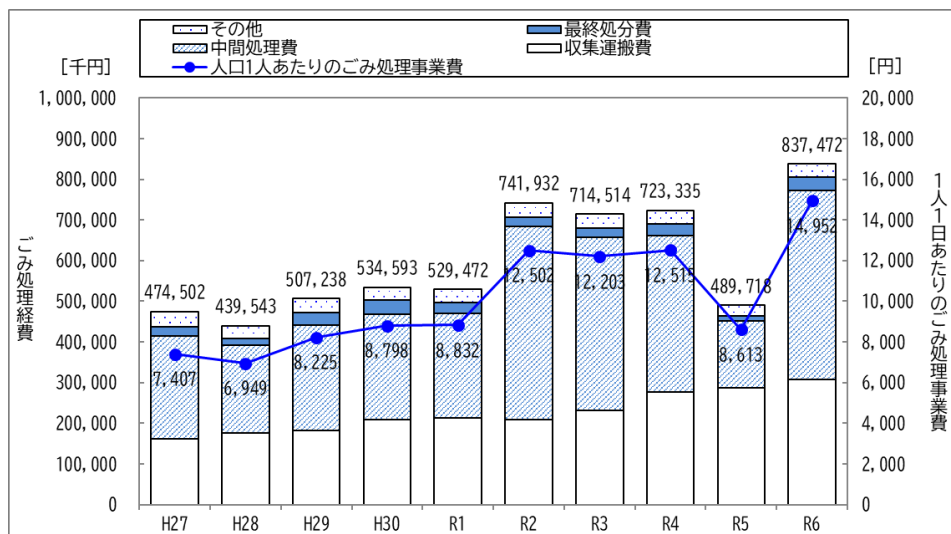
1人1日あたりごみ排出量
 本市人口：1,070g/人・日
 →増加から減少傾向

最終処分量及び最終処分率（令和6年度実績）



最終処分量：2,287t
 →減少傾向
 最終処分率：10.5%
 →減少傾向

ごみ処理経費（令和6年度実績）



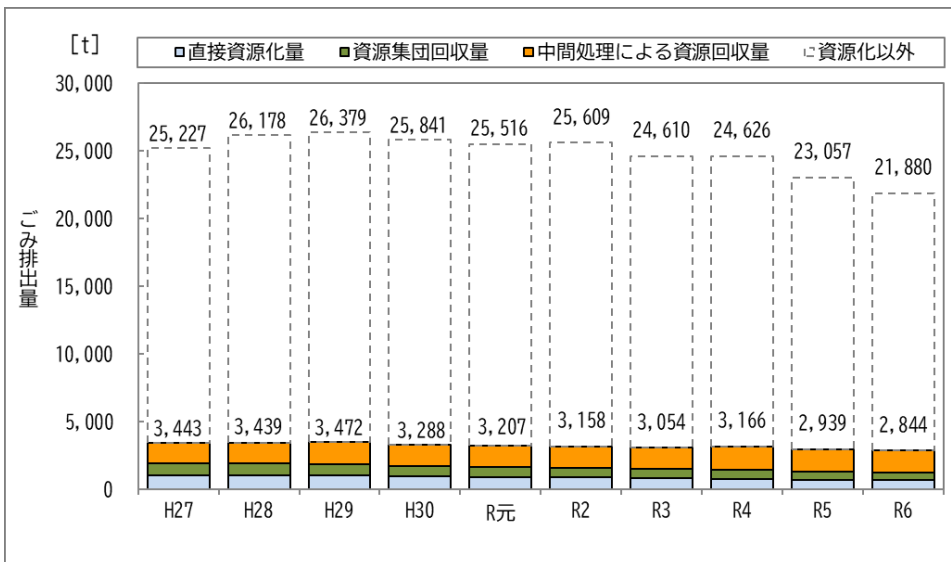
年間の処理経費：837,472 千円

→増加傾向

1人あたりの年間処理経費
：14,952 円

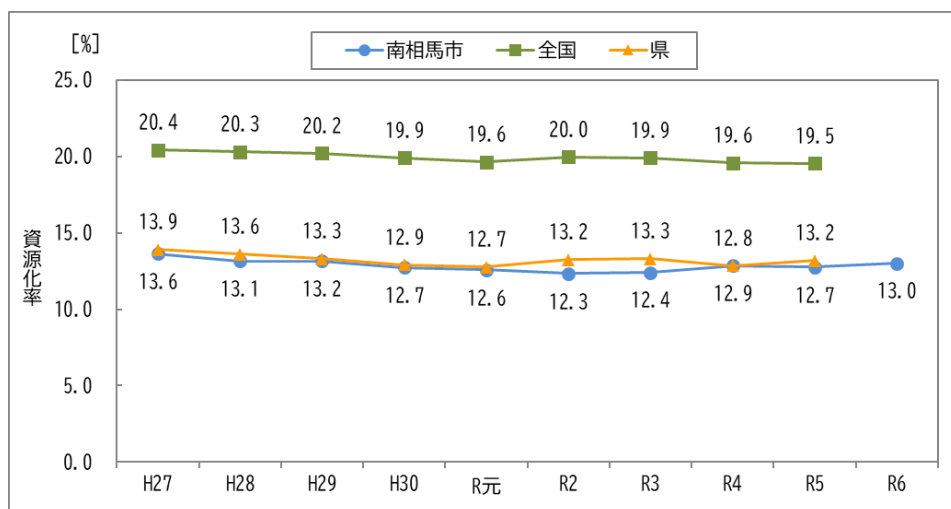
→増加傾向

資源化量及び資源化率（令和6年度実績）



資源化量：2,844t

→減少傾向



資源化率：13.0%

→横ばい

(3) 基本理念及び基本方針

本市の基本理念及び基本方針を以下のとおり定めます。

市民一人ひとりが「もの」を大切にし、捨てるものを減らし、資源が循環して使用されるまちを構築する。

『みんなでつくる循環型のまち 南相馬』

～廃棄から再利用・再資源化のまちづくり～

基本方針 1：市民の意識醸成と市民、事業者、市の連携推進

ごみ問題に対する市民や事業者の意識を向上させ、取組を推進していきます。また、市民、事業者、市の三者の連携が必要不可欠であるため、それぞれの役割を明確にし、相互の連携を図っていきます。

基本方針 2：ごみの発生抑制・再利用・再生利用の推進

持続可能な社会を構築するために、市民や事業者に対し、具体的なごみの排出方法ならびにリサイクル手法を発信し、再利用や再生利用に取り組みやすい環境を整備してごみの発生抑制を推進していきます。

基本方針 3：環境への負荷を抑えたごみ処理システムの構築

ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分の過程において発生する環境への負荷を抑制するとともに、リサイクルを推進していきます。

基本方針 4：ごみゼロを見据えたごみ処理体制の構築

将来的に本市で発生するごみをゼロへ近づけるため、ごみの発生抑制などの3R運動の重要性を改めて市民や事業者へ発信し、ごみゼロへ取り組んでいきます。

(4) 数値目標

計画目標年次である令和17年度の数値目標を以下のとおり定めます。

本市では、16の重点施策を推進し、令和17年度において1人1日あたりごみ排出量を748g/人・日まで削減するものとします。

■1人1日あたりのごみ排出量

【R6】1,070g/人・日⇒【R17】787g/人・日以下（R6年度比283g/人・日削減）

■リサイクル率

【R6】13.0%⇒【R17】23.6%以上

■最終処分量

【R6】2,287t/年⇒【R17】1,376t/年以下（R6年度比911t削減）

■1人1日あたりのごみ焼却処理

【R6】921g/人・日⇒【R17】539g/人・日以下（R6年度比382g/人・日削減）

(5) 今後の施策体系（重点施策）

基本方針1 市民の意識醸成と市民、事業者、市の連携推進

<市民の意識醸成・普及啓発計画>

重点施策1：市民及び事業者への普及啓発

- ◆広報誌や啓発チラシの作成、市HPやSNS等を活用して、リサイクルやプレサイクルの考え方を周知
- ◆隣組未加入者や集合住宅居住者へごみの排出・分別方法や集団回収への協力を周知
- ◆市内イベント時の啓発ブース設置【新規】
- ◆【強化施策】学校のほか、行政区、地区の住民に対しごみの分別やリサイクル、食品ロスに関する説明会、出前講座を実施

重点施策2：環境教育の推進

- ◆【強化施策】小中学生に対するごみ処理施設見学や環境教育の推進
- ◆【強化施策】学習の場としてごみ処理施設やリサイクルプラザを活用

<不法投棄対策計画>

重点施策3：不法投棄の監視体制の強化

- ◆【強化施策】撮影機能を有する不法投棄監視カメラの設置
- ◆不法投棄監視員の活動支援

基本方針2 ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

<排出抑制・リサイクル計画>

重点施策4：ごみの排出抑制へ向けた取組推進

- ◆【強化施策】市民や事業者による生ごみの水切り徹底、食品ロス削減を推進
- ◆マイバッグ・マイボトル持参を推進し、容器包装の削減を推進
- ◆【強化施策】事業者によるごみ排出抑制を推進
- ◆生ごみ処理容器設置報奨金の拡大
- ◆【新規施策】フードドライブの実施

重点施策5：ごみの排出抑制へ向けた普及啓発

- ◆【新規施策】優良事業者表彰制度の検討
- ◆【強化施策】市民や飲食店に対して食品ロス削減のための啓発活動を実施

重点施策6：適正分別の推進

- ◆【強化施策】紙ごみ、プラスチックの分別徹底及び簡易包装の推進
- ◆【新規施策】家庭ごみ収集カレンダーやごみ減量ガイドブック、ゴミサク、LINE等による分別の推進
- ◆【新規施策】リチウムイオン電池やスプレー缶の分別徹底、排出方法の周知
- ◆【新規施策】南相馬市ごみ分別アプリ、ごみ分別ゲームの周知と認知度向上

重点施策7：リサイクルの推進

- ◆資源の集団回収拡大や収集物の品質向上、収集量の増加へ向けた取組の支援や実施
- ◆【強化施策】オフィス古紙等、事業者と市が連携したリサイクルシステムづくりの推進
- ◆【新規施策】小型家電、古着回収イベントの実施

基本方針3 環境への負荷を抑えたごみ処理システムの構築

<中間処理計画>

重点施策8：中間処理施設の整備

- ◆中間処理施設でのごみの適正処理と計画的な管理・運営を推進

<最終処分計画>

重点施策9：最終処分場の整備

- ◆【新規施策】最終処分場でのごみの適正処理と計画的な管理・運営を推進

<脱炭素社会推進計画>

重点施策10：脱炭素社会の推進

- ◆【新規施策】ごみ排出量の削減による温室効果ガスの削減を推進
- ◆【新規施策】バイオマス資源化による再生可能エネルギー活用の検討

基本方針4 ごみゼロを見据えたごみ処理体制の構築

<中・長期的なごみ処理体制整備計画>

重点施策11：発生抑制に向けた施策の検討

- ◆クリーン原町センターへの直接搬入に対する見直し

重点施策12：資源化に向けた施策の検討

- ◆剪定枝等のチップ化によるバイオマス資源化の推進
- ◆【新規施策】使用済み紙おむつの資源化方法の調査
- ◆【強化施策】落葉、雑草、剪定枝等の堆肥化方法を推進
- ◆食品廃棄物の肥料化や飼料化を推進

重点施策13：高齢者世帯に対する収集・運搬の推進

- ◆要配慮者の家庭ごみに対する収集・運搬体制の確立

<長期的な取組
の検討・実施計画>

重点施策 15：新たな資源化の実施に向けた取組

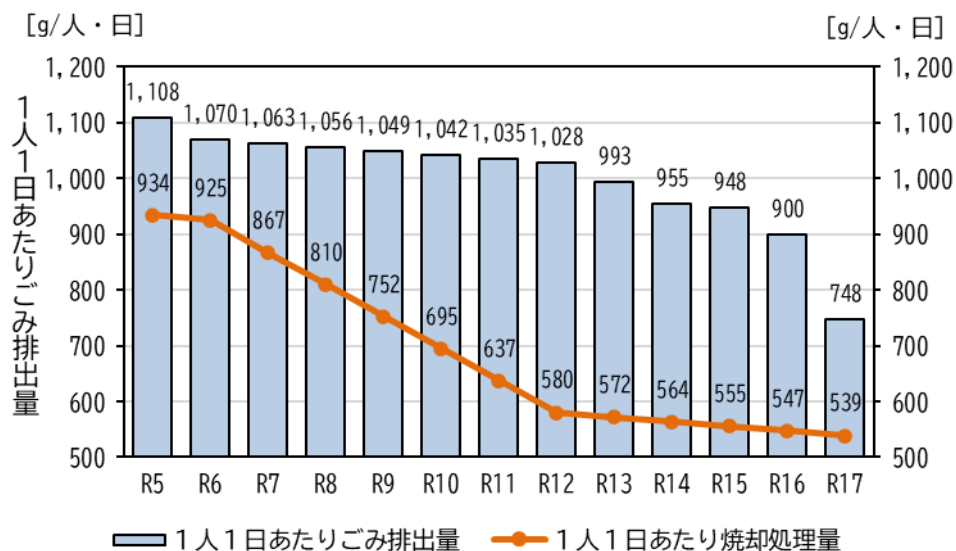
- ◆【新規施策】プラスチック使用製品廃棄物の一括回収を実施
- ◆【新規施策】使用済み紙おむつの資源化の調査・実施
- ◆【新規施策】剪定枝・草木類の資源化の調査・実施
- ◆【新規施策】生ごみの資源化の調査・実施

重点施策 16：新たな発生抑制に向けた取組

- ◆【新規施策】ごみ処理有料化の検討

(7) 1人1日あたりごみ排出量の将来推移

1人1日あたりごみ排出量の将来推移



1人1日あたりごみ排出量
：748g/人・日
1人1日あたり焼却処理量
：539g/人・日

(8) 数値目標の達成に向けた市民・事業者・市の役割

市民・事業者・市の役割

【市民の役割】

- ・ごみを減らす工夫を日常的な生活で心がけ、ごみをできる限り出さないライフスタイルを実践します。
- ・購入した商品を長く使用するほか、商品選択時には繰り返し使用できる商品や環境に配慮した再生品を選択します。
- ・市、事業者の行う取組に積極的に参加します。

【事業者の役割】

- ・原材料の選択や加工過程を工夫、容器包装の簡素化等を行い、排出抑制を推進します。
- ・製品の再生利用等の取組を事業者間で連携して行う等の循環利用を推進します。
- ・耐久性に優れた商品の製造又は販売、故障時の修理体制の整備、長く使用するために必要な情報提供等を積極的に行います。
- ・自らが製造・販売等を行った製品や容器等がごみとなったものについて、可能な限り自主的に引き取りを実施し、循環利用を推進します。

【市の役割】

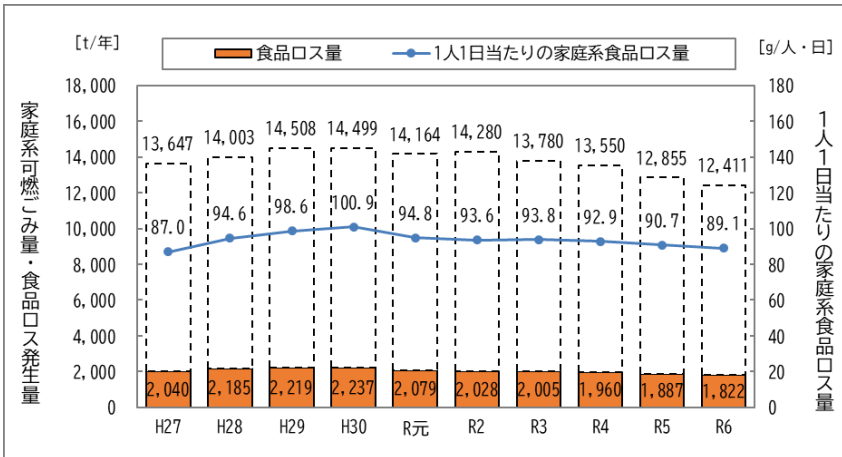
- ・排出されたごみの適正処理・処分を行います。
- ・ごみ処理に係る事業費の削減のため、各種取組を実施します。
- ・ごみの減量、資源化に係る計画や目標の設定等、市民・事業者に対する取組を支援します。
- ・ごみ処理事業の現状、技術的知見の把握・集約に努め、市民、事業者に必要な情報を積極的かつ明確に提供します。
- ・ごみや資源物の循環利用に係る支援等を行います。

4. 食品ロス削減推進計画

(1) 食品ロスの現状

本市における食品ロスの現状は以下のとおりです。

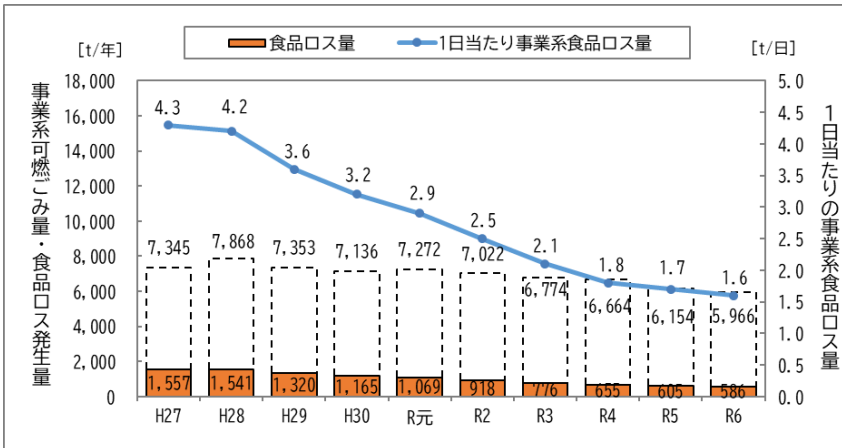
家庭系食品ロス量推計値



家庭系食品ロス量：1,822t
→増加から減少傾向

1人1日あたり食品ロス量
：89.1 g/人・日
→増加から減少傾向

事業系食品ロス量推計値



事業系食品ロス量：586t
→減少傾向

1日あたり食品ロス量
：1.6 t
→減少傾向

(2) 今後の食品ロス削減推進計画

基本方針：食品ロスの発生抑制及び減量化の推進

食品ロス削減に対する市民や事業者の意識を向上させるため、必要な情報発信と普及啓発を行います。市民、事業者、市の三者の連携が不可欠であるため、それぞれの役割を明確にし、相互の連携を図っていきます。

重点施策1：食品ロスの発生抑制

◆食品ロスに関する情報発信と普及啓発

重点施策2：食品関連事業者の取組に対する支援

◆事業者による食品ロス削減の推進

重点施策3：未利用食品等の有効活用の促進

◆フードドライブ、フードバンクの活用

(3) 数値目標

■1人1日あたりの家庭系食品ロス量

本計画：【R6】 89.1g/人・日 ⇒ 【R17】 76.6g/人・日（R6年度比14%削減）

■1人1日あたりの事業系食品ロス量

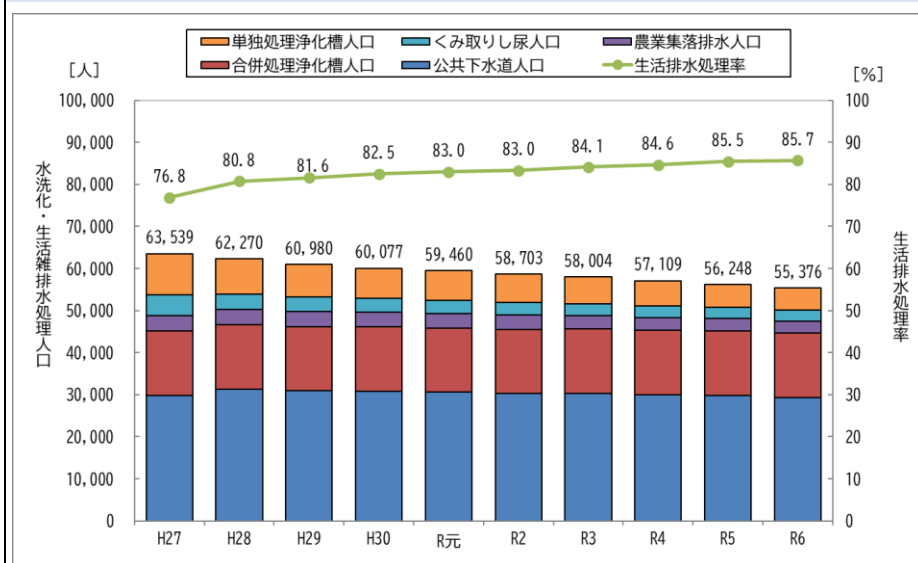
本計画：【R6】 28.7g/人・日 ⇒ 【R17】 24.7g/人・日（R6年度比14%削減）

5. 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水処理の現状

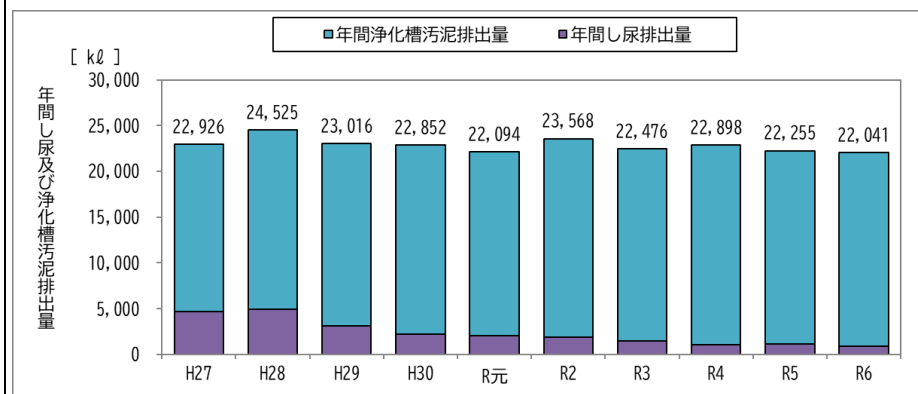
本市における生活排水処理の現状は以下のとおりです。

水洗化人口及び生活排水処理率



計画内処理区域人口
：55,376 人
→減少傾向
水洗化人口：47,451 人
→減少傾向
生活排水処理率：85.7%
→増加傾向

し尿及び汚泥排出量（令和 6 年度実績）



年間し尿排出量：893kL
→減少傾向
年間汚泥排出量：21,148kL
→減少傾向

(2) 今後の生活排水処理

基本方針 1：集合処理施設による処理を推進

市街地等の人口密集地域における生活排水は、下水道及び農業集落排水施設の集合処理施設による処理を基本とし、普及を図っていきます。

基本方針 2：合併処理浄化槽による処理を推進

集合処理施設により処理する区域以外の地域については、合併処理浄化槽による処理の普及を図っていきます。

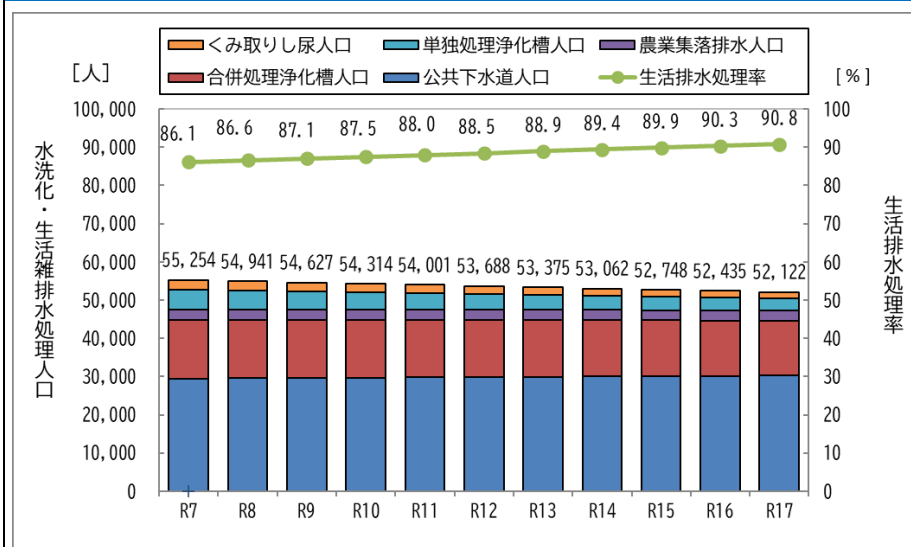
基本方針 3：合併処理浄化槽への転換活動の実施

単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を使用している事業所又は家庭等については、合併処理浄化槽への転換促進を図っていきます。

生活排水処理率目標値

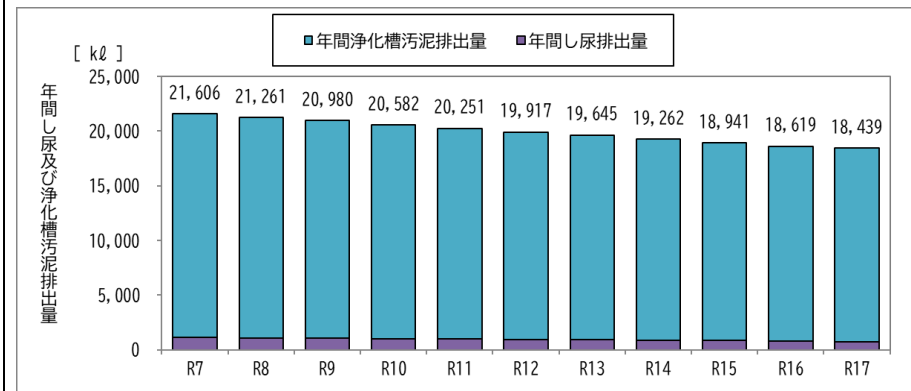
本計画：概ね 90%

生活排水処理人口及び処理率の将来推計



計画内処理区域人口
： 52,122 人
生活排水処理人口：47,327 人
生活排水処理率：90.8%

し尿及び浄化槽汚泥の排出量の将来推計



年間し尿排出量：707kL
年間汚泥排出量：17,732kL

南相馬市一般廃棄物処理基本計画【計画改定】

～概要版～

令和 8 年 3 月

発行 南相馬市市民生活部生活環境課

〒975-8686

福島県南相馬市原町区本町二丁目 27（本庁舎 1 階）

TEL 0244-24-5231 FAX 0244-23-0311

E-mail seikatsukankyo@city.minamisoma.lg.jp